



cutting through complexity

IFRS

First Impressions: IFRS 9 *Financial Instruments*

IFRS最新基準書の初見分析：
IFRS第9号「金融商品」

2014年9月

kpmg.com/ifrs



目次

根本的な変更であり、その適用にあたり慎重な計画が必要	2	7.3 主契約がIFRS第9号の適用範囲内の金融資産ではない場合	38
会計基準の設定	3	8. 分類変更	39
1. 重要事項	4	8.1 金融資産の分類変更の条件	39
2. 実務への影響	6	8.2 金融資産の分類変更の時期	40
3. 適用範囲	8	8.3 金融資産の分類変更時の測定	41
3.1 概要	8	9. 当初認識時の測定	42
3.2 自己使用(own-use)の例外規定	8	10. 当初認識後の測定	44
3.3 ローン・コミットメント及び契約資産	8	10.1 金融資産	44
4. 認識及び認識の中止	9	10.2 金融負債	45
5. 金融資産の分類	10	10.2.1 一般原則	45
5.1 はじめに	10	10.2.2 信用リスクの変動の測定	45
5.1.1 分類の概要	10	11. 償却原価及び実効金利法	50
5.1.2 償却原価区分	13	11.1 償却原価の計算	50
5.1.3 FVOCI区分	13	11.2 実効金利の計算	51
5.1.4 FVTPL区分	13	11.2.1 一般的なアプローチ	51
5.1.5 資本性金融商品をFVOCI区分に指定するという選択	14	11.2.2 信用リスクを調整した実効金利	52
5.2 契約上のキャッシュフローの評価 - SPPIの要件	14	11.3 実効金利を用いた利息収益及び利息費用の計算	53
5.2.1 「元本」及び「利息」の意味	15	11.3.1 一般的なアプローチ	53
5.2.2 貨幣の時間価値	17	11.3.2 信用が毀損している金融資産に関するアプローチ	53
5.2.3 契約上のキャッシュフローが生じる時期または金額を変化させる契約条項	19	11.4 見積キャッシュフローの変更	53
5.2.4 キャッシュフローに与える影響がほとんどないような特性または真正でない特性	22	11.5 金融資産の条件変更	54
5.2.5 ノンリコースの資産	22	11.5.1 概要	54
5.2.6 契約上リンクしている商品	23	11.5.2 金融資産の条件変更に係る利得または損失	55
5.2.7 SPPIの要件を満たす可能性のある金融商品またはSPPIの要件を満たさない金融商品の例	25	12. 減損	58
5.3 事業モデルの評価	27	12.1 減損規定の適用範囲	58
5.3.1 事業モデルの概要	27	12.1.1 一般的な規定	58
5.3.2 事業モデルの評価	27	12.1.2 資本性金融商品への投資	60
5.3.3 回収するために保有する事業モデル	30	12.2 新たな減損モデルの概要	60
5.3.4 回収と売却の両方の目的で保有する事業モデル	32	12.3 減損の原則的アプローチ	61
5.3.5 その他の事業モデル	33	12.3.1 予想信用損失の概念	61
6. 金融負債の分類	34	12.3.2 12ヶ月の予想信用損失及び残存期間にわたる予想信用損失	64
6.1 分類の概要	34	12.3.3 2ヶ月の予想信用損失または残存期間にわたる予想信用損失をいつ認識すべきか?	65
6.2 金融負債の公正価値オプション	35	12.3.4 信用リスクの著しい増加	66
6.2.1 区分表示によって会計上のミスマッチが創出または拡大されるか否かの判定	36	12.4 予想信用損失の測定	78
6.3 デリバティブ金融負債の取得原価での測定を認める例外規定の削除	37	12.4.1 概要	78
7. 組込デリバティブ	38	12.4.2 予想信用損失の測定	80
7.1 概要	38	12.4.3 見積期間 - 金融商品の残存期間	82
7.2 主契約がIFRS第9号の適用範囲内の金融資産である場合	38	12.4.4 発生確率で加重平均した結果	84

12.4.5	貨幣の時間価値	84	15.2.2	分類及び測定に関する移行措置	119
12.4.6	合理的かつ裏付け可能な情報	86	15.2.3	減損に関する移行措置	123
12.4.7	担保	88	15.2.4	IFRS第9号の旧バージョン	124
12.4.8	個別単位またはグループ単位の測定	89	15.3	IFRS第9号の当初適用に関する開示	126
12.4.9	金融保証契約及びローン・コミットメント	89	15.3.1	分類及び測定	126
12.4.10	予想信用損失の測定に関する設例	91	15.3.2	減損	127
12.5	直接償却	92	15.4	IFRS初度適用企業	127
12.6	当初認識時に信用が毀損している資産に関する特別なアプローチ	94	16. FASBの提案及びU.S. GAAPとのコンバージェンス	129	
12.6.1	「信用が毀損している資産」の定義	94	16.1	金融資産及び金融負債の分類及び測定	129
12.6.2	当初認識	95	16.2	減損	129
12.6.3	当初認識後の測定	95	16.3	ヘッジ会計	129
12.6.4	条件変更	97	本冊子について	130	
12.7	売掛債権、リース債権及び契約資産に関する簡素化アプローチ	97	謝辞	133	
12.7.1	概要	97			
12.7.2	定義	98			
12.7.3	測定に関する特定の論点	98			
12.8	財務諸表上の予想信用損失の表示	100			
12.8.1	償却原価で測定される資産、リース債権及び契約資産	100			
12.8.2	ローン・コミットメント及び金融保証契約	101			
12.8.3	FVOCIで測定される負債性金融商品	101			
12.9	予想信用損失と利息収益の関係	102			
12.10	バーゼル規制目的のモデルとの比較	102			
13.	ヘッジ会計	106			
14.	表示及び開示	107			
14.1	表示	107			
14.2	開示	107			
14.2.1	概要	107			
14.2.2	金融資産及び金融負債の分類及び測定	107			
14.2.3	信用リスク及び予想信用損失	109			
15.	適用日及び移行措置	117			
15.1	概要	117			
15.2	移行措置	118			
15.2.1	一般的な原則	118			

根本的な変更であり、その適用にあたり慎重な計画が必要

2014年7月24日に、IASBは、第4版であり最終版となる金融商品の会計処理に関する新たな基準書であるIFRS第9号「金融商品」を公表しました。IFRS第9号の最終版の公表をもって、金融危機を受けて2008年から始まったプロジェクトが完了します。この複雑な分野についての長期にわたる審議を経て、適用に向けた本格的な努力が開始される可能性があります。

新たな基準書には、金融資産の分類及び測定、並びに減損に関する改訂ガイダンスが含まれており、2013年に公表された新たなヘッジ会計の原則についても補完されています。

過去には、貸付金の損失に係る引当金の計上が「少なすぎであり、かつ遅すぎる (too little, too late)」という懸念が提起されました。減損の認識及び測定に関する新たな予想信用損失モデルは、このような懸念に対処し、すでに発生している損失と将来に予想される損失の一部の両方をカバーする引当金の計上を要求することにより、損失の認識を早期化することを目的としています。

新たな基準書は、銀行の貸付金ポートフォリオに係る信用損失の会計処理方法に重大な影響を及ぼします。貸倒引当金の計上額が増加し、その変動性が増大する可能性が高くなるとともに、新たな規定の適用には多くの時間、労力及び資金が必要となります。銀行及び銀行への投資者にとっては、新たな基準書の適用によって規制上の自己資本比率にどのような影響が及ぶのかが主要な問題となります。銀行は、このような影響を資本計画に織り込む必要があります。また、予想される資本への影響に関する情報を財務諸表利用者が求める可能性は高いでしょう。

保険会社もまた、IFRS第9号によって重大な影響を受けます。保険業界は、今後数年間にわたって金融商品と保険契約の両方について新たな基準書を適用する計画を策定しなければなりません。新たな基準書の適用による全体的な影響は、今後12ヶ月の間に保険契約に関する基準書が最終化されてはじめて評価することができますが、大部分の保険会社の財務報告に著しい変化が生じることが予想されます。

その他の企業も、新たな基準書の分類、測定及び減損規定の影響は小さいと短絡的に判断してはなりません。なぜなら、新たな基準書の影響は、企業が有しているリスク及びそのリスクの管理方法によって異なるからです。IFRS第9号の適用(2013年に公表された新たなヘッジ会計規定の適用を含む)に向けての計画は、主に企業の財務及び経理担当者にとって重要な問題となる可能性が高いものです。

新たな基準書の強制適用日は2018年1月1日ですが、早期適用も可能です。IFRS第9号は段階的な改訂を経て完成しているため、IFRS第9号の過去に公表されたバージョンをすでに適用している比較的小数の企業は、引き続き2018年1月1日までそのバージョンを使用することができます。また、企業は、特定の時価評価される負債に係る信用リスクの変化の影響を純損益の外で反映させることを認めるIFRS第9号の一部の規定のみを早期適用することもできます。

企業は、新たな基準書の適用予定時期について検討する必要があります。多くの銀行では、2018年までの3年半の期間をすべて費やして、予想信用損失に関する規定を適用する準備を行うことが必要になる可能性があります。ただし、純損益を通じて公正価値測定される負債の「自己の信用」に関する規定の改訂のみの早期適用が可能であることは、一部の企業にとって自己の信用リスクの変化によって生じる純損益の変動性を低減することができるため、喜ばれるものです。

Chris Spall (Leader)
Enrique Tejerina (Deputy leader)
Terry Harding (Deputy leader)
Ewa Bialkowska

KPMG's global IFRS financial instruments leadership team
KPMG International Standards Group

本冊子は、KPMG IFRG Limitedが2014年9月に発行した“[First Impressions: IFRS 9 Financial Instruments](#)”を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

会計基準の設定

IFRS第9号の完成に向けてのフェーズ別アプローチ

2008年11月以来、IASBは、金融商品に関する基準書であるIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の差替えに取り組んできた。IASBは、IAS第39号の差替えプロジェクトを以下の3つのフェーズに体系化した。

- フェーズ1: 金融資産と金融負債の分類及び測定
- フェーズ2: 減損
- フェーズ3: ヘッジ会計

2014年7月にIFRS第9号「金融商品」の最終版(以後、IFRS第9号と呼ぶ)を公表したことによって、このプロジェクトは佳境を迎えている。ただし、IASBは、一般ヘッジの会計処理とマクロヘッジの会計処理を区別することを決定し、現在もマクロヘッジの会計処理に関する新たなモデルの開発に取り組んでいる。2014年4月に、IASBは、ディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」(DP/2014/1)¹を公表した。

本冊子は、IAS第39号の差替えプロジェクトのフェーズ1及びフェーズ2に対応するIFRS第9号の章、及びIAS第39号との比較でこれらの章によって導入された変更点に焦点を当てている。IFRS第9号に盛り込まれている新たな一般ヘッジの会計処理モデルは、当初IFRS第9号(2013年版)に盛り込まれていたものである。このモデルについては、KPMGの刊行物である「IFRS最新基準書の初見分析：IFRS第9号(2013年版)－ヘッジ会計及び移行措置」(2013年12月刊行)で解説している。

IFRS第9号は、適用範囲並びに金融商品の認識及び認識の中止に関するIAS第39号の規定を、概ね変更することなく、引き継いでいる。

IFRS第9号の複数のバージョン

IFRS第9号は、IASBのフェーズ別アプローチを反映して、2009年以来IFRS第9号の複数のバージョンを公表する形で、段階を踏んで完成してきた。IFRS第9号の過去のバージョンは、2014年7月に公表された最終版によって、最終版の強制適用日である2018年1月1日をもって差し替えられることになる。ただし、2015年1月31日までに過去のバージョンのIFRS第9号をすでに適用している(または適用する予定の)企業は、引き続きIFRS第9号の強制適用日である2018年1月1日まで過去のバージョンのIFRS第9号を適用することができる(15.2.4.1を参照)。

公表済みのIFRS第9号のバージョンは、以下のとおりである。

版	内容の要約
IFRS第9号 (2009年版)	金融資産の分類及び測定に関するガイダンスを含んでいる。
IFRS第9号 (2010年版)	IFRS第9号(2009年版)を引き継ぎ、金融負債の分類及び測定に関する規定を追加している。
IFRS第9号 (2013年版)	IFRS第9号(2010年版)を引き継ぎ、移行規定を修正し、一般ヘッジ会計に関するガイダンスを追加している。
IFRS第9号 (2014年版)	IFRS第9号(2013年版)を引き継ぎ、金融資産の分類及び測定に関する規定を修正し、減損に関する新たな予想信用損失モデルの規定を追加している。

他の基準書の改訂

IFRS第9号によって、他の基準書も付随的に改訂される。本冊子における(IAS第18号「収益」及びIAS第39号を除く)他の基準書への参照は、IFRS第9号によって改訂後の規定への参照を表している。IAS第18号及びIAS第39号への参照は、それぞれIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びIFRS第9号に差し替えられている基準書への参照である。

1 ディスカッション・ペーパーの詳細な分析については、KPMGの刊行物「IFRS最新提案の解説：動的リスク管理の会計処理」(2014年7月刊行)を参照。

1 重要事項

適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> IFRS第9号は、IAS第39号の適用範囲を引き継ぐとともに、以下を追加的に規定している。 <ul style="list-style-type: none"> 本来であれば「自己使用」の例外規定の対象となる特定の契約をIFRS第9号の適用範囲とすることができる選択肢 特定のローン・コミットメント及び契約資産(12.7.2を参照)を減損規定の適用対象とする。
認識及び認識の中止	<ul style="list-style-type: none"> IFRS第9号は、IAS第39号の金融商品の認識及び認識の中止に関する規定を、ごくわずかな修正を行ったうえで、引き継いでいる。
金融資産及び金融負債の分類	<ul style="list-style-type: none"> IFRS第9号は、金融資産について3つの主要な測定区分(すなわち、償却原価区分、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する(FVOCI)区分及び純損益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)区分)を含んでいる。現行のIAS第39号の区分である満期保有目的区分、貸付金及び債権区分、及び売却可能区分は廃止される。 契約上のキャッシュフローを回収することを目的とする事業モデルに基づき金融資産が保有されており、かつその金融資産の契約条件により元本及び利息の支払いのみであるキャッシュフローが生じる(「SPPIの要件」)場合には、その金融資産は、当初認識後に償却原価で測定する区分に分類される。 金融資産がSPPIの要件を満たし、かつその目的が契約上のキャッシュフローの回収と金融資産の売却の両方によって達成される事業モデルに基づき保有されている場合には、その金融資産は、当初認識後にFVOCIで測定する区分に分類される。 上記以外の金融資産はすべて、当初認識後にFVTPLで測定する区分に分類される。また、金融資産をFVTPL区分に指定することにより、そのような指定を行わなければ生じるであろう会計上のミスマッチが解消または大幅に低減される場合には、企業は、その金融資産を当初認識時にFVTPL区分として取消不能の指定をすることができる。 トレーディング目的以外の目的で保有する資本性金融商品への投資の当初認識時に、企業は、その投資の当初認識後の公正価値の変動をその他の包括利益(OCI)に表示するという取消不能の選択をすることができる。 IFRS第9号は、金融負債の分類に関する現行のIAS第39号の規定を引き継いでいる。
組込デリバティブ	<ul style="list-style-type: none"> IFRS第9号は、主契約がIFRS第9号の適用範囲内の金融資産ではない場合(例:金融負債、リース料債権または保険契約)、組込デリバティブに関する現行のIAS第39号の規定を引き継いでいる。 ただし、IFRS第9号の適用範囲内の金融資産に組み込まれているデリバティブは区分されないことはない。その代わりに、組込デリバティブを含む混合金融商品全体に分類についての評価を適用する。
分類変更	<ul style="list-style-type: none"> 事業モデルの目的がその金融資産の当初認識後に変更され、かつその変更が企業の業務にとって重要な場合には、その金融資産を分類変更しなければならない。このような変更は、非常に稀にしか行われないことが想定されている。このような変更以外の事由による分類変更は認められない。 金融負債の分類変更は、認められない。
測定	<p>当初認識時の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS第9号は、当初認識時の測定に関するIAS第39号の規定を概ね引き継いでいる。 <p>当初認識後の測定 - 金融資産</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初認識後に償却原価で測定する区分に分類される資産については、利息収益、予想信用損失及び為替差損益は、純損益に認識される。金融資産の認識が中止される時には、すべての利得または損失が純損益に認識される。 当初認識後にFVOCIで測定する区分に分類される資産については、利息収益、予想信用損失及び為替差損益は、純損益に認識される。公正価値で再測定する際に発生するその他の利得及び損失は、OCIに認識される。金融資産の認識が中止される時には、過去にOCIに認識した利得または損失の累積額は、資本から純損益に振り替えられる。

<p>測定 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 当初認識後にFVTPLで測定する区分に分類される資産については、利得及び損失はすべて、純損益に認識される。 • 当初認識後の公正価値の変動をOCIに表示することを選択した資本性金融商品への投資については、OCIに認識した金額を純損益に振り替えてはならない。ただし、このような投資に係る配当金収益は、原則として純損益に認識される。 <p>当初認識後の測定 – 金融負債</p> <ul style="list-style-type: none"> • IFRS第9号は、金融負債の当初認識後の測定に関する現行のIAS第39号の規定のほぼすべてを引き継いでいる。ただし、FVTPL区分に指定した金融負債の利得または損失のうち、その信用リスクの変化に起因する部分については原則としてOCIに表示され、残りの公正価値の変動額については純損益に表示される。
<p>償却原価及び利息の認識</p>	<ul style="list-style-type: none"> • IFRS第9号の償却原価の定義は、IAS第39号の定義と類似している。 • 原則として、利息収益は、金融資産の帳簿価額総額に実効金利を乗じることによって計算される。金融資産の帳簿価額総額とは、その資産の減損引当金控除前の償却原価である。ただし、信用が毀損している資産の場合、利息はその資産の償却原価(すなわち、減損引当金控除後の償却原価)に実効金利を乗じることによって計算される。 • 利息費用は、金融負債の償却原価に実効金利を乗じることによって計算される。
<p>減損</p>	<ul style="list-style-type: none"> • IFRS第9号は、IAS第39号の「発生損失」モデルを「予想信用損失」モデルに差し替えるものである。新たな減損モデルは、FVTPLで測定されない金融資産に適用され、これには、貸付金、リース債権、売掛債権、負債証券、IFRS第15号の契約資産、特定の金融保証、及び発行されたローン・コミットメントが含まれる。資本性金融商品への投資には適用されない。 • 減損モデルは、2つの測定アプローチを採用しており、信用損失引当金は以下のいずれかとして測定される。 <ul style="list-style-type: none"> - 12ヶ月の予想信用損失 - 残存期間にわたる予想信用損失 • 原則として、当初認識以降に信用リスクが著しく悪化したか否かによって、測定方法が決定される。 • 売掛債権、契約資産及びリース債権については簡便法が認められ、すべての場合において残存期間にわたる予想信用損失を認識することが容認または要求される。当初認識時に信用が毀損している資産については、特別な規定が適用される。
<p>ヘッジ会計</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 新たな基準書は、2013年に公表された一般ヘッジ会計の規定を引き継いでいる。IASBはマクロヘッジ会計のプロジェクトに継続して取り組んでいる。
<p>表示及び開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> • IFRS第9号は新しい表示規定及び広範な新しい開示規定を導入している。
<p>適用日及び移行措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 強制適用日は2018年1月1日である。早期適用が認められる。 • 企業は、公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る「自己の信用」に起因する利得及び損失に関する新たな規定を単独で早期適用することができる。 • 通常、最終基準書は遡及適用される。しかし、ヘッジ会計に関する規定は、通常、将来に向かって適用される。 • ヘッジ会計の一部の要素を除いて、過年度の比較情報の修正再表示は要求されない。事後的判断を用いずに情報を入手することが可能な場合のみ、修正再表示は認められる。
<p>U.S. GAAPとの比較</p>	<ul style="list-style-type: none"> • IASBとFASBによるコンバージェンスは達成されなかった。FASBは、引き続きU.S. GAAPに基づく金融商品の会計処理の変更について審議中である。

2 実務への影響

	判断 – 新たな複雑性及び適用範囲の拡大	新たなシステム及びプロセス
金融資産の分類及び測定	<p>事業モデル・アプローチ及びSPPIの要件の適用には、金融資産の適切な区分への分類を実現するうえで判断を要する可能性がある。SPPIの要件を満たすか否かの判定には、契約上のキャッシュフローの生じる時期または金額を変化させる、または変化させる可能性のある契約条項(例: 期限前償還条項)の評価が必要になる。</p>	<p>金融資産を適切な測定区分に配分するには、新たなプロセスが必要となる。</p> <p>また、IFRS第9号(2009年版)、IFRS第9号(2010年版)またはIFRS第9号(2013年版)をすでに適用している(または早期適用を計画している)企業は、金融資産の分類及び測定に関する最終基準書の新たな規定を考慮して金融資産の分類プロセスを構築し直さなければならない可能性がある。</p>
減損	<p>減損の見積りは科学というよりはむしろ芸術である。期限どおりに貸付金の支払いが行われるか否か、また、支払いが行われないとすればどの時点でいくら回収できるのかについて、複雑な判断が要求される。新たなモデルは判断の領域を拡大しており、以下の項目について企業がしっかりとした見積りを行えることを前提としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 予想信用損失 • 信用リスクの著しい増加が生じる時点 <p>このため、企業は、保有する金融商品に応じて「著しい増加」や「債務不履行」などの主要な用語をどのように定義するのか決定しなければならない。</p> <p>さらに、予想信用損失の測定においては、過度のコストまたは労力を要せずに入手可能で、かつ、過去、現在及び将来に関する情報を含む、合理的かつ裏付け可能な情報が反映されていることを保証するために、判断が必要となる。</p>	<p>新たな減損モデルは、新たに要求される広範なデータや計算が含まれるため、銀行、保険会社、及びその他の金融機関のシステム及びプロセスに重要な影響を及ぼす可能性が高い。さらに、売掛債権を保有するすべての企業に影響が及ぶことになるが、その影響はより小さいとみられ、特定の簡便法も認められる。</p> <p>以下のような広範なデータ及び計算が新たに要求される可能性が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 12ヶ月の予想信用損失の見積り及び残存期間にわたる予想信用損失の見積り • 信用リスクの著しい増加が生じたか、または著しく増加していた信用リスクが元に戻ったかを判断するための情報及びデータ • 新たに要求される開示規定に対応するためのデータ
今後の展開	<p>企業は、適切かつ組織内で統一された判断が行われ、それが適切な証拠によって裏付けられるようにするために、適切な方法及びコントロールを整備する必要がある。</p>	<p>企業は新たなシステム及びデータベース、並びに関連する内部統制を整備し実行しなければならない。パーゼルの枠組みに基づく規制上の自己資本の計算のためにすでに使用されている予想信用損失データを用いる予定の銀行は、規制と会計の2つの要件の差異を特定する必要がある。</p>

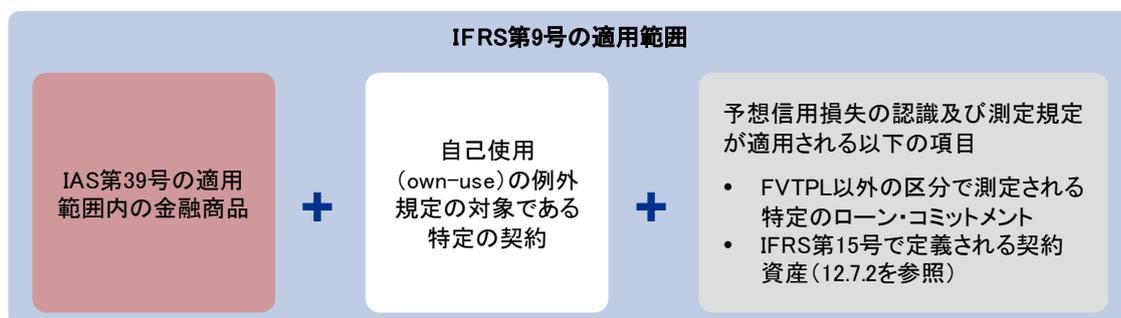
	影響を受ける可能性のある資本、規制上の自己資本及び財務制限条項	KPI及び変動性への影響
金融資産の分類及び測定	<p>企業の金融資産の分類方法によっては、企業の資本構成及び所要自己資本の計算方法に影響を及ぼす可能性がある。このような金融資産の分類方法は、バーゼルの自己資本規制またはその他の国の自己資本比率規制を遵守しなければならない銀行及びその他の金融サービス企業に影響を及ぼす可能性がある。</p>	<p>新たな基準書は、金融資産の分類及び測定方法に著しい影響を及ぼす可能性があり、純損益及び純資産の変動性を変化させ、ひいては主要な業績指標(KPI)にも影響を及ぼす可能性が高い。</p> <p>ただし、金融負債の自己の信用に関する規定は、純損益の変動性を低減するのに役立ち、この規定の早期適用を促す可能性がある。</p>
減損	<p>新たな減損モデルの当初適用は、銀行の資本、または場合によって保険会社やその他の金融機関の資本に大きな影響を及ぼす可能性がある。これは、財務制限条項にも影響を及ぼす可能性がある。さらに、銀行の自己資本も影響を受ける可能性がある。これは、発生した信用損失だけでなく、予想信用損失も資本に反映されることになるからである。</p> <p>企業に対する影響は、以下の要因に大きく左右される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有する金融商品の規模及び性質、並びにその分類 IAS第39号の規定を適用する際に行った判断、及びIFRS第9号の新たな減損モデルを適用する際に行う判断 	<p>信用リスクは、銀行事業の中核であり、保険事業においても重要な要素である。したがって、最終基準書は銀行、保険会社及び類似の企業のKPIに重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>新たな減損モデルは、以下の理由により新たな損益の変動をもたらす可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 損失が発生している金融資産だけでなく、新たな減損モデルの適用範囲に含まれるすべての金融資産について信用損失が認識されること インプットとして用いる外部のデータが大きく変動する可能性があること(例:格付け、信用スプレッド、及び将来の状況についての予測) 12ヶ月の予想信用損失の測定から残存期間にわたる予想信用損失の測定(または逆)への移動により、信用損失引当金が大きく変動する可能性があること
今後の展開	<p>企業は影響を評価し、不利な結果を軽減するための計画を立てなければならない。適用計画の策定にあたっては、アナリスト、株主、規制当局及び資金提供者と協議する必要がある。</p>	<p>影響を理解し、主要な利害関係者に伝えるとともに、ストレス・テストの対象となる銀行及びその他の事業体は新たな規定を考慮に入れてテストを行い、不利なシナリオ下での潜在的な影響が適切に理解され、対処されるようにしなければならない。</p>

3 適用範囲

3.1 概要

IFRS 9.2, 5.5.1

IFRS第9号は、IAS第39号の適用範囲を概ね引き継いでいる。したがって、IAS第39号の適用範囲内の金融商品は、IFRS第9号の適用範囲でもある。また、それ以外の特定の金融商品もIFRS第9号の適用範囲に含まれている。IFRS第9号の適用範囲を示すと、下表ようになる。



3.2 自己使用 (own-use) の例外規定

IFRS 9.2.4-5

現金または他の金融商品で純額決済される可能性のある非金融商品項目の売買契約は、企業が見込んでいる購入、売却または使用の必要に応じて非金融商品項目を受け渡すことを目的として締結し、かつ継続的に保有している場合には、IAS第39号の適用範囲に含まれない。この規定は一般的に「自己使用 (own-use)」の例外規定と呼ばれている。

IFRS 9.2.4-5

IFRS第9号には当該規定が含まれているが、企業がこのような契約を当初認識時にFVTPL区分として取消不能の指定をすることを認めている。この指定は、指定をしなければ生じるであろう会計上のミスマッチが解消または大幅に削減される場合にのみ、適用することができる²。

3.3 ローン・コミットメント及び契約資産

IFRS第9号には、以下の項目がその減損規定の適用範囲として追加されている (12.1を参照)。

- FVTPL以外の区分で測定される発行したローン・コミットメント
- IFRS第15号の適用範囲内の契約資産

2 この論点に関する詳細な解説は、KPMGの刊行物「[IFRS最新基準書の初見分析: IFRS第9号 \(2013年版\) —ヘッジ会計及び移行措置](#)」(2013年12月公表)を参照。

4 認識及び認識の中止

IFRS 9.3

IFRS第9号には、金融資産及び金融負債の認識及び認識の中止に関するIAS第39号の規定が実質的に修正されることなく組み込まれている。

IFRS 9.5.4.4, B3.2.16(r)

ただし、IFRS第9号は、金融資産の直接償却に関するガイダンスを新たに規定している。このガイダンスは、直接償却とは金融資産またはその一部について認識の中止が生じる事象であることを明確化し、資産(またはその一部)の直接償却が生じる場合について説明している(12.5を参照)。

IFRS 9.B5.5.25–26

また、IFRS第9号には、金融資産の条件変更によってその金融資産の認識の中止が生じる場合があると規定されている(11.5を参照)。

考察—取引日から決済日までの期間における減損損失の認識

IFRS 9.3.1.2, B3.1.6

IFRS第9号には、通常の方法による金融資産の購入及び売却について取引日会計または決済日会計のいずれかを適用することについて定めたIAS第39号のガイダンスが実質的に変更されることなく組み込まれている。決済日会計を適用する場合、以下のように会計処理される。

- 資産は企業が受け取った日に認識される。
- 取引日から決済日までの期間における受け取る予定の資産の公正価値の変動は、取得した資産の会計処理と同じ方法で会計処理される。すなわち、その公正価値の変動は以下のように処理される。
 - 償却原価で測定される資産については、認識されない。
 - FVTPLで測定される資産については、純損益に認識される。
 - FVOCIで測定される資産については、OCIに認識される。

ただし、新たな基準書には、決済日会計を適用する資産について、取引日から決済日までの期間において予想信用損失を認識することに関するガイダンスはない。

5 金融資産の分類

5.1 はじめに

5.1.1 分類の概要

IFRS 9.4.1, 3.1.1

IFRS第9号には、下表のとおり、金融資産について3つの主要な測定区分が設けられている。



金融資産は当初認識時に1つの測定区分に分類され、その分類が変更される状況は稀である(8.1を参照)。

資産をどのように分類すべきかについての評価は、金融資産の管理についての企業の事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュフローの特性に基づいて行われる。

また、IFRS第9号は、以下のような表示及び指定に関するオプション並びに特定の金融資産についてのその他のガイダンスを提供している。

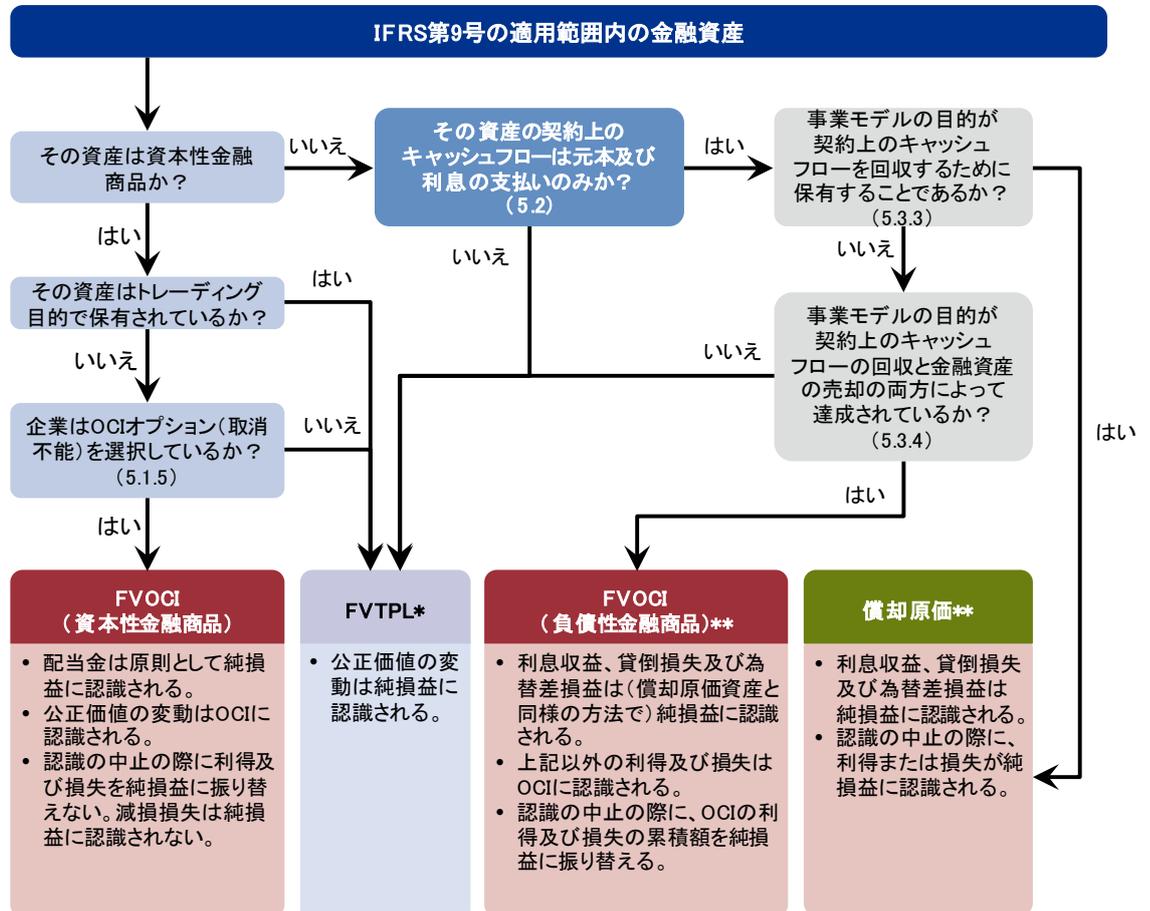
	金融資産の種類	分類上の影響
a.	FVTPL区分に指定することにより会計上のミスマッチが解消または大幅に削減されることになる金融資産(5.1.4を参照)	FVTPL区分に指定することができる。
b.	トレーディング目的以外で保有している資本性金融商品への投資(5.1.5を参照)	公正価値の変動をOCIに表示することを選択できる。
c.	FVTPLで測定するクレジットデリバティブを利用して特定の信用リスク・エクスポージャーの全部または一部を管理している場合における当該信用リスク・エクスポージャー	FVTPL区分に指定することができる ³ 。
d.	以下のいずれかに該当する金融資産 <ul style="list-style-type: none"> 金融資産の譲渡が認識の中止に該当しない場合にその全体が引き続き認識されている金融資産 継続的関与に相当する部分が引き続き認識されている金融資産 	IAS第39号から引き継いでいる特定のガイダンス

IFRS 9.BCZ 4.55,
BC5.18

IFRS第9号では、従前の満期保有目的区分、貸付金及び債権区分並びに売却可能区分が廃止されている。また、特定の資本性金融商品への投資及びその投資に連動するデリバティブを取得原価で測定することを認める例外規定も廃止されている(6.3を参照)。

IFRS第9号に基づく金融資産の主要な測定区分への分類、並びに表示及び指定に関するオプションの概要は、下表のとおりである。

3 詳細な情報については、KPMGの刊行物「IFRS最新基準書の初見分析:IFRS第9号(2013年版)ーヘッジ会計及び移行措置」(2013年12月公表)のセクション4.4を参照。



* FVTPLで測定されるクレジットデリバティブを利用して特定の信用リスク・エクスポージャーの全部または一部を管理している場合には、その特定の信用リスク・エクスポージャーもFVTPL区分に指定することができる。

** 金融資産をFVTPL区分に指定することにより測定上または認識上の不整合が解消または大幅に削減される場合、かつその場合にのみ、企業は、該当する金融資産をFVTPL区分に指定する取消不能の選択をすることができる。

考察一分類に関するIAS第39号からの変更点

IFRS 9.BCE.10

IFRS第9号で認められている金融資産の測定区分(償却原価、FVOCI及びFVTPL)はIAS第39号と類似しているものの、該当する測定区分への分類要件はまったく異なっている。

すべての金融資産は、それらのキャッシュフローの特性及び(または)保有されている事業モデルに基づいて評価されなければならない。

したがって、この新たな金融資産の分類原則が及ぼす全般的な影響は企業によって様々であり、上記の要因、企業がIAS第39号に基づきどのような表示及び指定のオプションを選択してきたか、並びにIFRS第9号に基づきどのような表示及び指定のオプションを選択する予定かによって決まることになる。

企業によっては、金融資産を適切な測定区分に分類するために新たなプロセスを導入することが必要となる。

また、IFRS第9号(2009年版)、IFRS第9号(2010年版)またはIFRS第9号(2013年版)をすでに適用している(または早期適用を計画している)企業では、最終基準書の新たな金融資産の分類及び測定に関する規定を考慮して金融資産の分類プロセスを構築し直さなければならない可能性がある。

考察—新たな分類及び測定モデル – 判断及び複雑性

金融資産を適切な区分に確実に分類するためには、事業モデル・アプローチ(5.3を参照)及びSPPIの要件(5.2を参照)を適用する際に判断が必要となる可能性がある。SPPIの要件を満たすか否かを判断するためには、契約上のキャッシュフローの生じる時期または金額を変化させる(または変化させる可能性のある)契約条項(例:期限前償還条項)について評価する必要がある。

考察—金融資産の分類 – 要件を適用する順序

IFRS 9.BC4.14

分類及び測定モデルの開発に際して、IASBは、事業モデルの評価(5.3を参照)及びSPPIの要件(5.2を参照)を企業が適用する際の順序について審議した。IASBは、事業モデルの評価は通常ポートフォリオの単位で行われるため、多くの場合事業モデルの評価を最初に行う方が効率的であるという意見に同意した。したがって、IASBは、企業は事業モデルを最初に検討することを明確にするとともに、企業が契約上のキャッシュフローの回収を目的とする事業モデルに含まれる金融資産の契約上のキャッシュフローの特性を評価することも、適切な分類を決定するために必要であることに留意した。

ただし、事業モデル及びSPPIの要件を評価する順序によって分類の結論が変わることはない。本冊子では、説明の便宜上、SPPIの要件についての解説を最初に提示している。

考察—新たな分類及び測定モデル – 事業への影響

新たな基準書は、金融資産の分類及び測定方法に著しい影響を及ぼす可能性があり、純損益及び純資産の変動性を変化させ、ひいては主要な業績指標にも影響を及ぼす可能性が高い。

一般的に、資産を償却原価で測定する場合の方が、資産を公正価値で測定する場合よりも純損益、OCI及び純資産に及ぼす変動性は小さい。IFRS第9号により、純損益の変動性が低減する資産もある一方で、従来IAS第39号に基づき償却原価で測定していたがFVTPLまたはFVOCIで測定することが必要となる資産もある。

ただし、金融負債の自己の信用に関する規定(6.2を参照)は、純損益の変動性を低減するのに役立つため、この規定の早期適用が促される可能性がある。

考察—規制対象企業の自己資本への影響

IFRS 9.BCE.77

規制当局がIFRSに基づく報告数値を利用して規制資本及びその他の規制比率を計算している場合には、規制対象企業はIFRS第9号によって導入された測定基礎への変更により影響を受ける可能性がある。

例えば、バーゼルⅢ規制の枠組みにおいては、償却原価区分からFVOCIまたはFVTPL区分への変更によって、企業の計算上の規制資本は直接的な影響を受けることになる。この変更は、別の規制の枠組みの対象である銀行や、会計上の数値を基礎とした規制比率を用いる、他の規制の枠組みに基づき運営している保険会社や証券ブローカー等のその他の金融機関にも影響を及ぼす可能性がある。

影響を受ける企業は、IFRS第9号の適用により規制資本の要件に及ぶ潜在的な影響を評価し、必要な場合その影響を低減するような選択肢を検討する必要がある。

5.1.2 償却原価区分

IFRS 9.4.1.1-2

金融資産は、以下の条件を両方とも満たす場合に、当初認識後に償却原価で測定する区分に分類される。

- SPPIの要件を満たす(5.2を参照)。
- 契約上のキャッシュフローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づき保有されている(5.3.3を参照)。

5.1.3 FVOCI区分

IFRS 9.4.1.2A

金融資産は、以下の条件を両方とも満たす場合に、当初認識後にFVOCIで測定する区分に分類される。

- SPPIの要件を満たす(5.2を参照)。
- 契約上のキャッシュフローの回収と売却の両方の目的で資産を管理する事業モデルに基づき保有されている(5.3.4を参照)。

5.1.4 FVTPL区分

IFRS 9.4.1.4

上記の区分以外のすべての金融資産(すなわち、当初認識後に償却原価で測定する区分の要件もFVOCIで測定する区分の要件も満たさない金融資産)は、当初認識後に公正価値で測定する区分に分類され、公正価値の変動は純損益に認識される。

IFRS 9.4.1.5

また、IAS第39号と同様に、企業は、金融資産をFVTPL区分に指定しなければ資産または負債の測定あるいは資産または負債に係る利得及び損失の認識を異なった基準で行うことから生じるであろう測定上または認識上の不整合(すなわち、「会計上のミスマッチ」)を解消または大幅に削減することができる場合に、金融資産を当初認識時にFVTPL区分に指定することができる取消不能な選択肢を有している。

考察—IAS第39号と比較した場合の公正価値オプションの変更点

IFRS 9.BC 4.77-80

IAS第39号は、以下の条件のうちの1つまたは複数を満たす場合には、企業が当初認識時においていかなる金融資産または金融負債もFVTPL区分に指定することを認めている。

- このような指定を行うことにより、会計上のミスマッチが解消または大幅に低減される。
- 金融資産グループ、金融負債グループまたはその双方が文書化されたリスク管理戦略または投資戦略に従って管理され、かつ公正価値ベースでその業績が評価されており、そのグループに関する情報が企業の(IAS第24号「関連当事者についての開示」の定義による)経営幹部に対して社内的に公正価値ベースで提供されている。
- 金融資産または金融負債が1つまたは複数の組込デリバティブを含む混合契約であり、公正価値オプションの指定をしなければ(特定の条件に従い)区分処理が必要となる可能性がある。

IFRS第9号では、以下の理由により、金融資産の指定に関する条件のうち、(a)のみが維持されており、(b)及び(c)は削除されている。

- 公正価値ベースで管理されている場合、いかなる金融資産もIFRS第9号に基づき強制的にFVTPLで測定される(5.3.5を参照)。
- 条件(c)の目的は組込デリバティブの区分処理規定に準拠するのに要するコストを削減することにあつたが、IFRS第9号では、組込デリバティブが混合金融資産と区分して処理されることはない(7.2を参照)。

IFRS第9号は、金融負債の指定に関する条件は3つともすべて維持している。なぜなら、金融負債の分類に関するその他の規定については、IAS第39号から実質的に変更されていないからである(6.1を参照)。

5.1.5 資本性金融商品をFVOCI区分に指定するという選択

IFRS 9.5.7.5

当初認識時に、企業は、トレーディング目的保有でも、IFRS第3号「企業結合」が適用される企業結合において取得企業が認識した条件付対価でもない資本性金融商品⁴への投資の公正価値の当初認識後の変動を、OCIに表示するという取消不能な選択をすることができる。

考察一 資本性金融商品をFVOCI区分に指定するという選択

IFRS 9.2.1(a), B5.7.3,
BC5.22–25, IFRS 10.31,
IAS 28.18

この選択に基づく会計処理は、以下の点で、負債性金融商品のFVOCI区分の会計処理とは異なる(5.1.3を参照)。

- IFRS第9号の減損規定が適用されない。
- すべての為替換算差額がOCIに認識される。
- OCIに認識された金額は一切純損益に振り替えられない。

配当金収益のみが純損益に認識される。

IASBは、一部の資本性金融商品への投資について、特に価値の上昇による便益の獲得を主目的としておらず、契約によらない便益の獲得を目的として保有している場合には、その投資の公正価値の評価差額を純損益に表示しても、その投資を保有する企業の業績を表しているとは限らないと指摘した。

ただし、IASBは、例外規定を適用すべき資本性金融商品を定義付ける原則を明示しなかった。IASBは以前に、資本性金融商品が「戦略的投資」であるか否かに基づいて区別する等、このような原則の開発を検討したことがあるものの、可能な限りを尽くしても明確かつ確固たる原則を開発することは困難であろうと結論付けた。結局、IASBは、IFRS第9号の適用範囲であるトレーディング目的保有以外のすべての資本性金融商品への投資に原則として適用可能なFVOCI区分の選択肢を規定した。ただし、この選択肢は、以下の投資には適用されない。

- IFRS第9号に基づきFVTPL区分で会計処理される投資企業が保有している子会社への投資
- IFRS第9号に基づきFVTPLで測定されるベンチャー・キャピタル組織またはミューチュアル・ファンドが保有している関連会社及び共同支配企業への投資

5.2 契約上のキャッシュフローの評価 – SPPIの要件

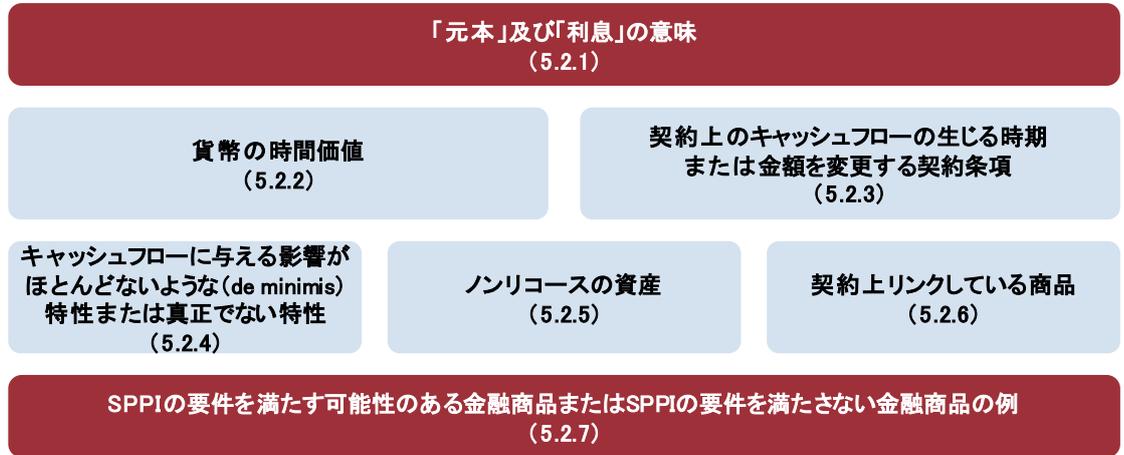
IFRS 9.4.1.2(b),
4.1.2A(b)

金融資産を償却原価区分に分類するか(5.1.2を参照)、あるいはFVOCI区分に分類するか(5.1.3を参照)を判定するための要件の1つに、その金融資産からのキャッシュフローがSPPIの要件を満たすか否か(すなわち、その金融資産の契約条件により、元本及び利息の支払いのみであるキャッシュフローが特定の日に生じるか否か)という要件がある。

SPPIの要件を満たさない金融資産は、企業がFVOCI区分に指定することを選択した資本性金融商品である場合を除き、常にFVTPLで測定する区分となる(5.1.1及び5.1.5を参照)。

このセクションでは、SPPIの要件の評価に関する以下の論点について考察している。

4 「資本性金融商品」という用語は、IAS第32号「金融商品：表示」で定義されている。



5.2.1 「元本」及び「利息」の意味

IFRS 9.B4.1.7A

SPPIの要件を満たす契約上のキャッシュフローは、基本的な貸付契約によるキャッシュフローと整合している。基本的な貸付契約においては通常、貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価が最も重要な利息の要素である。

IFRS 9.4.1.3(a)-(b)

IFRS第9号は、「元本」及び「利息」という用語を以下のように定義している。

元本	元本とは、金融資産の当初認識時の公正価値である。ただし、元本は時の経過に伴い変動する可能性がある(例:元本の返済がある場合)。
利息	<p>利息とは、以下に対する対価である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 貨幣の時間価値(5.2.2を参照) • 特定の期間における元本残高に関連する信用リスク <p>利息は、以下の項目を含む可能性もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • その他の基本的な貸付に伴うリスク(例:流動性リスク)及びコスト(例:事務コスト)への対価 • 利益マージン

IFRS 9.B4.1.8

SPPIの要件を満たすか否かの評価は、金融資産の表示されている通貨に基づいて行われる。

考察—「元本」の定義

IFRS 9.4.1.3(a), B4.1.12, BC4.182(a)

「元本」は、明確な形で定義されているわけではない。元本は、金融商品の契約条件に基づき支払われるべき金額ではなく、金融資産の当初認識時の公正価値である。

この定義について結論を下す前に、IASBは、元本を以下のいずれかで定義すべきかについても検討した。

- 契約上「元本」と定義されている金額
- 債務者が当初金融商品を発行した際にその債務者に払い込まれた(返済額控除後の)金額

IASBは、元本を金融資産の当初認識時の公正価値と定義すると、金融資産の現在の所有者の観点からの経済的実態を反映することになると考えたことから、元本を金融資産の当初認識時の公正価値と定義することを決定した。これにより、企業は、金融資産の契約上のキャッシュフローの特性を、その契約上のキャッシュフローと企業が実際に投資した金額とを比較することによって評価することになる。

新たな基準書に導入されている例外規定が適用されない場合には、この決定により、以下の結果が生じることになる。

- 期限前償還条項があり、かつ契約上の額面金額よりも大幅に高いまたは低い価額で取得した資産については、原則としてSPPIの要件を満たさなくなる。
- 上記の資産はすべてFVTPL区分に分類しなければならなくなる。

上記の資産が契約上の(未収利息込みの)額面金額で期限前償還される場合には、その償還によるキャッシュフローはIFRS第9号で定義されている(未収利息込みの)元本金額とは異なることになるため、このような結果が生じることになる。ただし、IFRS第9号は、金融資産の当初認識時における期限前償還条項の公正価値に重要性がない場合には、このような結果が生じないようにする規定を提供している(5.2.3.1を参照)。

IFRS 9.B4.1.7A, B4.1.9 最終基準書は、金融資産の特定の契約条項及び種類について、以下のガイダンスを提供している。

基本的な貸付契約とは無関係のリスクまたは変動性を生じさせる契約条項	このような契約条項を含む金融資産は、SPPIの要件を満たさない。例として、株価またはコモディティ価格の変動性にさらされている場合がある。
キャッシュフローに与える影響がほとんどないような(de minimis)特性または真正でない特性	このような契約条件は、評価上無視する(5.2.4を参照)。
レバレッジ	レバレッジは契約上のキャッシュフローの変動性を増大させ、結果として、契約上のキャッシュフローは利息の経済的特徴を有さないことになる(例: 単独のオプション、先渡契約及びスワップ契約)。このような特性を有する金融資産は、SPPIの要件を満たさない。 ただし、すべての契約条件について、レバレッジがキャッシュフローに与える影響がほとんどないような(de minimis)特性であるかの評価の対象である。
負の利息	IFRS第9号は、極端な経済状況下では負の利息が生じる可能性があることを認めている。負の利息は、以下の場合に起こりうる。 <ul style="list-style-type: none"> • 金融資産の所有者が、特定の期間において、預金に対して黙示的な方法または明示的な方法のいずれかで支払いを行っている場合 • その支払手数料が所有者の受け取る貨幣の時間価値、信用リスク並びにその他の基本的な貸付に伴うリスク及びコストへの対価を上回る場合 負の利息が生じている金融資産は、SPPIの要件を満たす可能性はある。

考察—SPPIの要件—IFRS第9号の過去の版の修正

IFRS第9号の最終版では、IFRS第9号の過去のバージョンにおける元本及び利息の支払いのみであるキャッシュフローか否かの判定の際に認められる判断の範囲が、例えば「貨幣の時間価値の修正」の概念(5.2.2.1を参照)を導入することによって、修正されている。IFRS第9号の最終版ではまた、基本的な貸付契約及びキャッシュフローに与える影響がほとんどないような特性(5.2.4を参照)の概念も導入されている。さらに、IFRS第9号の最終版は、利息は流動性リスク及び事務コストへの対価並びに利益マージンを含む可能性もあることを明確にしている。

これにより、慣習的な貸付契約に基づき実行される貸付金(金利が規制されている貸付金(5.2.2.2を参照)を含む)がSPPIの要件を満たすことを実証することが容易になる可能性がある。

考察—組込デリバティブ及びそれがSPPIの要件の評価に及ぼす影響

IFRS 9.B4.3.1

IFRS第9号では、主契約がIFRS第9号の適用範囲内の金融資産である混合契約に含まれる組込デリバティブは主契約から区分されず一体として扱われ、混合契約のキャッシュフローがSPPIの要件を満たすか否かが評価される。

IAS第39号では、組込デリバティブの経済的特徴が主契約である負債性金融商品の経済的特徴と密接に関連していない場合には、その組込デリバティブは常にその主契約から区分されることになる。このような場合の多くでは、組込デリバティブ、ひいては混合契約全体は、元本及び利息の支払いに該当しないキャッシュフローを含む可能性が高いため、SPPIの要件を満たしていないことになる。したがって、このような場合、IAS第39号では、区分された主契約は償却原価で測定する区分に該当していた可能性があるが、IFRS第9号では、その主契約を含む混合契約全体がFVTPLで測定されることになる。

5.2.2**貨幣の時間価値**

IFRS 9.B4.1.9A

貨幣の時間価値は、時の経過のみに対する対価を提供する利息の要素であり、金融資産の保有に伴うその他のリスク及びコストへの対価は提供しない。

利息の要素が時の経過のみに対する対価を提供しているか否かを評価するために、企業は関連する要因(例:金融資産の表示されている通貨及び金利適用期間)を検討し、判断する必要がある。

5.2.2.1**貨幣の時間価値の修正**

IFRS 9.B4.1.9B

新たな基準書には、「貨幣の時間価値の修正」という概念が導入されており、貨幣の時間価値は修正される可能性がある(すなわち、時の経過と金利の関係が不完全である可能性がある)ことが説明されている。IFRS第9号では、以下の例が示されている。

- 資産の金利が定期的に改定されているものの、改定の頻度と金利の期間が一致しない(例:金利が毎月更改されるものの、年利ベースである)場合
- 資産の金利が定期的に特定の短期と長期の平均金利に改定される場合

企業は、貨幣の時間価値の修正の特性を評価し、その特性がSPPIの要件を満たすか否かを判定することになる。

IFRS 9.B4.1.9C-D

この評価の目的は、契約上の割引前キャッシュフローが貨幣の時間価値の要素が修正されなければ生じたであろう割引前キャッシュフロー(ベンチマーク・キャッシュフロー)からどの程度乖離しているかを判定することにある。この乖離が著しい(significant)場合には、SPPIの要件を満たさない。企業は、貨幣の時間価値の修正が与える報告期間ごとの影響及び金融商品の存続期間にわたる累積的影響を検討する必要がある。

場合によっては、企業は、定性的評価のみによって、この判定を行うことができる。あるいは、定量的評価を行うことが必要になる場合もある。

この評価を行う際には、企業は、将来の契約上のキャッシュフローに影響を及ぼす可能性のある要因を検討しなければならない。例えば、ベンチマーク・キャッシュフローと契約上のキャッシュフローの関係は、時の経過に伴い変化する可能性がある。ただし、企業は、すべての起こりうるシナリオを検討することはせず、合理的に起こりうるシナリオのみを検討する。金利が特定の方法により改定されることとなる理由は、この分析に影響しない。

最終基準書には、貨幣の時間価値の修正という概念について説明した以下の設例が含まれている。

設例－貨幣の時間価値の修正

IFRS 9.B4.1.9C

毎月年利ベースに更改される金利

企業Xは、毎月年利ベースに更改される変動利付資産を保有している。

貨幣の時間価値の修正の特性を評価するために、X社は、保有する金融資産と、変動金利が毎月1ヶ月物金利に改定される点を除き、契約期間が同じで信用リスクが同じ金融資産（ベンチマーク・キャッシュフロー）とを比較する。

貨幣の時間価値の修正の要素によって契約上の割引前キャッシュフローが割引前ベンチマーク・キャッシュフローから著しく乖離する可能性がある場合には、SPPIの要件を満たさない。

IFRS 9.B4.1.9D, B4.1.13

コンスタント・マチュリティ債券

企業Yは、期間5年で、半年ごとに5年物金利に改定される変動利付コンスタント・マチュリティ債券を保有している。当初認識時点の金利カーブにおいては、5年物金利と半年物金利との差異に重要性はない。

ベンチマークとなる金融商品は、半年ごとに半年物金利に改定される金融商品である。当初認識時点の5年物金利と半年物金利との差異に重要性がないという事実自体をもって、Y社は、貨幣の時間価値の修正によって契約上のキャッシュフローがベンチマークとなる金融商品のキャッシュフローから著しく乖離していないという結論を下すことはできない。

Y社は、5年物金利と半年物金利の関係が保有する金融商品の存続期間にわたって変化する可能性があるか否かを検討し、その関係が変化することによって保有する金融商品の存続期間にわたる契約上の割引前キャッシュフローが割引前ベンチマーク・キャッシュフローから著しく乖離する可能性があるか否かを検討しなければならない。

考察－貨幣の時間価値の修正を評価する際に必要となる判断

IFRS 9.BC4.178

貨幣の時間価値の修正の要素を評価する際には、以下の事項について判断する必要がある。

- ベンチマークとなる金融商品の特徴を特定すること
- 合理的に起こりうるシナリオを特定すること
- 金融資産の契約上の割引前キャッシュフローが割引前ベンチマーク・キャッシュフローから著しく乖離する可能性があるか（または可能性がないか）を判定すること

考察－契約条件の見直し

企業は、貨幣の時間価値の要素を修正する契約条件を特定するために、保有する金融資産、例えば貸付金契約書、を包括的に見直さなければならなくなる。

この見直しの一環として、企業は、「問題のある」契約条件を変更することによって実務を変更し、その契約条件を含む金融資産を将来償却原価で測定できるようにすることを検討する可能性がある。

5.2.2.2

規制金利

IFRS 9.B4.1.9E

IFRS第9号は、地域によっては、例えば広範なマクロ経済政策の一環として、または企業に特定の経済圏への投資を奨励するために、政府または規制当局が金利を設定している場合があることを認めている。このような場合においては、貨幣の時間価値の要素の目的は、時の経過のみに対する対価を提供することにあるとは限らない。

貨幣の時間価値の修正に関する一般規定にかかわらず、規制金利は、以下の両方に該当する場合には、貨幣の時間価値に代わるものとみなされる。

- 時の経過に対する対価と概ね整合する対価を提供する場合
- 基本的な貸付契約と整合しないキャッシュフローのリスクまたは変動性にさらされていない場合

考察—規制金利

IFRS 9 BC4.175,
BC4.179–180

IASBIは、最終基準書に規制金利に関する特定のガイダンスを含めることを決定した。なぜなら、このような規制金利は、公共政策上の理由により設定されているため、特定の会計上の結果を実現するための操作が行われる余地がないからである。

IASBIは、「リブレA」という特別な貯蓄口座によって預金を集めているフランスのリテール銀行の例を挙げた。その口座の金利は、インフレからの保護及び企業の口座利用を促す報酬を織り込んだ算式に従って、中央銀行及び政府によって算定されている。このように金利が算定されているのは、集められた預金の一部を政府機関に貸し出し、その政府機関が社会計画のためにその資金を活用することが法令によって要求されているためである。IASBIは、このような口座の金利の時間価値の要素は、時の経過のみに対する対価を提供しているとは限らないと指摘した。ただし、IASBIは、契約上のキャッシュフローが基本的な貸付契約と整合しないリスクまたは変動性にさらされていない限りは、償却原価区分は目的適合性及び有用性のある情報を提供することになると考えている。

5.2.3

契約上のキャッシュフローが生じる時期または金額を変化させる契約条項

IFRS 9.B4.1.10, B4.1.12

金融資産によっては、その残存期間にわたって契約上のキャッシュフローが変化する可能性がある。例えば、資産によっては変動金利が付されているものもある。また、多くの場合、資産は期限前償還が行われたり、期間の延長が行われたりする可能性がある。

このような資産について、企業は、その金融商品の残存期間にわたって生じる可能性のある契約上のキャッシュフローがSPPIの要件を満たすか否かを判断する。企業は、契約上のキャッシュフローの変化の前後で生じる可能性のある両方の契約上のキャッシュフローを評価することによって、このような判断を行う。

場合によっては、契約上のキャッシュフローは、偶発事象の発生によって変化する可能性がある。このような場合、企業は、その偶発事象の性質について評価を行う。偶発事象の性質自体は、契約上のキャッシュフローがSPPIの要件を満たすか否かを評価する際の決定的な要因にはならないが、指標となる可能性はある。

最終基準書は、契約上のキャッシュフローの生じる時期または金額を変化させるもののSPPIの要件を満たす契約条件について、以下の例を提供している。

設例－SPPIの要件を満たす契約上のキャッシュフローの生じる時期または金額を変化させる条件

IFRS 9.B4.1.11

変動金利	以下の項目に対する対価で構成されている変動金利 <ul style="list-style-type: none"> ● 貨幣の時間価値 ● 特定の期間における元本残高に関連する信用リスク(当初認識時にのみ決定されるため、固定されている場合がある信用リスクへの対価) ● その他の基本的な貸付に伴うリスク(例:流動性リスク)及びコスト(例:事務コスト) ● 利益マージン
期限前償還条項	以下に該当する期限前償還条項 <ul style="list-style-type: none"> ● 発行者(すなわち、債務者)が負債性金融商品を期限前償還することを認めるか、または保有者(すなわち、債権者)が期限前に負債性金融商品を発行者に償還請求することを認める条項である。 ● 期限前償還の金額が元本及び元本残高に対する利息の未払金額にほぼ相当している。この金額には、契約の早期終了に対する合理的な追加的補償が含まれていてもよい。
期間延長条項	以下に該当する期間延長条項 <ul style="list-style-type: none"> ● 発行者または保有者が負債性金融商品の契約期間を延長することを認める条項(すなわち、延長オプション)である。 ● その条項により、延長した期間中の契約上のキャッシュフローが元本及び元本残高に対する利息の支払いのみとなる。この支払いには、契約の延長に対する合理的な追加的補償が含まれていてもよい。

IFRS 9.B4.1.10

債務者が特定の支払いを行うことができていない場合に金利を高くするように改定する条項のある金融商品は、支払いが行われていないことと信用リスクが増大することに関連性があるため、SPPIの要件を満たす可能性がある。

IFRS 9.B4.1.10, B4.1.13

この支払いは、債務者の業績(例:当期純利益)に連動する契約上のキャッシュフローと対比して検討することもできる。このような場合、この支払いに関する契約条項は、通常基本的な貸付契約と整合しない運用収益を反映することになり、SPPIの要件を満たさないことになる。ただし、債務者の業績への連動により生じる調整が金融商品の信用リスクの変化に応じて保有者に補償を行うものである場合は、この限りではない。

考察－信用リスクに応じて変動する補償

IFRS 9.B4.1.11

多くの場合、信用リスクへの対価に相当する変動金利の要素は、当初認識時に固定されている。ただし、場合によっては、信用リスクへの対価が固定されているとは限らず、その信用リスクへの対価は、認識されている債務者の信用状態の変化に応じて(例:財務制限条項に違反している場合)変動する可能性がある。

金融商品の契約上のキャッシュフローが信用リスクに関連して変動する場合には、企業は、その変動が信用リスクへの対価とみなせるか否か、ひいてはその金融商品がSPPIの要件を満たす可能性があるか否かを検討する。

考察一「損失補填」条項による公正価値での期限前償還

社債には、「損失補填」条項(例:期限前償還時の償還行使価格が以下の金額のいずれか高い方を基礎とするという条項)が含まれている場合がある。

- 元本及び利息の将来支払額の公正価値
- 額面金額と発生利息の合計額

この場合、SPPIの要件を満たす可能性があると考えられる。なぜなら、損失補填条項に基づく公正価値の方が高い場合に要する追加的支払額は、契約の早期終了に対する合理的な追加的補償に相当する可能性があるからである。

考察一当事者双方の同意による契約の変更

契約には、将来の一定の時点において、当事者双方の同意により特定の契約条件の変更を行うことができる旨を定めた条項が含まれている場合がある。将来当事者双方の同意によって自由かつ任意に契約条件の変更が可能な場合には、その変更可能な契約条件は、当初認識時のSPPIの評価の対象となるキャッシュフローの特性ではない。このような条項をもって、その条項を含む契約がSPPIの要件を満たさなくなることはない。

5.2.3.1

IFRS 9.B4.1.12

特定の額面金額での期限前償還条項に対する例外規定

ある金融資産に期限前償還することを認めるまたは要求する契約条件、あるいは保有者がその金融資産を発行者に償還請求することを認めるまたは要求する契約条件があることにより、その契約条件がなければSPPIの要件を満たすものの、その契約条件の存在のためSPPIの要件を満たさない場合には、その金融資産は、以下のすべての条件を満たしている場合に、償却原価またはFVOCIで測定することができる。

- 関連する事業モデルの条件を満たしている場合(5.3を参照)
- 企業がその金融資産を契約上の額面金額よりも高いまたは低い価額で取得または組成した場合
- 期限前償還の金額が実質的に契約上の額面金額と発生(しているものの未払いの)利息の合計金額に相当している場合。この金額には、契約の早期終了に対する合理的な追加的補償が含まれていてもよい。
- その金融資産の当初認識時の期限前償還条項の公正価値に重要性がない場合

考察一額面金額での期限前償還条項の例外規定の背景にある理論的根拠

IFRS 9.BC4.193–194

IASBは、期限前償還条項があることによりSPPIの要件を満たさない金融資産の一部については、償却原価によって有用性及び目的適合性のある情報が提供されることになるという意見の後押しを受けて、この適用範囲を限定した例外規定を提供することを決定した。IASBは、以下の例を提示している。

- 額面金額よりも大幅に低い価額で取得した信用が毀損している購入資産
- 市場金利を下回る金利で組成された金融資産(例:販売促進策として顧客に提供された貸付金で、結果として、当初認識時のその貸付金の公正価値が貸し付けた契約上の額面金額を大幅に下回っているもの)

このような場合、債務者が契約上額面金額で期限前償還を行うことができる場合であっても、期限前償還が行われる可能性は非常に低いため、契約上の期限前償還条項の公正価値に重要性はないことになる。最初の例の場合、金融資産は減損しているため、債務者がその資産を期限前償還できるだけの原資を有している可能性が非常に低いことから、期限前償還が行われる可能性は非常に低い。2番目の例の場合、金利が市場金利を下回っており、その金利で資金調達を行う方が有利であるため、顧客が期限前返済を選択する可能性は非常に低い。したがって、その貸付金を期限前返済できる金額は、基本的な貸付契約と整合しないような変動性にさらされていない。

これらの例では、金融資産がその額面金額よりも「低い」価額で組成または購入されるような状況が示されている。ただし、IASBは、このような例外規定の理論的根拠は額面金額よりも「高い」価額で組成または購入される資産についても同様に適用されることを指摘した。考える例には、以下のものがある。

- 額面金額よりも大幅に高い価額で取得しているものの、保有者の任意によってのみ額面金額で期限前償還することができる固定利付社債
- 額面金額よりも大幅に高い価額で取得しているものの、可能性が非常に低いとみられる特定の税制の改正が行われた場合にのみ、発行者の任意によって期限前償還することができる社債

5.2.4 キャッシュフローに与える影響がほとんどないような特性または真正でない特性

IFRS 9.B4.1.18

ある契約上のキャッシュフローの特性が金融資産の契約上のキャッシュフローに僅少な影響しか及ぼさない場合には、その特性はその金融資産の分類に影響を及ぼさない。これを判断するために、企業は、起こりうる契約上のキャッシュフローの特性の報告期間ごとの影響及び金融資産の存続期間にわたる累積的影響を検討する必要がある。

また、契約上のキャッシュフローの特性がその契約上のキャッシュフローに（単一の報告期間において、または累積的に）僅少とはいえない影響を及ぼす可能性があるものの、そのキャッシュフローの特性が真正でない場合には、そのキャッシュフローの特性は金融資産の分類に影響を及ぼさない。

極めて稀で異常な、発生する可能性が非常に低い事象が発生した場合にのみ金融商品の契約上のキャッシュフローに影響を及ぼす場合には、そのキャッシュフローの特定は真正ではない。

5.2.5 ノンリコースの資産

IFRS 9.B4.1.15-17

金融資産は契約上元本及び利息と記載されているキャッシュフローを有しているものの、そのキャッシュフローが元本及び利息の支払いを表しているとは限らない場合がある。

このようなケースは、金融資産が「特定の」資産またはキャッシュフローへの投資を表象していることにより、その契約上のキャッシュフローがSPPIの要件を満たしていない場合に起こりうる。例えば、金融資産のキャッシュフローが特定の有料道路を利用する車両の台数が増加するに従って増加するように契約条件が規定されている場合には、そのような契約条件は基本的な貸付契約と整合しない。

このようなケースは、債権者の請求権が債務者の特定の資産または特定の資産からのキャッシュフローに限定されている場合にも起こりうる。ただし、金融資産がノンリコースであること自体によって、SPPIの要件を満たさなくなるとは限らない。この場合、その資産の保有者は、原資産またはそのキャッシュフローを評価（「ルック・スルー」）して、そのノンリコースの資産の契約条件によってSPPIの要件と整合しない形で他のキャッシュフローが生じたりキャッシュフローが制限されたりしているか否かを判断しなければならない。原資産が金融資産なのか非金融資産なのかは、それ自体がこの評価に影響を及ぼすことはない。

IFRS 9.B4.1.19

ある金融商品が同じ企業が発行した他の金融商品に劣後するものと順位付けられているというだけの理由で、その金融商品がSPPIの要件を満たしていないとはいえない。他の金融商品に劣後する金融商品は、債務者の不払いが契約違反に当たり、債務者の倒産の場合でも保有者が元本及び利息の未払金額に対する契約上の権利を有する場合には、SPPIの要件を満たす可能性がある。

考察—SPPIの要件を満たしているノンリコースの資産

金融資産に基づき支払われるべき契約上の支払いが特定の資産から受け取ったキャッシュフローによって決まることが契約上規定されている場合には、その金融資産は原則として、5.2.6に記載されている要件を満たす場合を除き、SPPIの要件を満たすことはできないと考えられる。

例えば、特定の賃貸収益を受け取っている場合にのみ利息が支払われる不動産開発業者に対する貸付金については、SPPIの要件を満たさない。ただし、SPPIの要件を満たす原金融資産の契約上のキャッシュフローの全部または比例部分を表象する金融資産は、それ自体でSPPIの要件を満たす可能性がある。

設例－契約上リンクしている商品

特別目的事業体である企業Wは、契約上リンクしている2種類の負債商品のトランシェを発行した。第1種トランシェの計上額は15、第2種トランシェの計上額は10である。第2種トランシェは第1種トランシェに劣後しており、第1種トランシェの保有者への支払いが行われた後にものみ分配を受ける。W社の資産は、計上額25の長期貸付金プールであり、そのプール内の貸付金はすべてSPPIの要件を満たしている。

投資者Xは、第1種トランシェへの投資を行った。投資者Xは、原資産プールへのルック・スルーをしないで、第1種トランシェの契約条件に基づき元本及び利息の支払いのみが行われると判断している。

この場合、投資者Xは、W社の投資の原資産プールへのルック・スルーをしなければならない。W社はSPPIの要件を満たす貸付金への投資を行っているため、その貸付金プールには元本及び利息の支払いのみであるキャッシュフローをもたらす金融商品が少なくとも1つは含まれている。W社はそれ以外の金融商品を有しておらず、それ以外のどの金融商品も取得することが認められていない。したがって、W社が保有している原金融商品プールには、トランシェがSPPIの要件を満たさなくなるような特性はない。

分析の最後の段階で、投資者Xは、第1種トランシェに起因する信用リスクに対するエクスポージャーが原金融商品プールの信用リスクに対するエクスポージャーと同等か、またはそれを下回るかを評価する。第1種トランシェは最上位のトランシェであるため、第1種トランシェの信用格付けは原貸付金プールの加重平均信用格付けよりも高い。したがって、投資者Xは、第1種トランシェはSPPIの要件を満たすと結論付ける。

投資者Yは、第2種トランシェへの投資を行った。第2種トランシェは最下位のトランシェであり、信用リスクの要件を満たしていない。したがって、投資者Yは、どの第2種トランシェへの投資もFVTPLで測定する。

IFRS 9.B4.1.26

場合によっては、プール内の金融商品がそれ自体はSPPIの要件を満たさない資産で担保されていることがある（例：不動産または資本性金融商品を担保とする貸付金）。債務者が債務不履行に陥っている場合には、その金融商品の発行者はその担保を差し押さえることができる。新たな基準書は、このような担保資産を差し押さえることができることは、トランシェがSPPIの要件を満たすか否かを評価する際には無視することを明確にしている。ただし、企業が担保の支配権を得る目的でそのトランシェを取得した場合は、この限りではない。

IFRS 9.B4.1.24(a)

原資産プールは、トランシェのキャッシュフローを原金融商品のキャッシュフローに合わせたり、キャッシュフローの変動性を低減したりするデリバティブ金融商品を含んでいる場合がある。そのプール内のデリバティブ金融商品に係る市場リスクから発生する利得及び損失の配分方法は、トランシェの契約条件がそれ自体で元本及び利息の支払いのみであるキャッシュフローをもたらすものであるか否かを判断する際に影響する場合がある。例えば、原資産プールに含まれる金利スワップからのキャッシュフローがトランシェに配分され、そのトランシェへの投資者がLIBORの2倍を基礎とする投資収益を得ている場合には、そのトランシェはSPPIの要件を満たしていないことになる。

考察－原資産プールの変更

原資産プールに複数のデリバティブ金融商品が含まれている場合には、企業は、上記のフローチャートの条件(b)に記載されている評価を行う際に、複数のデリバティブを一体として扱うことによりその原資産プールに単一のデリバティブが含まれている場合と同様の結果が生じることが想定される場合に、複数のデリバティブを一体として扱うことができると考えられる。

設例－原資産プール内のデリバティブ

ユーロ建ての変動利付金融資産ポートフォリオを有するSPEがある。そのSPEは、米ドル建ての契約上リンクしている固定利付債券のトランシェを発行している。そのSPEは、以下の2種類のデリバティブ契約を締結している。

- ユーロ建て変動金利を支払い、米ドル建て変動金利を受け取るスワップ
- 米ドル建て変動金利を支払い、米ドル建て固定金利を受け取るスワップ

この場合、上記2種類のスワップの組合せは、ユーロ建て変動金利を支払い、米ドル建て固定金利を受け取る単一のクロスカレンシー金利スワップと同等である(すなわち、最初のスワップの受取レグが2番目のスワップの支払レグと相殺される)。このシナリオにおいては、この債券への投資の保有者は、上記2種類のスワップを組み合わせたうえで、その組合せについて評価を行うことができ、それぞれのデリバティブについて別々の評価を行わなくてもよい。

考察—資産プール内のデリバティブ

IFRS 9.B4.1.26

原金融商品プール及び原金融商品のキャッシュフローは、期限前償還または信用損失によって、あるいは認められているいかなる消滅または譲渡によっても、変動する可能性がある。このような原金融商品プールがSPPIの要件を満たすためには、これらのすべての事象に応じてデリバティブの金額も減少させることによって、デリバティブがキャッシュフローの変動性または適合性の判定要件を必ず満たすようにする仕組みを契約上リンクしている仕組商品の契約条件に含めなければならないと考えられる。例えば、金利スワップには、原資産プール内の優良資産の元本のいかなる減少に応じて想定元本を自動的に減少させる条項が含まれている場合がある。

5.2.7

SPPIの要件を満たす可能性のある金融商品またはSPPIの要件を満たさない金融商品の例

設例—SPPIの要件を満たす可能性のある金融商品

IFRS 9.B4.1.13,
BC4.186, BC4.190

IFRS第9号の例	分析
一定の満期日を有する社債で、元本及び利息の支払いがその社債の発行された通貨のレバレッジのないインフレ指数に連動している社債。元本金額は保護されている。レバレッジのないインフレ指数への連動により、貨幣の時間価値は現在の水準に更改される。	元本及び利息の支払いがレバレッジのないインフレ指数に連動していることにより、貨幣の時間価値は現在の水準に更改されている。すなわち、この金融商品に係る金利は「実質」金利を反映している。したがって、利息の金額は元本残高に対する貨幣の時間価値の対価である。 この場合、元本を保護する条項がなくても(すなわち、インフレ指数のいかなる累積的な下落にも応じて返済すべき元本金額が減少しても)、SPPIの要件を満たすと考えられる。なぜなら、元本を保護する条項がないことは、単にこの金融商品の存続期間に関連する貨幣の時間価値の要素がマイナスとなりうることを示しているに過ぎないからである。
一定の満期日を有する変動利付商品であり、借手が金利改定期間に応じて継続的に市場金利を選択することができるもの	この金融商品の存続期間中に金利が改定されることをもって、この金融商品がSPPIの要件を満たさなくなることはない。ただし、借手が1ヶ月物LIBOR金利を3ヶ月間支払うことを選択でき、1ヶ月物LIBORが毎月改定されない場合には、貨幣の時間価値の要素は修正されていることになり、適切な評価を行わなければならない(5.2.2を参照)。
金利の上限が定められている変動利付社債	この金融商品は、金利の上限を設けることによりキャッシュフローの変動性を低減しているため、固定利付社債と変動利付社債の特徴を組み合わせたものである。

IFRS第9号の例	分析
担保で保全されているフル・リコース・ローン	フル・リコース・ローンが担保で保全されていることは、SPPIの要件を満たすか否かの分析に影響しない。
固定利付社債であり、その契約上のキャッシュフローのすべてに裁量性があるわけではなく、その発行者が特定の状況下で(例:発行者が深刻な財政難に陥っているか、または規制上自己資本の積増しが要求されている場合)国の破綻処理当局が特定の金融商品(この金融商品を含む)の保有者に損失を課すことを認めるまたは要求する法令の対象となっているもの	<p>この金融商品の保有者は、この金融商品の契約条件を分析し、SPPIの要件を満たすか否かを判断する。この分析では、国の破綻処理当局の権限によってこの金融商品の保有者に損失が課せられることによる支払いは考慮に入れない。なぜなら、このような権限(及びそれによる支払い)は、この金融商品の契約条件ではないからである。したがって、このような権限は、資産がSPPIの要件を満たすか否かの分析に影響しない。</p> <p>ただし、特定の事象が発生した場合(例:保有者が規制上十分な自己資本を有していないか、または存続が不可能と規制当局が判断した時点(point of non-viability)にある場合)に元本及び利息の全部または一部の減額を行わなければならない、または行う可能性があるとして規定している契約条項は、SPPIの評価に影響することになる。したがって、契約上のペイルイン条項によっては、金融商品がSPPIの要件を満たさなくなる可能性がある。</p>

設例 – SPPIの要件を満たさない金融商品

IFRS 9.B4.1.9D, B4.1.14

IFRS第9号の例	分析
発行者の一定数の資本性金融商品に転換可能な社債	SPPIの要件を満たさない。なぜなら、この社債に係る収益は、貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価のみではなく、発行者の純資産の価値も反映しているからである。
逆変動金利を支払うローン(例:金利指数が下落すれば金利が上昇するローン)	SPPIの要件を満たさない。なぜなら、金利が市場金利に反比例しているため、貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価を表していないからである。
永久金融商品であり、発行者はどの時点でも額面金額と未払利息の合計で期限前償還可能であるが、発行者が支払後も支払能力を維持している場合にのみ利息を支払うことができ、利息の繰延べによって追加的な利息が発生しない商品	SPPIの要件を満たさない。なぜなら、発行者は支払いを繰り延べることができ、繰り延べた金額について追加的な利息が発生しないからである。結果として、この金融商品の保有者は、貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価を得る権利を有していないことになる。ただし、金融商品が永久的であることをもって、その金融商品がSPPIの要件を満たさなくなることはない。

5.3 事業モデルの評価

5.3.1 事業モデルの概要

IFRS 9.B4.1.1

SPPIの要件を満たす金融資産については、事業モデルの評価を行い、当初認識後に償却原価またはFVOCIで測定する区分の要件を満たすか否かを判定する必要がある(5.2を参照)。

IFRS 9.4.1.4, 5.7.5-6

SPPIの要件を満たさない金融資産は、その金融商品が保有されている事業モデルにかかわらず、FVTPL区分に分類される。ただし、企業が利得及び損失をFVOCIに表示することを選択できる資本性金融商品への投資については、この限りではない(5.1.5を参照)。

IFRS 9.B4.1.2A

「事業モデル」という用語は、企業がキャッシュフローを生み出すために金融資産を運用する方法を指している。すなわち、企業の事業モデルによって、キャッシュフローが契約上のキャッシュフローの回収により生じるか、金融資産の売却により生じるか、またはそれらの両方により生じるのかが決定される(5.3.2を参照)。

以下は、各種類の事業モデルの主な特徴及びそれぞれの事業モデルから判定される測定区分についてまとめている表である。

事業モデル	主な特徴	測定区分(5.1を参照)
回収するために保有する事業モデル (5.3.3を参照)	<ul style="list-style-type: none"> この事業モデルの目的は、契約上のキャッシュフローを回収するために資産を保有することにある。 売却は、この事業モデルの目的に付随するものである。 通常、売却(頻度及び数量)は最少である。 	償却原価*
回収と売却の両方の目的で保有する事業モデル (5.3.4を参照)	<ul style="list-style-type: none"> 契約上のキャッシュフローの回収と売却の両方が、この事業モデルの目的の達成に不可欠である。 通常、売却(頻度及び数量)は回収するために保有する事業モデルよりも多い。 	FVOCI*
以下を目的とするその他の事業モデル <ul style="list-style-type: none"> トレーディング 資産の公正価値ベースでの管理 売却を通じたキャッシュフローの最大化 (5.3.5を参照)	<ul style="list-style-type: none"> 回収するために保有する事業モデルでも回収と売却の両方の目的で保有する事業モデルでもない。 契約上のキャッシュフローの回収は、この事業モデルの目的に付随するものである。 	FVTPL**

* SPPIの要件を満たすことを条件とする。また、公正価値オプションの対象である(5.1.4を参照)。

** SPPIの要件とは無関係である。このようなすべての事業モデルに含まれる資産は、FVTPLで測定される。

5.3.2 事業モデルの評価

IFRS 9.B4.1.2

事業モデルは、特定の事業目的の達成のために金融資産のグループをまとめて管理する方法を反映するレベルで判断される。企業の事業モデルは、個々の金融商品に関する経営者の意図には左右されない。したがって、この条件は、個々の金融商品ごとに分類するアプローチではなく、より高い集約したレベルで判断しなければならない。

IFRS 9.B4.1.2 ただし、この評価は企業レベルでは行われない。企業は、金融商品を管理するために複数の事業モデルを有していることもある。また、場合によっては、金融資産のポートフォリオを複数のサブポートフォリオに区分することが適切となることもある(例:企業が貸付金のポートフォリオを取得し、そのうちの一部を契約上のキャッシュフローを回収するという目的で管理し、別の一部を売却の目的で管理する場合)。

IFRS 9.B4.1.2A この評価は、企業が発生すると合理的に見込んでいないシナリオ(例:「最悪の状況」のシナリオ)に基づいて行われることはない。例えば、企業がストレス状況下のシナリオにおいてのみ特定の金融資産のポートフォリオを売却することを見込んでいる場合には、そのシナリオは、発生することが合理的に見込まれなければ、その特定の金融資産についての事業モデルの評価に影響しない。

IFRS 9.B4.1.2B IFRS第9号には、金融資産の管理についての企業の事業モデルは事実認定の問題であり、通常企業が事業モデルの目的を達成するために行う特定の活動を通じて観察することができると規定されている。

5.3.2.1 関連性のある客観的な証拠

企業は、評価日時点で入手可能なすべての関連性のある客観的な証拠を評価して、特定の金融資産についての事業モデルを評価する。

IFRS 9.B4.1.2B 最終基準書は、関連性のある客観的な証拠の例として、以下を列挙している。

- その事業モデル(及びその事業モデルに基づき保有されている金融資産)の業績がどのように評価され、企業の経営幹部に報告されているのか。
- その事業モデル(及びその事業モデルに基づき保有されている金融資産)の業績に影響を及ぼすリスク及びそのリスクが管理されている方法
- その事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか(例えば、その報酬が、管理している資産の公正価値を基礎としているのか、または回収した契約上のキャッシュフローを基礎としているのか)。

IFRS 9.B4.1.2C また、企業は、過去の期間における売却の頻度、数量及び時期、そうした売却の理由、及び将来の売却活動に関する予想を考慮する。ただし、売却活動に関する情報は、単独で考慮されるのではなく、企業が金融資産の管理について明示した目的がどのように達成されるのか、及びキャッシュフローがどのように実現されるのかという全体的な評価の一環として考慮される。したがって、企業は、過去の売却の理由を考慮する一環としてその売却に関する情報を考慮し、その売却が行われた時点に存在した条件を現在の条件と比較する形で考慮する。

考察—事業モデルの評価に必要な判断

IFRS 9.B4.1.2B IFRS第9号は、金融資産の管理についての企業の事業モデルは事実認定の問題であると規定しているものの、特定の金融資産についての事業モデルの評価には判断が必要であることも認めている。

例えば、最終基準書は、売却活動の影響の評価について「明確な数値規準(bright line)」を規定しておらず、代わりに企業に以下の事項を考慮することを要求している。

- 売却活動の重要性及び頻度
- 売却活動及び契約上のキャッシュフローの回収がそれぞれ事業モデルにとって不可欠なものか、または付随的なものか。

判断が必要となる可能性の高いポートフォリオの例には、以下のものがある。

- 流動性管理のために保有する金融商品のポートフォリオ
- 保険金または年金給付の支払いを目的とする事業モデルを支えるポートフォリオ

新たな基準書の適用に備える際には、企業は、金融資産の管理についての事業モデルの識別及び評価並びにその結論の文書化を行わなければならない。これを行うために、企業は以下も行うことが必要となる可能性がある。

- 関連する事業目的及び業務方針に関する文書の充実
- 事業モデルの評価の継続的な支援のための関連性のある客観的な証拠の収集及び評価(例:売却活動に関する実際及び予想の水準の検証)に係るプロセス及び統制の構築

考察—事業モデルの評価に必要なデータ

IAS第39号では、企業は、金融資産の管理についての事業モデルを新たな基準書と同様の方法で検討する必要はない。IAS第39号では、金融資産が売却目的保有か否か、または企業が特定の金融商品を満期まで保有する意図を有しているか否かの評価を行わなければならないが、それ以外の金融資産については原則として過去の売却水準についての評価を行う必要はない。

したがって、企業は、売却の頻度及び重要性に関する過去のデータを容易に入手可能な状況にあるとは限らず、そのようなデータの収集には労力を要する可能性がある。

考察—事業モデルの評価の目的

事業モデルの評価を行う際には、企業は、企業の将来キャッシュフローの金額、生じる時期及び不確実性の評価について財務諸表利用者に目的適合性及び有用性のある情報を提供するという、IFRS第9号に明示されている目的を考慮しなければならない。

事業モデルが契約上のキャッシュフローを回収するために金融資産を長期間保有することまたは満期まで保有することを想定したものであればあるほど、償却原価に関する情報の目的適合性及び有用性が増大する。逆に、事業モデルが資産を満期日よりもはるか前に売却することを想定したものであればあるほど、公正価値に関する情報の目的適合性及び有用性が増大する。

IFRS 9.1.1, BCE.53–56

5.3.2.2

IFRS 9.B4.1.2A

予想とは異なる方法で実現するキャッシュフロー

企業が事業モデルの評価を行った日における予想とは異なる方法でキャッシュフローが実現している場合(例:金融資産の売却がその資産の分類を行った際の予想よりも多いまたは少ない場合)には、企業がその事業モデルの評価を行った際に入手可能だったすべての関連性のある客観的な情報を考慮していた限りは、以下の事態が生じることはない。

- 企業の過去の期間の財務諸表の誤謬
- その事業モデルで保有されている残りの金融資産(すなわち、企業が過去の期間に認識し、現在も保有している資産)の分類変更

ただし、企業が新たに取得した金融資産について事業モデルを評価する際には、過去のキャッシュフローの実現方法に関する情報やその他の関連する情報を考慮する。

設例－ポートフォリオに関する経営者の意図の変更

企業Kは、回収するために保有する事業モデルに基づいて保有されていると以前に判定された金融資産のポートフォリオを有している。以前は、信用リスクの集中の管理のために行われた資産の売却規模は少額であった。ただし、そのポートフォリオの規模は以前の予想よりも大幅に拡大し、現在はそのポートフォリオに含まれる金融資産の発行者の間で大規模な合併買収活動が行われることが予想されている。

この結果、K社は現在、信用リスクの集中の管理のために将来大規模な売却活動が行われると予想しており、そのポートフォリオの管理方法はもはや回収するために保有する事業モデルと整合しないと結論付けている。K社は、既存の資産については分類変更の要件(8章を参照)を満たしていないと結論付けている。ただし、このような事業モデルの変更後にそのポートフォリオについて新たに金融資産を取得する場合には、この新たに取得した金融資産は回収するために保有する事業モデルの要件を満たさない。この結果、そのポートフォリオはサブポートフォリオに分割され、そのポートフォリオ内の既存の金融資産は償却原価で測定され、このような事業モデルの変更後に取得した別の金融資産は公正価値で測定されるようになる可能性がある。

考察－「罰則 (tainting)」という概念

IFRS 9.4.4.1

IAS第39号には、満期保有目的の測定区分について、「罰則 (tainting)」という概念が設けられている。IFRS第9号には、類似の概念がない。すなわち、償却原価で測定されている既存の資産について、企業が事業モデルの評価を行った際に入手可能なすべての関連性のある客観的な情報を考慮していた限りにおいて、当初認識後に売却を行っても、分類変更は行われぬ。資産の分類変更は、事業モデルが変更された場合にのみ行われる(8.2を参照)。

5.3.3

回収するために保有する事業モデル

IFRS 9.B4.1.2C

回収するために保有する事業モデルに含まれる金融資産は、該当する金融商品の存続期間にわたって元本及び利息の支払いを回収することを通じてキャッシュフローを実現するという目的で管理されている。すなわち、そのポートフォリオに含まれる金融資産は、契約上のキャッシュフローを回収するという目的で管理されている。

IFRS 9.B4.1.3

企業は、これらの資産のすべてを満期まで保有する必要はない。したがって、一部の金融資産の売却が生じた場合または生じる見込みである場合であっても、事業モデルの目的が契約上のキャッシュフローを回収するために金融資産を保有することである可能性がある。

IFRS 9.B4.1.3A-B

IFRS第9号は、回収するために保有する事業モデルと整合する可能性のある売却の例として、以下を挙げている。

- 金融資産の信用リスクの増加に伴う売却

金融資産の信用リスクの増加に伴う売却は、その売却頻度及び売却価値にかかわらず、回収するために保有するという目的と矛盾するものではない。なぜなら、金融資産の信用の質は、企業が契約上のキャッシュフローを回収する能力に影響するからである。

このような売却の一例として、企業の文書化した投資方針に規定されている与信条件をもはや満たしていないことによる金融資産の売却がある。ただし、このような方針がなくても、企業は別の方法によって信用リスクの増加に伴う売却であることを示すことができる。

- (多額であっても) 稀にしか行われぬ売却、または(頻繁であっても) 個々でも合計でも少額の売却
- 金融資産の満期近くに行われ、売却による収入が残りの契約上のキャッシュフローの回収額に近似する売却

特定の期間において売却頻度または売却価値が増加しても、企業がこのような売却の理由及びこのような売却が企業の事業モデルの目的の変更を反映していない理由を説明できる場合には、必ずしも回収するために保有する事業モデルと整合しなくなるとは限らない。

(資産の信用リスクが増加することなく)信用リスクの集中の管理を行う際に行われる売却は、事業モデルで行われるその他の売却と同様の方法で評価される。また、第三者が金融資産を売却するよう要求しているか否か、その売却が企業の裁量で行われているか否かは評価に影響しない。

設例－回収するために保有する事業モデルにおける売却

IFRS 9 B4.1.4, BC4.145

企業Lは、回収するために保有する事業モデルの一部であると判定された金融資産のポートフォリオを有している。これらの金融資産の規制上の取扱方法が変更されたことにより、L社は、特定の期間においてそのポートフォリオの大幅な残高調整 (rebalancing) を行うことになった。ただし、L社は、ポートフォリオの残高調整による売却活動は単独の (すなわち、1回限りの) 事象と考えられることから、回収するために保有するという事業モデルの評価を変更していない。

対照的に、もしL社がその金融資産に流動性があることを実証するために、規制当局からポートフォリオ内の金融資産を日常的に売却することを要求されており、その金融資産の売却価額は多額である場合には、L社がそのポートフォリオを管理する事業モデルは、回収するために保有するという目的を有していないことになる。

IFRS第9号には、事業モデルの目的が契約上のキャッシュフローを回収するために金融資産を保有することである可能性がある状況の例が含まれている。これらのうちの一例は、以下のように要約することができる。

設例－回収するために保有する事業モデル－評価の際に考慮される要因

IFRS 9.B4.1.4
Example 1

企業Jは、投資の契約上のキャッシュフローを回収するという目的でその投資を保有している。その投資の満期は、J社が見積っている、かつ一般的にも予測可能な資金ニーズと合致している。

過去には、投資の売却は通常、投資対象の金融資産の信用リスクが増加し、その金融資産がもはやJ社の文書化した投資方針に合致しなくなった場合に行われていた。また、予期しない資金ニーズによる売却は稀にしか行われたことがない。

経営者への報告は、投資対象の金融商品の信用の質及び契約上のリターンに焦点を当てている。ただし、経営者はまた、流動性の観点から、その金融商品の公正価値も考慮に入れている。

J社の事業モデルの評価に影響する要因は、以下のとおりである。

- 事業モデルの目的は、契約上のキャッシュフローを回収するために資産を保有することであることが明記されている。投資の満期が一般的に予測可能な資金ニーズと合致していることによって、この目的は達成されている。
- 投資の信用リスクの増加によって、その投資がもはや企業の文書化した投資方針に合致しなくなったことによる売却、及び予期しない資金ニーズによる稀な売却は、回収するために保有する事業モデルと矛盾するものではない。
- 経営者は公正価値に関する情報を考慮に入れているものの、それは流動性の観点から行われていることである。経営者が財務情報を吟味する際の主な重点項目は、金融商品の信用の質及び契約上のリターンである。これは、回収するために保有する事業モデルと整合している。

IFRS 9.B4.1.4
Example 3

IFRS第9号にはまた、顧客に貸付けを行い、その後それらの貸付金を証券化ビークルに売却するという目的の事業モデルの例が提供されている。

設例－証券化が事業モデルの評価に及ぼす影響

証券化ビークルは、貸付金を組成している企業によって連結されており、投資者に債券を発行している。この証券化ビークルは、貸付金に係る契約上のキャッシュフローをその貸付金を組成している企業（証券化ビークルの親会社）から受け取っており、受け取ったキャッシュフローを発行した債券の投資者に渡している。

IFRS第9号では、連結グループの観点から、この貸付金は契約上のキャッシュフローを回収するために保有するという目的で組成されていると結論付けることになる。連結グループがキャッシュフローを外部の投資者に渡すという契約を締結しているため貸付金によるキャッシュフローが留保されることはないという事実により、この貸付金が回収するために保有する事業モデルに基づき保有されていると結論付けられなくなることはない。

最終基準書はまた、この貸付金を組成している企業は、この貸付金を証券化ビークルに売却することを通じてこの貸付金ポートフォリオに係るキャッシュフローを実現するという目的を有していることから、この企業の個別財務諸表目的では、この貸付金ポートフォリオの契約上のキャッシュフローを回収するという目的でこの貸付金ポートフォリオを管理しているとはみなされないと結論づけている。

設例－買戻条件付売却契約に基づき売却される金融資産

企業Mは、金融資産の契約上のキャッシュフローを回収するという目的で、金融資産を満期まで保有している。ただし、買戻条件付売却契約（レポ取引）の一環としてこれらの金融資産の一部を売却することも目的としている。レポ取引に基づき、M社は、レポ取引に係る金融資産を後日その満期よりも前に買い戻すことに同意している。レポ取引の期間において、譲受人は、譲受人が譲渡資産から受け取るいかなる収入についても、それと等しい金額をただちにM社に支払わなければならない。

このシナリオは、回収するために保有する事業モデルと整合していると考えられる。その根拠は、以下のとおりである。

- M社が会計上、レポ取引に係る資産を引き続き認識していること
- レポ取引の契約上、受け取った収入を支払うこと、譲渡資産をその満期よりも前にM社に再譲渡することが定められていること

5.3.4

回収と売却の両方の目的で保有する事業モデル

IFRS 9.B4.1.4A

企業は、契約上のキャッシュフローの回収と金融資産の売却の両方によってその目的を達成する事業モデルに基づき金融資産を保有している場合がある。このような事業モデルでは、企業の経営幹部は、これらの活動の両方がその事業モデルの目的の達成に不可欠であるという意思決定を下している。

IFRS 9.B4.1.4A

このような事業モデルの例として考えるものには、新たな基準書によると、以下のものがある。

- 日常的な流動性ニーズを満たすために金融資産を保有している金融機関
- 保険契約負債を賄うために金融資産を保有している保険会社

IFRS 9.B4.1.4B

契約上のキャッシュフローの回収と金融資産の売却の両方によってその目的を達成する事業モデルの場合の売却頻度及び売却価値は通常、回収するために保有する事業モデルの場合よりも高く、大きい。なぜなら、金融資産の売却が、事業モデルの達成に不可欠なものであり、単なる付随的なものではないからである。ただし、これらの活動はこの事業モデルの達成に不可欠であるため、この事業モデルに基づき行われるべき売却の頻度または価額についての規準は設けられていない。

設例—予想される資本的支出に備えた投資の保有IFRS 9.B4.1.4C
Example 5

企業Zは、5年後に資本的支出が行われると予想している。その資本的支出を賄うことができるようにするために、Z社は、余剰資金を短期及び長期の金融資産に投資している。それらの金融資産の多くの契約期間は、Z社が予想している投資期間を上回っている。

Z社は、金融資産の保有を意図しているが、機会があれば、それを売却して収益率がより高い資産に投資を行う予定である。その金融商品ポートフォリオの管理者には、そのポートフォリオからの総収益を基礎とした報酬が与えられる。

したがって、Z社が金融資産を管理する目的は、契約上のキャッシュフローの回収と金融資産の売却の両方によって達成される。

考察—事業モデルの要件の適用

IFRS 9.B4.1.4A–C

IFRS第9号は、契約上のキャッシュフローの回収も金融資産の売却も、あるいはその両方も、それ自体では事業モデルの目的にならない可能性があることを明確にしている。特に、回収するために保有する区分及び売却目的区分に属する事業モデルでは、予期するまたは予期しない義務を履行するため、あるいは予想される取得を賄うために、流動資産のポートフォリオが保有されている場合が多い。このような金融資産の分類は、事業モデル自体ではなく、事業モデルの目的を果たすために行われている資産の管理方法を重視して行われる。

5.3.5 その他の事業モデル

IFRS 9.B4.1.5

上記以外のいかなる事業モデルに基づき保有されている金融資産は、FVTPLで測定される(ただし、企業が資本性金融商品への投資の当初認識後の公正価値の変動をOCIに表示することを選択している場合には、この限りではない。5.1.5を参照)。

IFRS 9.B4.1.5–6

例として、以下のものがある。

- 売却を通じてキャッシュフローを実現するという目的で管理されている資産
- 公正価値ベースで管理と業績評価が行われているポートフォリオ
- 「トレーディング目的保有」の定義を満たすポートフォリオ⁵

5 金融資産または金融負債は、主として短期間に売却または買戻しを行う目的で取得または発行される場合、当初認識時において、まとめて管理され、かつ最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部である場合、あるいは、デリバティブである(金融保証契約または指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブを除く)場合に、トレーディング目的で保有されている。

6 金融負債の分類

6.1 分類の概要

IFRS 9.BCE.12

IFRS第9号は、金融負債の分類に関するIAS第39号の現行の規定（組込デリバティブに関する規定を含む）をほぼすべて引き継いでいる。なぜなら、IASBは、実務の変更による便益がそのような変更に伴う実務の混乱のコストを上回るようになるとは考えていないからである。

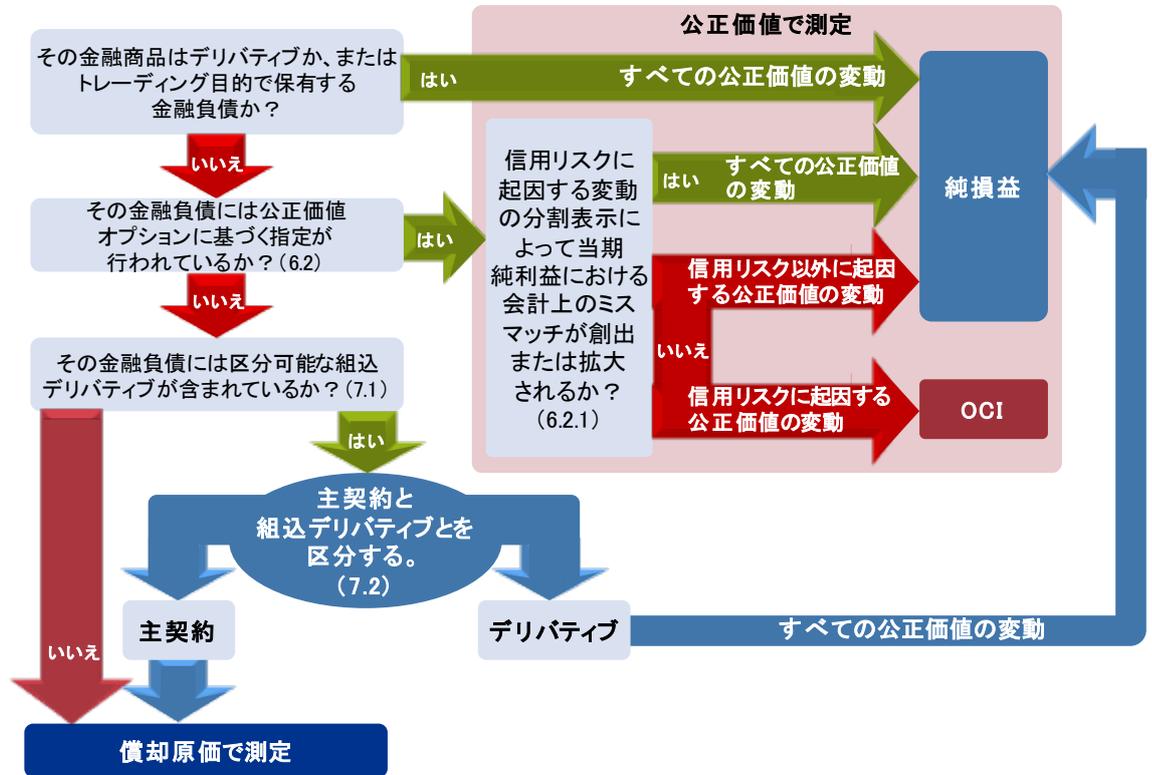
IFRS 9.4.2.1-2

したがって、IFRS第9号に基づき、金融負債は、以下の金融商品を除き、当初認識後に償却原価で測定する区分に分類される。

	償却原価で測定されない金融負債	測定規定
a.	トレーディング目的で保有されている金融負債（デリバティブを含む）	FVTPL
b.	当初認識時にFVTPL区分に指定されている金融負債	FVTPL
c.	金融資産の譲渡が認識の中止に該当しない場合または継続的関与アプローチが適用される場合に発生する金融負債	IAS第39号から引き継がれた特定のガイダンスに従って測定される。
d.	金融保証契約	12.4.9.1を参照
e.	市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメント	12.4.9.2を参照
f.	企業結合の際に取得企業が認識する条件付対価	FVTPL

IFRS 9.5.7.1(c), 5.7.7

以下は、IFRS第9号の金融負債の分類及び測定に関する規定の概要を示した表である。上記の(c)から(f)の金融負債は、以下の表に含まれていない。



6.2 金融負債の公正価値オプション

IFRS 9.4.2.2, 4.3.5,
IAS 39.9(b), 11A

IFRS第9号は、当初認識時に金融負債をFVTPL区分として取消不能の指定をすることができるというIAS第39号の規定を引き継いでいる。IAS第39号に規定されているとおり、この「公正価値オプション」を適用するには、以下の適格要件を満たす必要がある。

- 金融負債をFVTPL区分に指定することにより、このような指定を行わなければ資産または負債の測定あるいは資産または負債に係る利得及び損失の認識を異なった基準で行うことから生じるであろう測定上または認識上の不整合が解消または大幅に削減されなければならない。
- 金融負債のグループまたは金融資産と金融負債のグループは、文書化されたリスク管理戦略または投資戦略に従って、公正価値ベースで管理及び業績評価されなければならない。このようなグループに関する情報は、企業の経営幹部に対して社内的に公正価値ベースで提供される。
- 契約に1つまたは複数の組込デリバティブが含まれており、その主契約がIFRS第9号の適用範囲内の金融資産ではない場合には、企業はその混合契約全体をFVTPL区分に指定することができる。ただし、組込デリバティブに重要性がない場合、または組込デリバティブの区分処理が禁じられていることが明らかな場合には、混合契約全体をFVTPL区分に指定することはできない。

IAS 39.9, 55,
IFRS 9.5.7.1(c), 5.7.7

IAS第39号では、公正価値オプションに基づき指定された負債の公正価値の変動はすべて純損益に認識される。しかし、IFRS第9号では、公正価値の変動は以下のように表示される。

- その負債の信用リスクの変化に起因する公正価値の変動額は、OCIに表示される（信用リスクの変化の測定については、10.2を参照）。
- 公正価値の変動の残りの金額は、純損益に表示される。

IFRS 9.B5.7.9

OCIに表示された金額は、純損益に振り替えてはならない。この禁止規定は、金融負債を公正価値で決済または買い戻すことによってOCIに表示された利得または損失が実現される場合であっても適用される。ただし、企業は、利得または損失の累積額を資本の中で振り替えることができる。

IFRS 9.5.7.7-9, B5.7.8

このような区分表示には、以下の2つの例外がある。

- 区分表示によって、純損益における会計上のミスマッチが創出または拡大される場合
- 金融負債がローン・コミットメントまたは金融保証契約である場合

これらの場合、利得及び損失はすべて純損益に表示される。

考察一信用リスクの変化に起因する公正価値の変動

IAS第39号により金融負債の公正価値オプションが導入されて以降、企業が公正価値オプションを適用する場合には、その企業の信用状態が悪化している場合には純損益に利得が認識される(逆の場合には損失が認識される)ことになるという懸念を多数のオブザーバーが表明してきた。このような結果は、直観に反していると広くみなされている。IFRS第9号は、企業の信用状態の変化による公正価値の変動を原則としてOCIに認識するよう要求する形で、このような問題に対処している。

6.2.1

区分表示によって会計上のミスマッチが創出または拡大されるか否かの判定

IFRS 9.B5.7.6

区分表示によって純損益における会計上のミスマッチが創出または拡大されるか否かを判定するために、企業は、金融負債の信用リスクの変化が純損益においてFVTPLで測定される別の金融商品の公正価値の変動によって相殺されることが見込まれるか否かを評価する。この判定は、金融負債の特徴と別の金融商品の特徴の経済的関係を基準にして行われる。

IFRS 9.B5.7.7

企業は、当初認識時にこの判定を行い、この判定結果の見直しは行わない。ただし、企業は、会計上のミスマッチを生じさせる金融商品のすべてを完全に同時に発生させる必要はない。残りの取引が発生すると見込まれる限りは、遅延が合理的である限り許容される。

考察一金融負債の構成要素への適用

IAS第39号と同様に、IFRS第9号も、公正価値オプションを金融負債全体に対してのみ適用することを認めており、その構成要素または比例部分に適用することは認めていない。このことから、区分表示によって純損益における会計上のミスマッチが創出または拡大されるか否かの評価は、公正価値オプションに基づいて指定された金融負債全体に関して判断すべきであることは明確であると考えられる。

考察一別の金融商品から生じる会計上のミスマッチ

IFRS第9号には、会計上のミスマッチはFVTPLで測定される別の金融商品の影響を受ける可能性があるという記載がある。IFRS第9号のガイダンスでは別の金融商品と言っているため、別の金融商品は、金融資産のみではなく、金融負債を意味する可能性がある。したがって、会計上のミスマッチは、例えばクレジットデリバティブ(金融資産の場合もあれば金融負債の場合もある)とFVTPL区分に指定されている金融負債の間に存在する可能性がある。

IFRS 9.B5.7.12

IFRS第9号では、会計上のミスマッチは、企業が負債の信用リスクの変化の影響を算定するのに用いる測定方法のみによって生じるものではないと説明されている(10.2.2.2を参照)。

IFRS 9.B5.7.10

新たな基準書には、区分表示の例外が適用される場合についての例が示されている。この例では、企業(貸手)が保有する金融資産は、契約上債務者がそれに対応する負債性金融商品を引き渡すことによって早期返済を行うことができるとしている。その対応する負債性金融商品は、貸手はその金融資産の組成に必要な資金を調達するために発行したものである。この場合、その金融資産の公正価値の変動は、貸手の負債を貸手に引き渡すことによって早期返済を行うことができるという債務者の権利を反映している。したがって、その負債の信用リスクの変化は、純損益においてその金融資産の公正価値の変動によって相殺されている。

考察—会計上のミスマッチが生じる可能性のある関係*IFRS 9.B5.7.11,
BC5.39–40*

上記の例では、2つの金融商品の間の経済的関係は、契約上の結び付きによって生じている。新たな基準書では、会計上のミスマッチは契約上の結び付きがない場合にも起こりうると記載されているものの、そのような例は一切提供されていない。IASBもまた、区分表示の例外が適用されるような状況は稀であると想定していることを明らかにしており、想定されている経済的関係は偶然に生じるものではないと指摘している。

場合によっては、企業は、その価値が一般的な与信の相場の変動にさらされることもある資産のための資金調達目的で、FVTPL区分に指定した金融負債を保有することもあれば、利用していることもある。この事実のみでは、区分表示の例外を適用すべきであるという主張を正当化することにはならないと考えられる。

IFRS 9.B5.7.7

区分表示によって純損益における会計上のミスマッチが創出または拡大されるか否かを判定するための方法論は、首尾一貫して適用されなければならない。ただし、公正価値オプションに基づく指定を行っている負債の特徴と別の金融商品の特徴との間の経済的関係が異なる場合には、異なる方法論を用いることができる。

考察—相殺の程度*IFRS 9.BCZ4.74,
BCZ4.76*

最終基準書は、負債の信用リスクの変化の影響が純損益において別の金融商品の公正価値の変動によって相殺されることが見込まれるか否かを検討する企業について言及している。

ただし、IASBは区分表示の例外が適用されるような状況は(上記のとおり)ごく稀であると示唆しているものの、IFRS第9号は、相殺の見込みについて詳細な確率または信頼性の水準を設定すべきか否か、または相殺の程度をどのくらい厳密に設定すべきか(すなわち、公正価値の変動の影響が(ほぼ)等しく、正反対に作用するか否か、または見込まれる相殺の割合の幅を広げることによって区分表示の例外を適用してもよいか否か)について規定していない。

6.3 デリバティブ金融負債の取得原価での測定を認める 例外規定の削除

IFRS 9.4.2.1, BC4.53

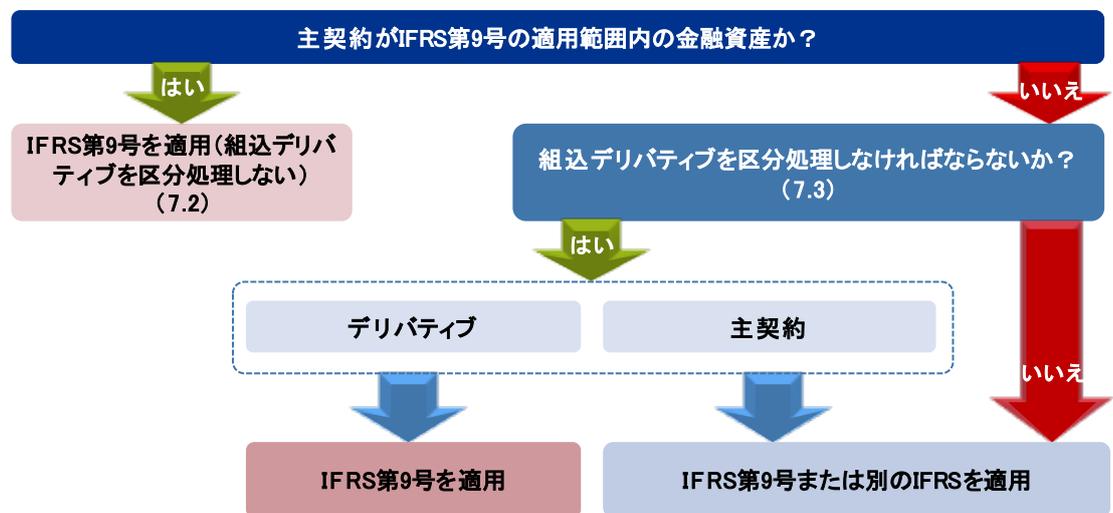
IFRS第9号は、公正価値が信頼性をもって算定できない相場価格のない資本性金融商品に連動しており、その資本性金融商品の引渡しにより決済されるデリバティブ金融負債を取得原価で測定するよう要求するIAS第39号の例外規定を削除している。その代わりに、このようなデリバティブ金融負債はFVTPLで測定される。この取扱いは、類似のデリバティブ金融資産の測定に関するIFRS第9号のガイダンスと整合している(5.1.1を参照)。

7 組込デリバティブ

7.1 概要

IFRS 9.4.3.1-7

IFRS第9号は、IAS第39号の組込デリバティブの定義及びそれに関連する区分処理についてのガイダンスのほとんどを引き継いでいる。ただし、主契約がIFRS第9号の適用範囲内の資産である場合には、組込デリバティブは区分処理されず、代わりに混合金融商品全体に分類についての評価を適用する。以下は、IFRS第9号に基づく混合契約に組み込まれているデリバティブの会計処理について示した図である。



7.2 主契約がIFRS第9号の適用範囲内の金融資産である場合

IFRS 9.4.3.2

混合契約がIFRS第9号の適用範囲内の金融資産である主契約を含んでいる場合には、すべての組込特性を含む混合契約全体にIFRS第9号の分類についての評価を適用する(5.2.1を参照)。

7.3 主契約がIFRS第9号の適用範囲内の金融資産ではない場合

混合契約がIFRS第9号の適用範囲に含まれない金融資産(例:IAS第17号「リース」の適用範囲内のリース債権や保険契約)である主契約を含んでいる場合には、企業は、組込特性を区分処理する必要があるか否かを分析する。この評価は、現行のIAS第39号で要求されている分析と同様である。

IFRS 9.4.3.3-7

IFRS第9号はまた、IAS第39号の主契約が金融負債である、または金融商品ではない契約である混合契約に含まれる組込デリバティブの会計処理についての規定も引き継いでいる。

区分処理について評価しなければならない主契約の例は、以下のとおりである。

主契約の種類	例
IFRS第9号の適用範囲ではない金融資産	保険契約、リース債権
金融負債	負債証券、ローン
非金融商品項目	財及びサービスの先渡購入契約

8 分類変更

IFRS 9.4.4.2

このセクションでは、金融資産が分類変更される状況、及び分類変更時の測定について考察している。金融負債を分類変更することはできない。

8.1 金融資産の分類変更の条件

IFRS 9.4.4.1

IFRS第9号では、金融資産の管理についての企業の事業モデルを変更した場合に、かつその場合にのみ、金融資産を分類変更しなければならない。

IFRS 9.B.4.4.1

このような事業モデルの変更は、非常に稀であると想定されており、企業の上級経営者が外的または内的な変化の結果として判断するものである。このような変更は、企業の業務上重要で、外部当事者に対して実証できるものでなければならない。したがって、企業の事業モデルの目的の変更は、企業が業務上重要な活動の開始または中止のいずれかを行う場合(例:企業が事業を取得、処分または中止した場合)にのみ生じる。

設例 – 事業モデルの変更

最終基準書は、事業モデルの変更に関連する状況または該当しない状況について、以下の例を提供している。

IFRS 9.B.4.4.1(a)

事業モデルの変更に関連する状況

ある企業は、短期で売却する目的で保有する商業貸付金のポートフォリオを有している。その企業は、商業貸付金を管理しており、契約上のキャッシュフローを回収する目的で貸付金を保有する事業モデルを有する企業を取得する。当初の商業貸付金のポートフォリオはもはや売却目的ではなく、現在は取得した商業貸付金と一体となって管理されている。このような商業貸付金のすべてが契約上のキャッシュフローを回収するために保有されている。

IFRS 9.B.4.4.1(b)

ある金融サービス企業は、個人向け不動産担保ローン事業からの撤退を意思決定している。この事業では今後新規の案件を引き受けず、この金融サービス企業は、不動産担保ローン・ポートフォリオを売却すべく積極的に活動している。

IFRS 9.B.4.4.3

事業モデルの変更に関連しない状況

企業は、特定の金融資産に係る意図を変更する(たとえ市況に著しい変化がみられる状況でも事業モデルの変更に関連しない)。

金融資産に関する特定の市場が一時的に消失する。

異なる事業モデルを有する企業内の部門間で金融資産が移転される。

考察 – 資産の管理方法の変更

IFRS 9.B.4.14A–C,
B.4.4.1, BC4.115–116,
BCE70

5.3で解説しているとおり、金融資産の分類は、事業モデルに基づき行われているその資産の管理方法によって決まり、事業モデル自体の目的のみによって決まるわけではない。事業モデルに基づき行われる資産の管理方法の変更(例:売却頻度を増やすこと)によって、既存の資産の分類変更が行われることはないが、新たに取得した資産は異なる区分に分類される可能性がある。資産の管理方法の変更は、事業モデル自体の目的の変更よりも頻繁に行われる可能性がある。

IFRS第9号には、企業が当初認識後にSPPIの要件を見直した結果に基づいて資産を分類変更することを要求または容認するガイダンスは含まれていない。

設例－契約条件の失効

IFRS第9号は、以下のような状況について、ガイダンスを提供していない。

- 資産がSPPIの要件を満たしていないという結論を出す際に重要な根拠となった条項がその資産の満期前に失効するような状況
- その条項の失効後にその資産がSPPIの要件を満たすような状況

企業は、その条項の失効時にその金融資産を分類変更してはならないと考えられる。

例えば、発行者の株式に転換可能な社債があり、その社債の満期は10年であるものの、その株式転換条項は最初の5年間のみ行使可能であると仮定する。5年目の末日時点において、その株式転換条項が行使されなかった場合には、その社債は引き続き満期までFVTPL区分で保有しなければならない。

8.2 金融資産の分類変更の時期

IFRS 9.5.6.1

業務に重要な影響を及ぼす形で事業モデルの変更が行われたと企業が判断している場合には、企業は、翌報告期間の初日(分類変更日)から将来に向かって、影響を受けるすべての資産を分類変更する。過去の期間の修正再表示は行わない。

IFRS 9.B4.4.2

事業モデルの変更は、分類変更日より前に実行されなければならない。分類変更を適切に行うために、企業は、事業モデルを変更した日より後に、従前の事業モデルと整合する活動に従事してはならない。

考察－「報告期間」の定義はない

IFRS第9号は、「報告期間」という用語を定義していない。分類変更日は、企業の報告頻度(すなわち、四半期ごとか半年ごとか等)によって決まると考えられる。例えば、年次報告期間の末日が12月31日である企業が四半期ごとに報告を行っており、3月15日に事業モデルの変更を決定している場合には、分類変更日は4月1日となる。

考察－事業モデルの変更日から分類変更日までの期間が長い場合

IFRS 9.BC.4.119

場合によっては、企業の事業モデルの変更日から分類変更日までの期間が長いことがある。この期間中、事業モデルの変更日現在存在する金融資産は、(変更前の事業モデルがもはや実際の業務上の事業モデルを反映していなくとも)引き続き事業モデルの変更がなかったかのように会計処理される。ただし、企業は、事業モデルの変更日より後に当初認識したいかなる新規の資産も、その当初認識日現在有効な新たな事業モデルに基づき分類しなければならないと考えられる。

8.3 金融資産の分類変更時の測定

IFRS 9.5.6, B5.6.1-2,
IE104-114

金融資産の分類変更時の測定規定は、以下のとおりである。

		以下の区分への分類変更		
		FVTPL	FVOCI	償却原価
以下の区分からの分類変更	FVTPL		分類変更日時点の公正価値 = 新たな総帳簿価額 新たな総帳簿価額を基礎として 実効金利を計算する。 分類変更後の公正価値の変動は OCIに認識する。	分類変更日時点の公正価値 = 新たな総帳簿価額 新たな総帳簿価額を基礎として 実効金利を計算する。
	FVOCI	分類変更日にOCIの累積額を 純損益に振り替える。		金融資産を公正価値で測定し、 分類変更する。OCIから累積額を 控除し、同額を分類変更後の公正 価値に調整する。 調整後の価額 = 償却原価 当初認識時に算定した実効金利及び 総帳簿価額は、分類変更による調整 を行わない。
	償却原価	分類変更日時点の公正価値 = 新たな帳簿価額 償却原価と公正価値との差額を 純損益に認識する。	公正価値に測定し直し、それに伴う いかなる差額もOCIに認識する。 当初認識時に算定した実効金利は、 分類変更による調整を行わない。	

9 当初認識時の測定

IFRS 9.5.1.1

IFRS第9号は、当初認識時に金融資産及び金融負債を公正価値で測定し、FVTPLで測定するものではない金融商品については適格な取引コストを加算するというIAS第39号の規定を引き継いでいる。

金融商品の公正価値はIFRS第13号「公正価値測定」に従って算定される。

IFRS 9.5.1.1A, B5.1.2A

IFRS第9号は次のIAS第39号のガイダンスを引き継いでいる。

- 当初認識時の金融商品の公正価値の最善の証拠は、通常は取引価格である。すなわち、その金融商品について引き渡した対価または受け取った対価の公正価値である。
- 企業の当初認識時の公正価値の見積りと取引価格との間に差異がある場合には、以下の会計処理を行う。
 - 公正価値の見積りに観察可能な市場からのデータのみを用いている場合は、当該差異を純損益として認識する。
 - 他のすべての場合には、当該差異を金融商品の帳簿価額への調整として繰り延べる。

IFRS 9.5.1.3,

IFRS 15.A, 60-65

IFRS第9号は、重大な財務要素を含んでいない売掛債権を、公正価値ではなくIFRS第15号で定義されている取引価格(すなわち、企業が権利を得ると見込む対価の金額)で当初認識することを要求している。

IFRS 15.60-62

売掛債権が「重大な財務要素」を含んでいるか否かについては、契約に重大な財務要素が含まれているか否かの評価に関するIFRS第15号のガイダンスに従って判断される。IFRS第15号は、当事者が合意した支払いの時期によって、顧客または企業に財またはサービスの顧客への移転の資金調達に関する重要な便益が提供される場合は、契約に重大な財務要素が含まれていると述べている。IFRS第15号は、契約に重大な財務要素が含まれているか否かを評価する際に検討する要素として、以下の例を挙げている。

- 約束した財またはサービスについて、約束した対価と現金による販売価格との間に差異がある場合には、その差異
- 以下の組み合わせによる影響
 - 企業が約束した財またはサービスを顧客に移転する時期と顧客が支払いを行う時期の間の予想される期間
 - 関連する市場の実勢金利

考察—売掛債権の当初認識時の測定

IFRS 13.BC138A

重大な財務要素を含んでいない売掛債権

多くの場合、IFRS第15号の取引価格に関するガイダンスに基づく重大な財務要素を含んでいない売掛債権の当初認識時の測定は、IAS第39号に基づいて現在適用されている測定と大きく異なるものではない。これは、IASBが、表面金利が付されていない短期債権及び債務について、割り引かないことによる影響が重要でない場合には、企業は割引のない請求金額で測定することができることを示したためである。

IFRS 15.108

重大な財務要素を含む売掛債権

IFRS第9号は、重大な財務要素を含む売掛債権について、当初認識時の公正価値による測定を免除していない。したがって、IFRS第15号に基づく収益の当初認識額(IFRS第15号の規定に従って取引価格で測定される)と当初認識日の売掛債権の公正価値との間に差異が生じる可能性がある。IFRS第9号に基づく売掛債権の測定とこれに対応する収益の認識額との間の差異は、費用として表示される。

IFRS 15.63
IFRS 9.BC235

IFRS第15号における実務上の簡便法の影響

実務上の簡便法として、IFRS第15号は、約束した財またはサービスを顧客に移転する時期と顧客が支払いを行う時期の間の期間が1年以内となることが契約開始時に見込まれる場合には、約束した対価の金額に対して、重大な財務要素の影響による調整を行う必要はないとしている(12.7.2を参照)。

IFRS第9号は、この実務上の簡便法が適用される重大な財務要素を含む売掛債権について、公正価値ではなく(重大な財務要素を含まない売掛債権と同様に)IFRS第15号に基づき収益として認識される対価の割引前の金額と同じ金額で当初測定してもよいとは述べていない。

10 当初認識後の測定

10.1 金融資産

IFRS 9.5.2.1–2,
5.4, 5.7.5, 5.7.10–11

当初認識後に、金融資産は償却原価、FVOCIまたはFVTPLのいずれかで測定される(5章を参照)。各測定区分の利得及び損失は以下のとおり認識及び表示される。

測定区分	利得及び損失の認識及び表示
償却原価	<p>以下の項目は純損益に認識される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 実効金利法を用いて算定した利息収益(11章を参照) • 予想信用損失及び戻入れ(12章を参照) • 為替差損益 <p>金融資産の認識が中止される場合、利得または損失は純損益に認識される。</p>
FVOCI	<p>利得及び損失はOCIに認識される。ただし、以下の項目は、償却原価で測定される金融資産と同様に純損益に認識される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 実効金利法を用いて算定した利息収益(11章を参照) • 予想信用損失及び戻入れ(12章を参照) • 為替差損益 <p>金融資産の認識が中止される場合、過去にOCIに認識されていた利得または損失の累計額は資本から純損益に振り替えられる。</p>
利得または損失をOCIに表示する、資本性金融商品への投資	<p>利得及び損失はOCIに認識される。</p> <p>配当金(IFRS第9号で定義されている)は、それらが投資コストの一部の回収を示すことが明らかな場合を除いて、純損益に認識される。</p> <p>OCIに認識された金額は、いかなる場合でも純損益に振り替えられることはない。</p>
FVTPL	<p>当初認識後及び認識の中止となった場合の利得及び損失は、純損益に認識される。</p>

考察—利得及び損失をOCIに表示する、資本性金融商品への投資の取引コスト

IFRS 9.5.1.1, IGE1.1,
IAS 1.88

当初認識時に、金融資産及び金融負債は公正価値で測定し、当初認識後にFVTPLで測定するものではない金融商品については適格な取引コストを加算する(9章を参照)。

FVOCIに区分される資本性金融商品への投資の当初認識時に発生した取引コストは、OCIに認識される。これは、当該投資が当初は公正価値にこれらの取引コストを加算した金額で測定されるが、その後に公正価値によって再測定されるためである。

ただし、FVOCIに区分される資本性金融商品への投資の処分時に発生した取引コストは、純損益に認識すべきだと考えられる。これは、OCIへの表示が最終基準書において認められていない、あるいは要求されていないためである。

IFRS 9.B5.2.3-5,
BC5.18

IFRS第9号は、特定の資本性金融商品への投資及びこのような投資に関連するデリバティブを原価で測定する例外規定を削除している。これらの商品は、IFRS第9号において、その他の資本性金融商品への投資及びデリバティブ(10.1を参照)と同様に、当初認識後に公正価値で測定することが要求されている。ただし、新たな基準書は、限られた状況下で、原価がこれらの商品の公正価値の適切な見積りとなる場合があるとしている。以下はそのような状況の例である。

- 入手可能な最近の情報が公正価値を見積るのに十分ではない場合
- 見積りうる公正価値測定額のレンジが広く、原価がその範囲内の最善の見積りとなる場合

IASBIは、このような状況は、金融機関及び投資ファンドなどによって保有される資本性金融商品への投資には当てはまらないと指摘している。

IFRS 9.B5.2.6

また、原価が市場価格のある資本性金融商品への投資の公正価値の最善の見積りとなることは決してない。

10.2 金融負債

10.2.1 一般原則

IFRS 9.4.2.1

IFRS第9号は、金融負債の当初認識後の測定に関して、IAS第39号の現行の規定のほぼすべてを引き継いでいる。したがって、金融負債は通常、償却原価(11章を参照)またはFVTPL、あるいはIAS第39号から引き継いだ特定の測定に関するガイダンス(6.1を参照)に従って当初認識後の測定を行う。

10.2.1.1

FVTPLで測定するものとして指定された金融負債に係る利得及び損失の表示

IAS 39.9, 55,
IFRS 9.5.7.7

IFRS第9号によりFVTPLで測定するものとして指定された金融負債に係る利得及び損失の表示に関する原則が変更され、この結果、これらの利得及び損失は区分表示されることとなった(6.2を参照)。

10.2.2 信用リスクの変動の測定

10.2.2.1

「信用リスク」の意味

IFRS 7.A,
IFRS 9.B5.7.13

IFRS第9号はIFRS第7号「金融商品：開示」の信用リスクに関する現行の定義を引き継いでいるが、その適用に関するガイダンスを拡大している。信用リスクは、「金融商品の一方の当事者が債務を履行できなくなり、他方の当事者が財務的損失を被ることとなるリスク」と定義されている。最終基準書は、発行企業が特定の負債に関して履行できなくなるリスクは発行企業の一般的な信用レベルとは異なると説明している。金融負債への公正価値オプションの適用にあたり、最終基準書は特定の負債に関して履行できなくなることに焦点を当てている。例えば、発行企業の担保付き負債の信用リスクは、それ以外の点では同じ条件の担保なしの負債の信用リスクよりも低くなる。

IFRS 7.A,
IFRS 9.B5.7.14-15

公正価値オプションに指定された負債に係る利得及び損失を区分表示する目的で、最終基準書は信用リスクと資産固有の履行リスクとを区別している。資産固有の履行リスクは発行企業が債務を履行できなくなるリスクに関するものではなく、単一の資産または資産グループの稼働が悪い(または全く稼働しない)リスクに関するものである。

IFRS 9.B5.7.14-15

IFRS第9号は、資産固有の履行リスクについて、2つの例を挙げている。1つ目の例は、ユニット・リンク特性の付いた負債で、投資者に支払われる金額が、特定の資産の運用成績に基づいて契約上決定されるものである。2つ目の例は、次のような特定の性質を有するSPEが発行した負債である。

- SPEは法的に隔離されていて、その資産は、たとえ破産の場合であっても、投資者の便宜のためだけに使途が制限されている。
- SPEは他の取引を行うことができず、その資産は担保に提供することができない。
- SPEに対する投資者への支払いが行われるのは、使途が制限されている資産がキャッシュフローを生み出した場合だけである。

最終基準書は、当該資産が負債の公正価値に与える影響は資産固有の履行リスクであって、信用リスクではないと述べている。したがって、この例においてSPEが発行した負債の信用リスクは考慮する必要はないと考えられる。資産固有の履行リスクによる公正価値の変動は(OCIではなく)純損益に認識される。

10.2.2

信用リスクの変動による影響の測定

IFRS 9.B5.7.16-17

IFRS第9号は信用リスクの変動による影響の算定に関してIFRS第7号の現行のガイダンスの大部分を引き継いでいる。IFRS第9号に基づいて、企業はFVTPLで測定するものとして指定された金融負債の公正価値の変動のうち当該負債の信用リスクの変動に起因する金額を以下のいずれかにより算定する。

- 市場リスクを生じさせる市況の変動(ベンチマーク金利、他の企業の金融商品の価格、商品価格、外国為替レート、価格またはレートの指数の変動を含む)に起因しない公正価値の変動の金額として
- 当該負債の信用リスクの変動に起因する金額をより忠実に表すと企業が考える代替的な方法を用いて

10.2.3

信用リスクの変動による影響の測定のための原則法

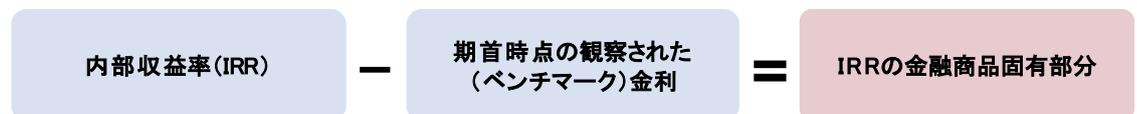
IFRS 9.B5.7.18

負債に係る市況の重要かつ関連性のある変動が、観察された(ベンチマーク)金利の変動のみである場合、信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の金額は原則法(default method)を用いて見積ることができる。

まず初めに、内部収益率(IRR)の金融商品固有部分を計算する。以下がその手順である。

- 期首時点の金融負債のIRRを、期首時点の当該負債の公正価値と契約上のキャッシュフローを用いて計算する。
- このIRRから期首時点の観察された(ベンチマーク)金利を差し引く。

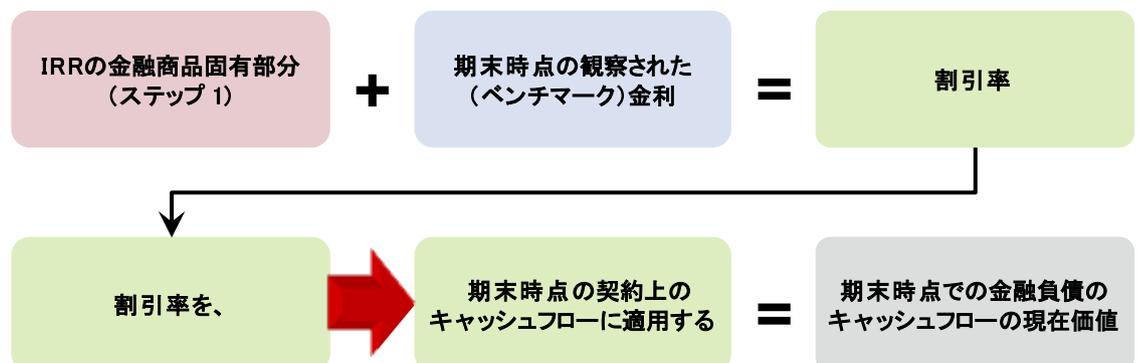
ステップ 1



次に、期末時点での、ベンチマーク金利の変動が負債の公正価値に与える影響を計算する。これは、当該負債に関連する契約上のキャッシュフロー残高の現在価値を、以下から構成される割引率を用いて計算することによって求められる。

- ステップ1で計算した金融商品固有部分
- 期末時点のベンチマーク金利

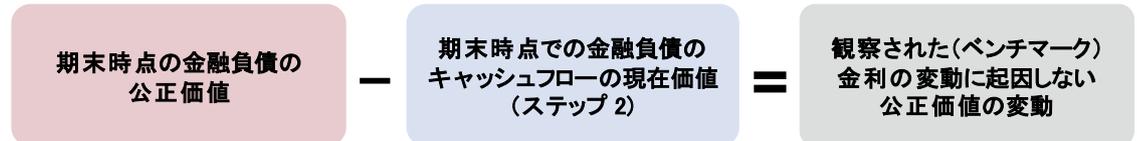
ステップ 2



IFRS 9.B5.7.18, IE5

最後に、当該負債の公正価値の変動のうちベンチマーク金利の変動に起因しない部分を計算する。これは、期末時点の金融負債の公正価値をステップ2で算定した現在価値の金額と比較することによって求められる。これがOCIに表示すべき金額である。

ステップ 3



考察—「ベンチマーク」金利は定義されていない

IFRS第9号は、原則法におけるベンチマーク金利を定義していない。KPMGの経験上、ベンチマーク金利は米ドルまたは英ポンド建て負債に対するLIBORやユーロ建て負債に対するEuriborのような銀行間金利を含んでいると一般的に理解されている。原則法はベンチマーク金利をリスクフリー金利と類似するものとしてとらえており、すべてのベンチマーク金利の変動を金融負債の信用リスクの変動と無関係なもの(一部ではないもの)として除外している。しかし、多くの市場関係者は、銀行間金利は通常、同一期間及び同一通貨の最高格付けの国債のレートを上回るプレミアムを含んでおり、このプレミアムは銀行の信用リスクの変動を市場がどのように解釈するかによって変わる可能性があると考えている。最終基準書は以下の方法をさまたげるものではない。

- ベンチマーク金利としてリスクフリー金利を用いること
- その方がより忠実に表示することができると企業が考える場合には、銀行間金利の信用部分を切り離して信用リスクの変動の計算に含めるといった代替的な方法を用いること

IFRS 9.5.7.19, BC5.64

IASBはIFRS第7号との比較では、IFRS第9号のガイダンスを修正しており、金融負債に係る市況の重要かつ関連性のある変動が、観察された(ベンチマーク)金利の変動のみである場合に原則法を用いることが適切だということを強調している。他の要因が重要である場合には、企業は、金融負債の信用リスクの変動による影響をより忠実に測定する代替的な方法を用いることになる。

IFRS 9.5.7.19

例えば、金融負債が組込デリバティブを含んでいる場合には、信用リスクの変動に起因しない組込デリバティブの公正価値の変動は、OCIに表示すべき金額を算定する際には除外される

考察—負債の信用リスクの変動による影響に関する現行の開示

IFRS 9.BC5.58–64,
IFRS 7.26

現行のIFRS第7号は、金融負債を公正価値オプションにより指定した場合には、当該負債の信用リスクの変動に起因する純損益に認識された公正価値の変動の金額を開示することを企業に求めている。

ただし、IFRS第9号の適用時に、企業はそのような負債の信用リスクの変動による影響の識別及び測定に用いた方法を見直すことができる。それは、IFRS第9号が以下を示しているためである。

- 負債の信用リスクは発行企業の信用リスク、及び資産固有の履行リスクと異なることを明確化している。
- 原則法を適用できない場合について強調している。
- このような計算が報告済み利益に影響を与えていることを意味する。

IFRS 9.5.7.20

信用リスクの変動を測定する方法は、関連性のある観察可能なインプットを最大限に利用し、観察可能でないインプットの使用を最小限にしなければならない。

考察一原則法の適用による累積的影響

IFRS 9.BC4.153(b)

IASBは、金融負債の信用リスクの変動をOCIに表示し、純損益に振り替えない主な理由の1つは、企業が契約金額を返済する場合（そうするケースがほとんどである）、負債の公正価値が最終的には契約金額と等しくなるため、負債の信用リスクの変動の累積的影響は純額でゼロとなるからだ指摘した。

しかし、原則法に関するガイダンスが、複数期間をカバーするシナリオのすべての期間に対して文字通り適用された場合、OCIに累積された公正価値の変動は通常、契約満期日に金融負債が返済される時に純額でゼロにならない。原則法のもとでは、公正価値の変動における信用リスク要素の計算は期間ごとに行い、契約開始時からの累積ポジションを参照しない。これについては、以下の設例において説明している。

設例一原則法を用いた信用リスクの変動による影響の算定

企業Kは100の対価で金融負債を発行する。当初の公正価値及び契約上の返済額は100であり、満期は2年である。各年度の末日に10%の利息が支払われる。ベンチマーク金利は2年間を通じて7%である。K社は原則法を用いて信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を見積っている。

ステップ1では、IRRの金融商品固有部分は3%と計算される。1年目末に、K社は将来キャッシュフローを10%、すなわち、変化しない7%のベンチマーク金利に3%のリスク要素を加算した率で割引く。

1年目末:

原則法のステップ2に基づくと、利息支払い後の1年目末の現在価値は100となる。

ただし、ベンチマーク金利に対するK社の債務のマーケット・スプレッドが拡大し、1年目末の公正価値が98に減少したと仮定する。ステップ3に基づいて、K社は2の利益をOCIに認識する。

2年目末:

2年目末に、ステップ2で計算したキャッシュフローの現在価値及び金融負債の公正価値の両方が返済の直前に110となり、返済の直後にはゼロとなる。

原則法に関するガイダンスを2年目に適用すると、2年目にOCIに計上する金額はゼロとして計算される。これは、1年目にOCIに認識した2の利益を戻し入れないことを意味する。

この例に関して、以下の表でまとめている。

原則法の ステップ	説明	契約開始時	1年目	2年目	
				返済前	返済後
ステップ 1	IRRの金融商品固有部分(金融負債のIRRから観察された(ベンチマーク)金利を差し引いた額)	3%	3%	N/A	N/A
N/A	金融負債の公正価値	100	98	110	-
ステップ 2	現行のベンチマーク金利に金融商品固有部分を加算した率で割り引いたキャッシュフローの現在価値	100	100	110	-
ステップ 3	当報告期間にOCIに認識される金額(公正価値から現在価値を差し引いた額)	N/A	2	-	N/A
N/A	OCIに認識される累積金額	N/A	2	2	2

考察一累積的影響をゼロとするための原則法の修正

IFRS 9.B5.7.16

企業は原則法を適用しなければならないということではなく、信用リスクに起因する負債の公正価値の変動をより忠実に表すと考える代替的な方法を用いることもできる。したがって、以下になるように、修正されたデフォルト方式を用いることが可能である。

- 契約開始以降の信用リスクの変動に起因する公正価値変動の累計額を計算する。
- OCIに認識された金額が満期時にゼロに戻るようにする。

この原則法の修正は、以下を行うことによって適用することができる。

- 原則法のステップ1における「報告期間の期首」を「契約開始時」に置き換える。
- 原則法のステップ3で計算した差額を、当報告期間にOCIに表示する金額としてではなく、当該金融負債の存続期間にOCIに表示する信用リスクの変動に起因する公正価値変動の累計額として取り扱う。

この修正されたアプローチのもとでは、当報告期間にOCIに表示される金額は以下の差額となる。

- 当報告期間の期末において、ステップ3に基づいて算定された累計額
- 前報告期間の期末において、ステップ3に基づいて算定された累計額

11 償却原価及び実効金利法

IFRS第9号における償却原価及び実効金利法に関するガイダンスは、IAS第39号のガイダンスと類似している。

本章は、金融資産または金融負債の償却原価を計算する際、また、実効金利に基づいて利息収益及び利息費用を認識する際に企業が検討しなければならない要素に焦点を当てている。



11.1 償却原価の計算

IFRS 9 Appendix A

金融資産または金融負債の償却原価はIAS第39号に基づく方法と同じ方法で計算される。ただし、IFRS第9号は金融資産の「帳簿価額総額」という概念を取り入れている。帳簿価額総額は、減損引当金を控除しない、グロスアップした償却原価である。償却原価の構成要素については、以下で説明している。

	金融資産	金融負債
	当初認識額 (9章を参照)	
減算	元本返済額	
加算または減算	当初金額と満期金額との差額の 実効金利法による償却累計額 (11.2を参照)	
=	帳簿価額総額	
減算	損失引当金 (12章を参照)	
=	償却原価	償却原価 (損失引当金の調整なし)

考察—「償却原価」の計算

IAS 39.9

「償却原価」の定義はIAS第39号から変更されていない。ただし、IFRS第9号に基づく金融資産の償却原価はIAS第39号の金融資産の償却原価と異なっていると考えられる。これは、償却原価がIAS第39号においては減損損失に係る引当金を控除した後の金額であり、IFRS第9号とIAS第39号の減損に関する規定が異なっているためである(12.3.1を参照)。

11.2 実効金利の計算

11.2.1 一般的なアプローチ

IFRS 9 Appendix A

実効金利は、金融資産または金融負債の当初認識時に計算される。実効金利とは、金融商品の予想残存期間にわたって将来の現金支払額または受取額の見積額を以下のいずれかの金額まで正確に割り引く率をいう。

- 金融資産の帳簿価額総額
- 金融負債の償却原価

当初認識時において、金融資産の帳簿価額総額または金融負債の償却原価は、通常、金融商品の公正価値に取引コストを調整した金額と同額となる(9章を参照)。

IFRS 9 Appendix A

予想キャッシュフローの見積りにおいては、すべての契約条件(例:期限前償還、コール及び類似のオプション)を考慮するが、予想信用損失は考慮しない(すなわち、契約上のキャッシュフローは予想信用損失によって減額されない)。

11.2.1.1 変動利付金融商品

IFRS 9.B5.4.5

変動利付金融商品の実効金利は、市場金利の動きを反映させるためにキャッシュフローの定期的な再評価によって変更される。

考察—変動利付金融商品の実効金利の計算

IAS第39号と同様に、IFRS第9号は、変動利付金融商品の実効金利の計算方法を明確にはしていない。したがって、新たな基準書の適用により、IAS第39号に基づく現行の実務が変更されることはなく、実効金利の計算に以下の2つのアプローチを適用することができると考えられる。

- **アプローチ 1:** 関連する期間について設定された実際のベンチマーク金利に基づく。
- **アプローチ 2:** 将来の金利の予測及びそれらの予測の変更を考慮する。

これは、以下の設例によって説明されている。

設例—変動利付金融商品の実効金利の計算

企業Xは以下の条件を有する金融負債を額面で発行している。

- 元本 100
- 契約金利 12ヶ月LIBOR+2%(年払い)
- 期間 3年

この負債の当初認識時の12ヶ月LIBORは2%であり、初年度の年間クーポンを決定するために用いられる。12ヶ月LIBORは2年目に3%、3年目に4%となる見込みである。

アプローチ	当初の実効金利の計算
1	当初の実効金利は年利4%(すなわち、当初認識時の12ヶ月LIBOR+マージン2%)と計算される。
2	<p>当初の実効金利は年利約5%(すなわち、以下のキャッシュフローの内部収益率)と計算される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 予想されるクーポンは4, 5及び6 • 満期時に返済される元本である100

11.2.1.2

*IFRS 9.B5.4.1-3,
IAS 18.IE14*

実効金利の不可欠な一部である手数料

IFRS第9号は金融商品の実効金利の不可欠な一部である金融手数料(受取手数料及び支払手数料の両方)に関するガイダンスを組み込んでいる。受取手数料に関するガイダンスは、以前はIAS第18号の設例に含まれていた。IFRS第9号はまた、実効金利の不可欠な一部ではないIFRS第15号に従って会計処理される手数料の例も含んでいる。

考察—実効金利の不可欠な一部である手数料

IAS 18.IE14

金融手数料に関するIAS第18号のガイダンスは、金融サービスの提供にともなって受け取った手数料のみに言及している。しかし、IFRS第9号に組み込まれたガイダンスは、金融負債の発行企業が支払った手数料にも適用される。

11.2.2

*IFRS 9 Appendix A,
B5.4.7*

信用リスクを調整した実効金利

購入または組成した、信用が毀損している金融資産(POCI資産)の実効金利は、一般的なアプローチとは少し異なる方法で計算される(12.6.2を参照)。POCI資産の実効金利は、残存期間にわたる将来の予想信用損失を含む予想キャッシュフローを用いて計算される。すなわち、契約上の見積キャッシュフローは残存期間にわたる将来の予想信用損失によって減額される。

IFRS 9 Appendix A

この方法で算定された実効金利は、信用リスクを調整した実効金利として定義される。信用が毀損している資産の定義については、12.6.1を参照のこと。

考察—POCI資産の実効金利の計算

IAS 39.AG5

信用リスクを調整した実効金利の計算に関する新たな基準書の規定は、発生信用損失を反映してデュー・ディスカウントで取得された資産に関するIAS第39号の規定とよく似ている。ただし、IAS第39号に基づくこれらの資産の実効金利の計算には、すでに発生した信用損失のみを含めるが、IFRS第9号に基づく実効金利の計算には、すべての将来の予想信用損失を含める。

IFRS第9号のもとでは、POCI資産の実効金利の計算に、発生した信用損失のみを反映するのではなく、すべての予想信用損失を反映するが、実務上、IAS第39号に基づく場合と比較してこれらの資産の実効金利が大きく変わることはないと考えられる。これは、資産が減損すると、実務上、発生信用損失と予想信用損失とを区別することは困難であるためである。

11.3 実効金利を用いた利息収益及び利息費用の計算

11.3.1 一般的なアプローチ

IFRS 9 Appendix A, B5.4.4

IFRS第9号のもとでは、実効金利は、IAS第39号における方法と同様の方法により、金融商品の予想残存期間にわたって利息収益または利息費用を配分するために用いられる。

IFRS 9.5.4.1, Appendix A

通常、利息収益及び利息費用は以下のとおり計算される。

収益	金融資産の帳簿価額総額に実効金利を乗じる。
費用	金融負債の償却原価に実効金利を乗じる。

11.3.2 信用が毀損している金融資産に関するアプローチ

IFRS 9.5.4.1(a)-(b)

信用が毀損している金融資産(12.6.1を参照)の場合には、その金融資産の償却原価に実効金利(または、当初認識時に金融資産の信用が毀損していた場合には、信用リスクを調整した実効金利)を乗じることによって利息収益が計算される。資産が以下のいずれかの状態であれば、信用が毀損している可能性がある。

- 当初認識時に信用が毀損していた(POCI資産)。
- 当初認識後に信用が毀損した。

IFRS 9.5.4.1(a), 5.4.2

当初認識後に信用が毀損した資産の利息収益の計算は、当該資産の信用がもはや毀損していない場合には、総額ベースに戻される。しかし、POCI資産の利息収益の計算については、信用リスクが改善したとしても、総額ベースに戻されることはない。

考察—金融資産の帳簿価額総額または償却原価への実効金利の適用

IAS 39.9

金融資産の償却原価に実効金利を適用することにより信用が毀損している資産の利息収益を計算するというIFRS第9号の規定は、すべての金融資産及び金融負債を適用対象とする現行のIAS第39号の規定と同様である。

しかし、信用が毀損していない資産に関しては、IFRS第9号とIAS第39号の規定の間に明らかな差異が存在する。これは、IFRS第9号のもとでは、信用が毀損していない場合であっても減損引当金が計上されるためである(12.3.1を参照)。したがって、IFRS第9号のもとでは、これらの資産に係る利息収益は帳簿価額総額に実効金利を乗じることによって算定する(すなわち、償却原価と減損引当金の合計額)。他方で、IAS第39号のもとでは、利息収益は常に償却原価に実効金利を乗じることによって算定されるが、信用が毀損していない資産に関する減損引当金は計上されない。

11.4 見積キャッシュフローの変更

IFRS 9.B5.4.6

企業が金融資産または金融負債の支払いまたは受取りに関する見積りを変更した場合には、その変更を反映するために金融資産の帳簿価額総額または金融負債の償却原価を再計算する。再計算後の資産の帳簿価額総額(または負債の償却原価)は、その資産の実効金利で割り引いた、変更後のキャッシュフローの見積りの現在価値と等しくなる。このような変更による調整額は、収益または費用として純損益に認識される。

IFRS 9.4.1.3, B4.1.7A,
B5.4.5-6,
IAS 39.AG7-AG8

考察一「変動利付金融商品」という用語を定義していない

IFRS第9号は、金融資産及び金融負債により受け取るまたは支払う見積キャッシュフローの変更の会計処理に関するIAS第39号のガイダンスを引き継いでいる。また、IFRS第9号は、変動利付金融商品の実効金利の修正に関するIAS第39号のガイダンスも引き継いでいるが、IAS第39号と同様に、「変動利付金融商品」という用語を定義していない。

この分野に関するガイダンスがIAS第39号に含まれていないことから、契約上の改定特性を有する特定の商品（例：インフレ指数または企業の収益に連動して金利が改定される商品）を変動利付金融商品とみなして、実効金利を改定にともなって変更するか、あるいは契約上のキャッシュフローの現在価値を変更されていない当初の実効金利で再測定することにより改定の影響全体を反映すべきか、について議論が生じている（11.2.1.1を参照）。

2008年7月、この論点はIFRS解釈指針委員会に提出され、IASBは、2009年10月の会議においてこの論点に関する審議を行った。

金融資産について、IFRS第9号の分類及び測定に関する規定は、償却原価による測定を基本的な貸付契約と整合する「元本及び利息の支払いのみ」であるキャッシュフローを生じさせる契約条項を有する資産のみに認めている（5.2を参照）。このことは、収益に連動する等の特性を有する資産は償却原価測定の要件を満たさず、そのため企業はこのような特性が変動利息とみなされるか否かを判断する必要がないことを意味している。ただし、この判断は、SPPI要件を満たす金融資産（5.2.7を参照）及び金融負債に関してインフレ指数に連動する等の一部の種類の改定特性については、依然として必要になると考えられる。

11.5 金融資産の条件変更

11.5.1 概要

IFRS 9.5.4.3

IFRS第9号は以下に関する新たなガイダンスを導入している。

- 条件変更が認識の中止をもたらさない場合における、条件変更された金融資産の償却原価の測定
- 条件変更による利得または損失の認識

このガイダンスは、条件変更の理由を問わず、すべての条件変更に適用される。

考察一条件変更された金融資産の認識の中止

IFRS 9.3.2.3(a)

IFRS第9号は、キャッシュフローに対する契約上の権利が消滅した場合に金融資産の認識の中止を行うというIAS第39号のガイダンスを引き継いでいる。ただし、IAS第39号は、金融資産の条件変更について、この要件をどのように適用すべきかに関する詳細なガイダンスを提供していない。

この論点は過去にIFRS解釈指針委員会に提出された。委員会は、2012年9月、提出資料に含まれていた限定的な事例に関連してこの論点の審議を行った。アジェンダの決定において、委員会は、金融資産が消滅したか否かを評価するために企業が以下を評価する必要があることを指摘した。

- 資産の条件に対する変更
- キャッシュフローに対する権利の「消滅」の概念

IFRS 9.B3.3.6.B5.5.25–
26, IE68–IE69

委員会はまた、金融資産の条件変更がどのような場合に認識の中止をもたらすかに関して、IAS第39号に明確な説明がないため、条件の大幅な変更が認識の中止をもたらすとしているIAS第39号の金融負債の条件変更に関するガイダンスを類推適用することが可能であると指摘した。このガイダンスはIFRS第9号にそのまま引き継がれており、その中で、新たな条件が大幅に異なるものとされるのは、当初の実効金利を用いて割り引かれた新たな条件によるキャッシュフローの現在価値が、当初の金融負債の残りのキャッシュフローの割引現在価値と少なくとも10%異なる場合であると説明している。

このアジェンダ決定は、提出資料の中の特定の事例のみに参照されるものとして、委員会はこの論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

IFRS第9号はこの論点に関する包括的な分析を提供していないが、以下を行っている。

- 一定の状況において、金融資産の契約上のキャッシュフローの条件再交渉または条件変更は、既存の金融資産の認識の中止につながる可能性があることを記述している。
- 認識の中止をもたらす条件変更の例として、不良資産 (distressed asset) の「大幅な条件変更」を挙げている。
- 条件変更された資産の帳簿価額総額が当初の貸付金よりも30%低いケースで、認識の中止をもたらさない条件変更の例を含めている。

考察—金融資産の条件変更に関するガイダンスの適用範囲

IFRS 9.BC5.231–232,
IFRS 7.BC48Z

2013年に公表された減損に関する公開草案⁶ に対する一部のコメント提出者は、条件変更に関するガイダンスの適用範囲を限定し、欧州銀行監督機関 (EBA)⁷ によって提案されている条件変更等 (forbearance) の定義に合わせることを提案した。EBAの最終ドラフトは、条件変更等を「債務の履行義務を果たすうえで困難に直面しているまたは直面しようとしている債務者に対する譲歩から構成される」措置と定義している⁸。

しかし、IASBはガイダンスの適用範囲を限定しないことを決定した。この決定に至った理由の1つは、条件変更の目的 (すなわち、商業上の理由か、あるいは信用リスク管理目的か) を決定することが実務上困難であると考えられるためである。したがって、IFRS第9号は「条件変更」という用語を定義していないが、あらゆる契約条件の変更というより広い意味合で説明している。

11.5.2

金融資産の条件変更に係る利得または損失

IFRS 9.5.4.3,
Appendix A

条件変更が認識の中止をもたらさない場合、資産の帳簿価額総額は、条件変更後の契約上のキャッシュフローを条件変更前の実効金利で割り引くことによって再計算される。再計算前の帳簿価額総額と再計算された帳簿価額総額の差額は、条件変更に係る利得または損失として純損益に認識される。条件変更の一部として発生したコストまたは手数料は、条件変更後の金融資産の帳簿価額を調整し、当該資産の残存契約期間にわたり償却される。

6 公開草案 (ED/2013/3) 金融商品「予想信用損失」

7 欧州銀行監督機関のコンサルテーション・ペーパー (EBA/CP/2013/06) ドラフト・インプリメンテーション・テクニカル・スタンダード (Draft Implementing Technical Standards): [On Supervisory reporting on forbearance and non-performing exposures under article 95 of the draft Capital Requirements Regulation](#), 2013年3月公表

8 欧州銀行監督機関の最終ドラフト・インプリメンテーション・テクニカル・スタンダード (Final Draft Implementing Technical Standards): [On Supervisory reporting on forbearance and non-performing exposures under article 99\(4\) of Regulation \(EU\) No. 575/2013](#), 2014年2月公表

設例－認識の中止をもたらさない条件変更に係る利得または損失

銀行は事業上の理由から、信用の質が高い貸付金の契約条件を変更することがある。例えば、信用の質が改善した借手が銀行に対して金利の減免を依頼してきた場合に、銀行がその取引先との関係を維持するため、及び信用リスクの改善を反映するために、その依頼に応じることがある。この条件変更が当初の貸付金の認識の中止をもたらさない場合、新たな基準書は、この取引に係る損失をただちに認識することを銀行に要求する。なぜなら、再計算された貸付金の帳簿価額は、変更後の(減少した)キャッシュフローを当初の実効金利で割り引いた正味現在価値となるからである。

もう1つの例として、銀行は健全な顧客の事業上の資金ニーズを満たすために、その顧客の貸付金の満期を延長し、延長された期間の市場金利を反映して金利を引き上げることがある。この条件変更が当初の貸付金の認識の中止をもたらさない場合、新たな基準書は、この取引に係る利得をただちに認識することを銀行に要求する。これは、銀行にとって経済的利益はないものの、引き上げられた金利は延長期間の市場金利を反映しており、増加したリスクについて銀行に補償することを意図しているからである。

考察－認識の中止をもたらさない条件変更に係る利得または損失

純損益への全体的な影響

認識の中止をもたらさない金融資産の条件変更は、純損益に以下の2つの影響を及ぼす可能性がある。

- 条件変更された金融資産の帳簿価額総額の変動と同額の条件変更に係る利得または損失を認識する。
- 減損引当金として認識された予想信用損失の金額を変更する(12.4を参照)。例えば、条件変更によって契約上のキャッシュフローが減少した場合は、予想されるキャッシュ不足額も同様に減少する可能性がある。

多くの場合、この影響は相殺される(例:条件変更により、借手が以前の契約金額の全額を支払うことができないという評価を反映して、契約上の債務の金額が減少される場合)。このようなケースでは、企業は金融資産の帳簿価額総額を条件変更前に部分的に直接償却すべきか、またこれにもなって、条件変更に係る利得または損失の総額も減少させるかについて評価しなければならない(12.5を参照)。

認識の中止をもたらさない条件変更に係る利得または損失の表示

IFRS第9号は、金融資産の条件変更に係る利得または損失を純損益及びその他の包括利益計算書におけるどの表示科目に表示すべきかに関するガイダンスを提供していない。

条件変更に係る利得または損失は必ずしも減損に関連していない(12章を参照)。これは、すべての条件変更が信用リスクの変動を理由として実施されているわけではないからである。したがって、企業は、利得または損失の適切な表示を決定するために判断を求められる。

認識の中止をもたらさない条件変更－発生したコストまたは手数料

IFRS第9号は、条件変更の一環として発生したコストまたは手数料を、条件変更された金融資産の残存期間にわたって償却することを規定している。ただし、償却の基準に関する具体的なガイダンスは提供していない。これらのコストまたは手数料は、償却原価の再測定の一環として当該資産の帳簿価額を調整するため、償却目的で条件変更後に実効金利を調整する必要があると考えられる。

IFRS 9.B3.3.6, B5.4.6,
BC5.233, IAS 39.AG8

認識の中止をもたらさない条件変更 - 金融負債への適用

IFRS第9号は認識の中止をもたらさない金融負債の条件変更に関するガイダンスを修正していない。したがって、新たな基準書は、認識の中止をもたらさない負債の条件変更から生じる契約上のキャッシュフローの現在価値の増減に関する会計処理(すなわち、金融負債の条件変更に係る利得または損失を、金融資産の条件変更に係る利得または損失と同様の方法で算定すべきか否か)を明確にしていない。

ただし、最終基準書は見積キャッシュフローの変更に関する一般的なガイダンスの文言を修正し(11.4を参照)、金融資産の条件変更を適用範囲から除外している。結論の根拠は、11.4におけるガイダンスが認識の中止をもたらさない金融負債の条件変更に適用されることをIASBが意図したものであることを示している。このような条件変更ガイダンスが適用された場合、金融資産の条件変更と同様に、利得または損失は純損益に認識されることになる。

IFRS 9.B5.5.25

条件変更が認識の中止をもたらす場合、条件変更された金融資産が新たな金融資産として認識される。

考察 - 認識の中止をもたらす条件変更に係る利得または損失

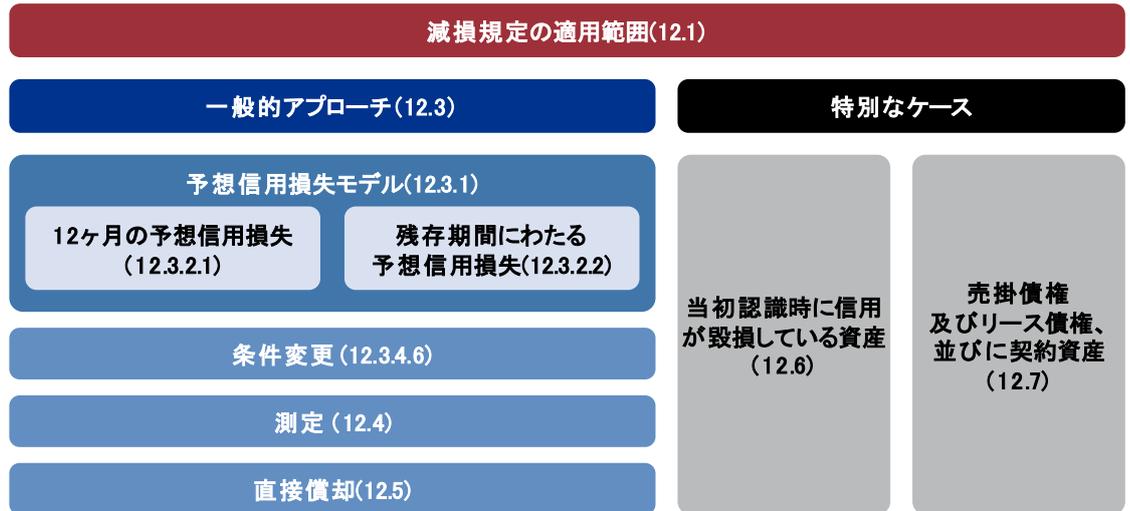
条件変更された資産は新たな金融資産として認識され、新たな資産は公正価値に適切な取引コストを加算した金額で当初測定されることになる(9章を参照)。最終基準書は、従前の資産の認識の中止に関連して費用計上しなければならない金額について検討しているが、発生したコスト及び手数料をどの程度まで新たな資産の組成に帰属する取引コストとして資産計上することができるかについては説明していない。

これは、発生したコストまたは手数料を消滅に係る利得または損失の一部として認識することが新たな基準書によって規定されている、認識の中止をもたらす金融負債の条件変更とは異なる。手数料及びコストを考慮しない場合、認識の中止により、事実上、以下の差額と同額の利得または損失が生じることになる。

- 従前の資産の償却原価
- 新たな資産の公正価値から新たな資産に関する減損引当金として当初認識された予想信用損失を控除した額(12.3.4.6を参照)

12 減損

下の図は、新たなモデルの主要な概念が本章において、どのように解説されているかを示している。



12.1 減損規定の適用範囲

12.1.1 一般的な規定

IFRS 9.2, 4.2.1, 5.5.1

下の表は、IFRS第9号の減損規定の適用範囲に含まれる(または含まれない)金融商品のまとめである。

適用範囲に含まれる	適用範囲に含まれない
<ul style="list-style-type: none"> 償却原価またはFVOCIで測定される負債性金融商品である金融資産(5.1を参照)(これには、貸付金、売掛債権及び負債性証券が含まれる) FVTPLで測定されない、発行されたローン・コミットメント FVTPLで測定されない、IFRS第9号の適用範囲に含まれる、発行された金融保証契約 IAS第17号の適用範囲に含まれるリース債権 IFRS第15号の適用範囲に含まれる契約資産 	<ul style="list-style-type: none"> 資本性金融商品への投資(12.1.2を参照) FVTPLで測定される、発行されたローン・コミットメント FVTPLで測定されるその他の金融商品

IFRS第9号は、適用範囲に含まれるすべての金融商品について単一の減損モデルを適用している。

考察—減損規定の適用範囲*IAS 39.2(h), 63–70,
AG4(a), IFRS 9.BC5.259*

IAS第39号では複数の減損モデルが存在していることが複雑性を生じさせている。IAS第39号のもとでは、以下の資産について異なる減損モデルがある。

- 償却原価で測定される資産
- 売却可能資産に分類される負債性金融商品
- 売却可能資産に分類される資本性金融商品

また、銀行が提供するローン・コミットメント及び金融保証に関連する損失は、通常IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って会計処理される。これは、金融保証及びローン・コミットメントに係る信用リスクと貸付金及びその他の負債性金融商品に係る信用リスクを同じ方法で管理することが多い銀行にとって、会計上は異なる会計処理が求められるため、実務上問題が生じていた。

さらに、ほとんどの銀行は、リポリングの与信枠(12.4.3.2を参照)については債権額とコミットメントの未実行金額をまとめて(すなわち、与信枠レベルで)リスク管理している。

IFRS第9号では、IFRS第9号の適用範囲に含まれる、FVTPLで会計処理されないすべての金融商品に、単一の減損規定が適用される。これにより、規定は簡素化され、銀行の信用リスク管理の方法とより整合する可能性がある。ただし、実務上は、銀行が内部のリスク管理目的で行う計算方法とIFRS第9号の特定の規定のために行う計算方法に相違が生じる可能性がある。ローン・コミットメントに関しては12.4.2.2で詳説している。

新たな減損モデルは、提供した金融保証契約にIAS第39号を適用し、資金流出が起きる可能性が高い場合に初めて、それら契約に係る引当金(provision)を認識している会社にも影響を及ぼす可能性がある。IFRS第9号の減損モデルが、提供した金融保証契約に及ぼす影響についての詳細は、12.4.9.1を参照のこと。

考察—FVOCI区分*IFRS 9.BC5.124*

IAS第39号のもとでは、売却可能資産に区分する負債性金融商品の減損は、取得原価と期末日の公正価値の差額で測定される。このアプローチは、いったん減損のトリガーが生じると、公正価値の変動が信用リスク以外の変数(例:金利の変動)に影響された場合であっても、公正価値の変動に基づいて減損を認識しなければならないと批判を受けてきた。

IASBIは、償却原価で測定される金融資産及びFVOCIで測定される金融資産の両方に単一の減損モデルを適用することによって、以下の成果が見込めると考えている。

- 経済的特性が類似する資産について、純損益に認識される金額の比較可能性が促進される。
- IAS第39号に比べて、財務諸表利用者及び財務諸表作成者の両者に複雑性をもたらしていた大きな原因が低減する。

これらの理由により、IFRS第9号では、FVOCIに分類される金融資産及び償却原価に分類される金融資産は、同じ単一の減損モデルが適用されている。

12.1.2 資本性金融商品への投資

IFRS 9.4.1.4, 5.7.5

資本性金融商品への投資は、IFRS第9号のもとでは以下のいずれかにより会計処理されるため、新たな減損規定の適用範囲には含まれない。

- FVTPL
- FVOCI(公正価値の変動による利得または損失を純損益に振替えない)(5.1.5及び10.1を参照)

したがって、IFRS第9号の適用範囲に含まれる資本性金融商品への投資には、減損テストは行われぬ。

考察—資本性金融商品への投資の減損

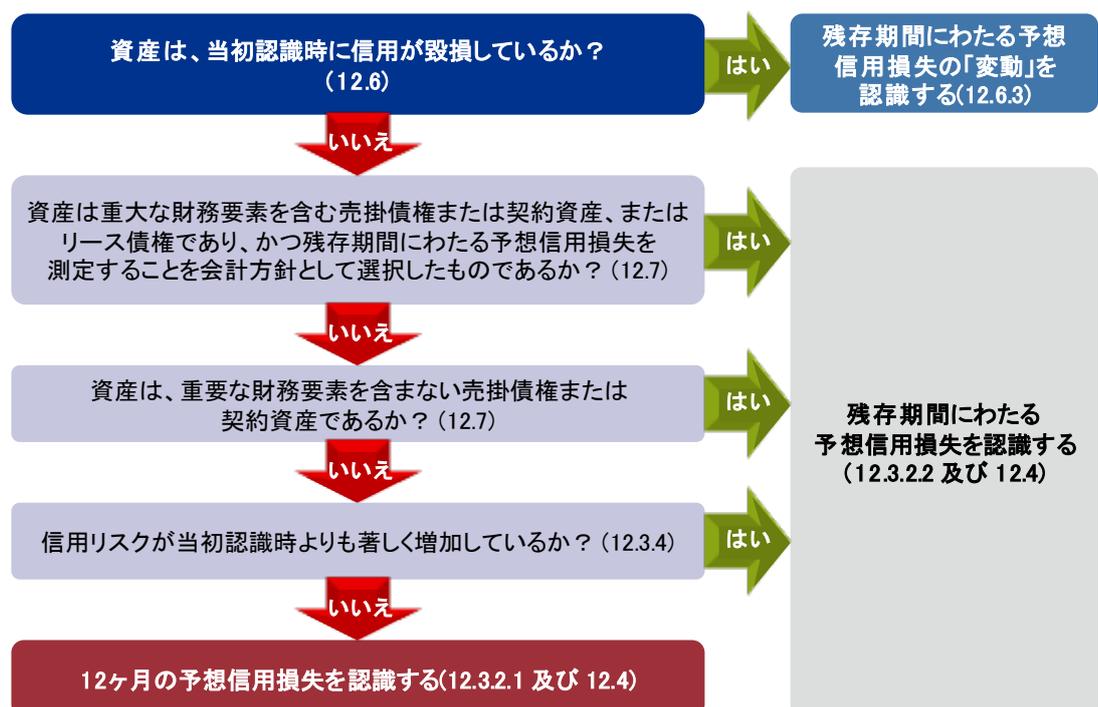
IAS 39.61,
IAS 28.41A–C

IAS第39号のもとでは、資本性金融商品への投資の減損を認識し、測定する際に特定の規定が適用される。一般的な減損のトリガー事象に加えて、公正価値が原価を下回る「著しい、または長期にわたる(significant or prolonged)」下落がある場合は、資本性金融商品への投資は減損している。この減損テストは適用が困難であり、多様な実務をもたらすことになった。IFRS第9号の適用範囲に含まれる資本性金融商品への投資について、減損テストが行われなくなるという事実は、有益な簡素化をもたらすことになる。

ただし、IFRS第9号は、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を改訂し、持分法を適用した関連会社またはジョイント・ベンチャーへの投資について減損の客観的証拠があるか否かを決定するために、現行のIAS第39号の要件に類似する要件を用いることを求めている。その要件には、投資の公正価値について、著しい、または長期にわたる下落があるか否かを評価することが含まれている。これは、それらの投資については「著しい、または長期にわたる」という要件が引き続き適用されることを意味している。

12.2 新たな減損モデルの概要

IFRS第9号の減損モデルよれば、予想信用損失は通常、12ヶ月の予想信用損失または残存期間にわたる予想信用損失のいずれかで測定される。下のフローチャートは、特定の金融資産についてどちらの測定方法を適用するのか、決定を行うための判定手順である。



12.3 減損の原則的アプローチ

12.3.1 予想信用損失の概念

IFRS 9.B5.5.7

IAS第39号の発生損失モデルは、損失の認識の遅延、複数の減損アプローチが存在することによる複雑性、並びに理解、適用、及び解釈の困難性について批判されていた。IFRS第9号は、IAS第39号の発生損失モデルを予想信用損失アプローチに差し替えるものである。新たな予想信用損失アプローチのもとでは、減損損失を認識する前に損失事象が発生していることは要求されないため、通常、すべての金融資産が信用損失引当金を計上することになる(ただし、信用損失引当金の認識に関する特定の例外規定が含まれている。12.6を参照)。

IFRS 9 Appendix A, B5.5.28

予想信用損失は、金融商品の残存期間にわたるすべてのキャッシュ不足額の現在価値である。「キャッシュ不足額」の定義及び予想信用損失の測定については、12.4で解説している。

考察—取引日損失

IFRS 9.BC5.198

新たな減損モデルは、原則として、企業が新規に組成または取得した資産も含めて、すべての金融資産について予想信用損失を純損益に認識することを求めている。IFRS第9号は、新たな金融資産の当初認識時ではなく、その翌報告日に信用損失引当金を認識するよう求めているが、その効果は「取引日損失」の認識と類似している。これは、金融資産の当初認識以降、損失事象が発生しない限り、または発生するまで減損を認識しないIAS第39号とは異なる。

ただし、予想信用損失の当初認識額は、12ヶ月の予想信用損失となる(12.3.2.1を参照)(ただし、特定の売掛債権及びリース債権、並びに契約資産を除く(12.7.1を参照))。したがって、取引日損失は、金融資産のすべての予想信用損失を反映するものではない。さらに、POCI資産については、取引日損失が認識されない(12.6.2を参照)。

IASBは、IFRS第9号の減損モデルにより、金融商品の予想信用損失額が過大計上され、また金融資産の当初の帳簿価額が公正価値を下回ることになることを認めていた。しかし、IASBは、この予想信用損失の測定値が、実務上実行することが極めて複雑であるとされた2009年11月⁹⁾の当初モデル案による数値と実際に近似することを説明した。

他の条件が同じであれば、IFRS第9号は、IAS第39号の発生損失モデルと比べて、貸付金残高を伸ばしている銀行ほど現在の報告損益が減少することになることを意味している。

考察—企業結合で取得した金融資産

IFRS 3.B41

企業結合の一環で取得した金融資産は、取得日に信用損失引当金を計上しない。これに関して、IFRS第3号は、公正価値の測定に含まれる将来キャッシュフローの不確実性の影響があるためと説明している。

この理論的根拠は、企業結合以外で組成または取得した金融資産についても同様に適用される。

IFRS第3号のガイダンスは、予想信用損失に係る引当金の計上によって公正価値が減少すればのれんが過大計上されることになるため、特にのれんの算定のために提供されているものと考えられる。したがって、IFRS第9号では、企業結合で取得した資産について、たとえ報告日が企業結合が行われた日だとしても、資産が認識された後の最初の報告日において信用損失引当金を計上することになると考えられる。これはすなわち、減損を認識する目的では、企業結合で取得した金融資産も他の金融資産と同様に会計処理され、取引日損益が計上されることになる。

IFRS 9.BCE131–
BCE140

考察—適用開始時及び将来の期間における資本への影響

IFRS第9号の減損規定の適用は、資本にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。資本は、発生した信用損失だけでなく、予想信用損失も反映することになるからである。銀行、場合によっては、保険会社及びその他の金融機関にとっては、この影響は特に大きい可能性がある。適用開始時はまた、財務制限条項や株主資本を含む中核的自己資本(Tier 1 capital)の減少による銀行の自己資本にも影響を及ぼす可能性がある。企業への影響度は、以下の要因に大きく左右される。

- 保有する金融商品の規模及び性質、並びにその分類
- IAS第39号の規定を適用する際に行った判断(例:すでに発生しているが報告されていない(incurring but not reported, IBNR)損失を特定する発現期間の長さ及び個別資産の減損の特定に関する判断)
- IFRS第9号の新たな減損モデルを適用する際に行う判断

しかし、IFRS第9号の導入による減損損失の増加について規制当局がどう対応するかは、現時点では不明である。

IASBは、2013年4月～6月、その時点でのモデル案の潜在的影響、特にモデル案が時間の経過に伴う経済状況の変化にどのような反応するかを理解するために、15人の参加者(金融機関及び非金融機関)とフィールドワークを実施した¹⁰。フィールドワークでは、マクロ経済の環境の変化を含むシナリオを仮定し、実際の経済データを用いてシミュレーションを行った。

ほぼすべてのフィールドワーク参加者は、IAS第39号に比べて、移行時及び経済循環の全期間(the entire economic cycle)を通じて信用損失引当金の金額が著しく増加することになると報告した。IAS第39号との比較におけるモデル案の信用損失引当金に及ぼす影響の見積りは、以下のとおり定量化された。

貸付金ポートフォリオ		
	IAS第39号と比較した場合、 減損に関する公開草案のもとでの増加	
	移行時	最悪の経済予測のシナリオ
引当金合計	30%～250%	80%～400%
残存期間にわたる予想信用損失と同額で測定した引当金	130%～730%	450%～540%
その他のポートフォリオ		
	IAS第39号と比較した場合、 減損に関する公開草案のもとでの増加	
	移行時	最悪の経済予測のシナリオ
引当金合計	25%～60%	50%～150%
残存期間にわたる予想信用損失と同額で測定した引当金	50%～140%	110%～210%

10 詳細は、2013年7月及び9月に開催されたIASB会議において審議されたスタッフのアジェンダ・ペーパー5B及び5Eをそれぞれ参照のこと。

このフィールドワークは、2013年3月に公表された減損に関する2013年公開草案に基づいて実施された。しかし、IFRS第9号(2014年版)では、フィールドワークでテストを行ったモデル案に、いくつかの変更が加えられている。主な変更は以下のとおりである。

- 30日期日超過を信用リスクの著しい増加とする推定(12.3.4.4を参照)は、残存期間にわたる予想信用損失(12.3.2.2を参照)の認識が必要となる絶対的な指標ではないが、30日が残存期間にわたる予想信用損失の認識が求められる最も遅い時点であると推定されることを明確化した。
- 特定のローン・コミットメントは、契約上の最長期間よりも長い期間にわたる予想信用損失の測定が求められる。

減損に関する公開草案に対して加えられた変更は、フィールドワークが実施された当時に考慮されていれば、フィールドワークの結果に影響を及ぼしていた可能性がある。また、銀行によっては、IAS第39号に従ってこの1年の間に引当金の認識を増加させた可能性もあり(例:IBNR損失の発現期間(emergence period)及び損失に係るパラメーターの再検証を行い、減損の客観的証拠を示す条件の変更またはトリガーを特定する方法の再評価を行った可能性もある)、その場合は、移行時の全体的な影響も変わる可能性がある。

考察—事業への影響

KPIへの影響及び純損益のボラティリティ

減損の測定が予想信用損失モデルに変わることにより、多くの企業(特に銀行やその他の貸手など)の主要業績評価指標(key performance indicators, KPI)に重要な影響が及ぶ可能性がある。新たなモデルは、以下の理由により、資本及び純損益に大きなボラティリティをもたらす可能性がある。

- 信用損失がすでに発生している資産だけでなく、モデルの適用範囲に含まれるすべての金融資産に信用損失が認識されるため
- インプットとして用いられる外部のデータ(例:格付け、信用スプレッド及び将来の状況に関する予測)が大きく変動する可能性があるため
- 12ヶ月の予想信用損失の測定から残存期間にわたる予想信用損失の測定(または逆方向)への移動(12.3.4を参照)により、関連する信用損失引当金が大きく変動する可能性があるため

上述のIASBのフィールドワークは、IAS第39号の発生損失モデルに比べて、モデル案に基づく結果の方が、経済環境の変化(例:将来のマクロ経済のデータ)の影響を受けることが示された。

新たな方法の実務への適用

IFRS第9号の減損に関する新たな方法を実務で適用する際は、困難を伴う可能性がある。新たな方法は、銀行、保険会社、及びその他の金融機関のシステム及びプロセスに特に重要な影響を及ぼす可能性がある。新たに要求されるデータ及び計算には、以下の項目が含まれる。

- 12ヶ月の予想信用損失の見積り(12.3.2.1を参照)
- 残存期間にわたる予想信用損失の見積り(12.3.2.2を参照)
- 信用リスクの著しい増加が生じたか、または著しく増加していた信用リスクが元に戻ったかを判断するために情報及びデータを追跡すること(12.3.4を参照)

高度な信用リスク管理を講じていない銀行は、予想信用損失の算定を行うためのデータやシステムが不足している可能性がある。さらに、予想信用損失モデルの開発にあたる専門知識が不足している可能性もある。

12.3.2

12ヶ月の予想信用損失及び残存期間にわたる予想信用損失

IFRS 9.5.5.3-5

IFRS第9号のもとでは、減損は、以下のいずれかで測定される。

- 12ヶ月の予想信用損失
- 残存期間にわたる予想信用損失

12ヶ月の予想信用損失が測定される状況、または残存期間にわたる予想信用損失が測定される状況の説明は、12.3.4、12.6及び12.7を参照のこと。

12.3.2.1

12ヶ月の予想信用損失

IFRS 9 Appendix A,
BC5.5.43

「12ヶ月の予想信用損失」は、「残存期間にわたる予想信用損失の一部であり、金融商品について報告日後12ヶ月間に発生する可能性のある債務不履行事象に起因する予想信用損失を表す」と定義されている。

これは、12ヶ月の予想信用損失は、報告日後12ヶ月間(または金融商品の残存期間が12ヶ月未満である場合は、さらに短期間)に債務不履行が発生した場合に生じるすべてのキャッシュ不足額(12.4.2を参照)であることを意味している。

考察—12ヶ月の予想信用損失の概念

IFRS 9.BC5.195,
BC5.198-199, BC5.203

IASBは、他の期間ではなく12ヶ月間の予想信用損失を選択したことについて、概念的根拠がないことを認めている。しかし、予想信用損失の忠実な表現による便益と実務上のコスト及び複雑性の適切なバランスを保てるのは12ヶ月であるとIASBが考慮したことから、この期間が選択された。

IASBは、12ヶ月よりも長い期間を選択すると、より多くの予想信用損失を認識することになり、当初認識時の予想信用損失の過大計上を助長することになると指摘している。

IASBはまた、多くの管轄地域において、規制対象となっている金融機関は、すでにIFRS第9号の規定と類似する12ヶ月の損失率を算定しており、このモデルの適用はそれらの金融機関にとってコスト負担が少ないであろうと述べている。規制目的のために、12ヶ月の予想信用損失の概念をすでに導入している金融機関は、規制とIFRS第9号の定義の違いによる影響を特定し、定量化しなければならない(12.10を参照)。

考察—翌12ヶ月間に発生する可能性のある不履行事象に起因する損失

銀行は、保有する資産に関連する損失の統計を出すために、その資産の過去の運用実績に関する情報を収集する機会が多い。例えば、銀行は、支払期日を30日超過した個人向けの貸付金について、その金額を回収できずに損失となるものの割合を算定するために、それらの貸付金のグループを追跡調査することがある。

そのような情報を用いて12ヶ月の予想信用損失を見積る場合、企業は以下を確実に行わなければならない。

- 翌12ヶ月間の債務不履行に起因する損失のみを把握する。
- 同一の貸付金について、翌12ヶ月を超える期間に発生する債務不履行に起因する損失は除外する。

これには、困難を伴う可能性がある。

12.3.4.1.2の「考察—実際の債務不履行事象と信用リスクの著しい増加の関係」も参照のこと。

12.3.2.2 残存期間にわたる予想信用損失

IFRS 9 Appendix A

「残存期間にわたる予想信用損失」は、「金融商品の残存期間にわたり生じる可能性のあるすべての債務不履行に起因する予想信用損失」と定義される。

12.3.2.3 債務不履行の定義

IFRS 9.B5.5.37

IFRS第9号は「債務不履行」という用語を定義していないが、代わりに、企業それぞれが定義することを求めている。企業による定義は、関連する金融商品について、内部の信用リスク管理目的で用いられる定義と整合していなければならない。適切であれば、定性的な指標（例：財務制限条項の違反）を考慮しなければならない。最終基準書には、90日より長い期日超過日数を不履行の要件とすることを証明する、合理的かつ裏付け可能な情報を企業が有する場合を除き、期日経過が90日を超えると債務不履行が生じているとみなす、反証可能な推定が含まれている。特定の金融商品について、他の債務不履行の定義がより適切であることを示す情報が入手可能となった場合を除いて、債務不履行の定義は継続的に適用されなければならない。

考察—「債務不履行」の定義及びモデルの適用における定義の影響

IFRS 9.BC5.248,
BC5.251–252

IASBによると、企業の信用リスク管理の実務（12.10を参照）と整合し、定性的指標を考慮した定義であれば、企業は、独自の債務不履行の定義（適切であれば規制上の定義も含む）を用いることができる。

これに関連して、IASBスタッフは、他の目的で実務上用いられる一部の債務不履行の定義（例：信用格付機関によるもの）は狭義で、契約上の支払いを怠ることのみに焦点が当てられていると指摘した¹¹。それ以外の場合（例：バーゼル銀行監督委員会または欧州銀行監督機構のような一部の規制当局により用いられている定義）は、以下の事項が加味されたより広義な解釈であるとしている。

- 契約条件が遵守されないその他の状況についての捕捉（例：財務制限条項の違反または監査済財務諸表の未提出）
- 支払期日が実際に超過する前に、債務者が将来の契約上の支払いを全額行う可能性についての検討

企業の資産の種類ごとの特性に応じて、また信用リスク管理の実務と整合する方法で、企業は「債務不履行」という用語を定義しなければならない。契約上の支払いが期日に行われなかった時点で、資産が債務不履行に陥ったとみなすことが適切なケースもある。または、それより早く（例：契約上の支払いを延滞する前であっても、債務者が借入金の財務制限条項に違反した時点で）債務不履行が発生するケースもある。

債務不履行の定義は、予想信用損失を認識する金額に影響を及ぼす可能性がある（12.4を参照）。なぜならば、資産がより早い時点で債務不履行とみなされることにより、報告日後12ヶ月間で債務不履行事象が生じる可能性もより高くなるためである。しかし、IASBは、企業の債務不履行を定義する方法と企業の債務不履行の定義に起因する信用損失の間には相互する関係があるため、債務不履行の定義の違いによって予想信用損失が変わることはないであろうと指摘している。

12.3.3 12ヶ月の予想信用損失または残存期間にわたる予想信用損失をいつ認識すべきか？

IFRS 9.5.5.5

予想信用損失は、以下の場合を除いて、12ヶ月の予想信用損失として測定する。

- 金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増加した場合（12.3.4を参照）
- 測定に関する特別な規定が適用される場合（12.6及び12.7を参照）

11 詳細は、2013年9月に開催されたIASB会議において審議されたIASBスタッフの[アジェンダ・ペーパー5D](#)を参照のこと。

12.3.4 信用リスクの著しい増加

12.3.4.1 一般的な規定

12.3.4.1.1 信用リスクの著しい増加の定義

IFRS 9.5.5.3, 5.5.5

報告日における金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増加した場合、予想信用損失は、残存期間にわたる予想信用損失として測定される。

IFRS 9.B5.5.21

IFRS第9号は、企業が残存期間にわたる予想信用損失を認識する時期について、金融資産の信用が毀損した日(12.6.1を参照)または企業の債務不履行の定義(12.3.2.3を参照)と一致させることはできないことを明確にしている。

考察—「信用リスクの著しい増加」は定義されていない

信用リスクの「著しい増加」という用語は、IFRS第9号で定義されていない。信用リスクが著しく増加したか否かの決定は、モデルの中で最も重要で困難な判断を要する領域の1つである。企業は、保有する金融商品に応じて、この重要な用語を定義する方法を決定しなければならない。

12.3.4.1.2 信用リスクが著しく増加したか否かの評価

IFRS 9.5.5.9

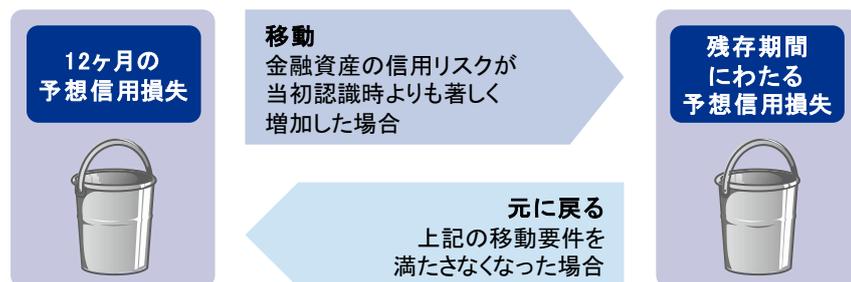
企業は、債務不履行の発生に伴う損失額の規模の変化ではなく、金融商品の残存期間にわたって不履行が発生するリスクの変化を用いて、信用リスクが著しく増加したか否かを評価する。したがって、デフォルト時損失率(Loss given default, LGD)の変化は、予想信用損失の測定結果には織り込まれる(12.4を参照)ものの、信用リスクが著しく増加したか否かを評価する目的では考慮の対象とならない。

IFRS 9.5.5.9

当初認識時よりも金融商品の不履行のリスクが著しく増加したか否かを決定するために、企業は、報告日時点における不履行リスクと当初認識時の不履行リスクを比較する。

IFRS 9.5.5.7

企業は、各報告日において、信用リスクが著しく増加したか否かの評価を行う。IFRS第9号の減損モデルは対称的で、資産は、以下の図のとおり、12ヶ月の予想信用損失カテゴリと残存期間にわたる予想信用損失カテゴリの間を移動する。



IFRS 9.B5.5.9, BC5.173–174

信用リスクの「著しい」増加となるために、当初認識時に不履行リスクが高い資産は、当初認識時に不履行リスクが低い資産よりも不履行リスクが絶対的に大きく増加していることが求められる。例えば、デフォルト率(probability of default occurring, PD)2%の絶対的な変化は、当初認識時のPDが20%の資産よりも、当初認識時のPDが5%の資産の方が著しいことになる。結論の根拠にはさらに、信用リスクの「著しい」増加となるために、満期までの期間が長い金融資産は、満期までの期間が短い金融資産よりも不履行リスクが絶対的に大きく増加している必要があるとも示されている。

IFRS 9.BC5.160

考察－信用リスクの著しい増加－相対的な概念

IFRS第9号は、信用リスクが著しく増加しているか否かを評価する際、企業は金融商品の当初認識時の不履行リスクと報告日の不履行リスクを比較すると説明している。

したがって、信用リスクがより高い貸付金について12ヶ月の予想信用損失と同額の信用損失引当金が計上され、その他の信用リスクがより低い貸付金について残存期間にわたる予想信用損失と同額の信用損失引当金が計上されるケースが生じる場合がある。

IASBは審議において、残存期間にわたる予想信用損失が、以下のいずれかに基づいて認識されるべきか検討した。

- 信用の質の絶対的評価(すなわち、評価対象の金融商品の信用リスクが、すべての金融資産に適用される特定の基準より上であるか否か)
- 相対的評価(すなわち、評価対象の金融商品の信用リスクが、当初認識時の予測から相対的に悪化したか否か)

IASBは、絶対的評価によるアプローチは、リスク管理プロセスとより密接に整合していることから適用がより容易であるものの、財務諸表利用者には意味が大きく異なる情報を提供することになると結論付けた。なぜならば、絶対的評価によるアプローチでは、当初の信用に関する予測及びその後の予測の変化による経済的な影響を見積ることができないからである。また、すべての金融商品を対象にして残存期間にわたる損失の認識が適切となるような絶対的な悪化の水準を定義することも困難である。

したがって、企業は著しい増加の概念を適用する際、単に絶対的なPDの基準を1つ選択して、PDがその基準を上回る増加を示した金融商品であれば信用リスクの著しい増加があったと結論付けることはできないことになる。ただし、当初認識時にポートフォリオのすべての資産が類似する信用リスクを有する特定のポートフォリオについては、これに類似するアプローチが適切である場合がある(12.3.4.2.2)。

設例－信用リスクの著しい増加－相対的な概念

W銀行は、格付1が最も低い信用リスク、格付10が最も高い信用リスクを示す、格付1～格付10までの内部の信用格付制度を有している。

W銀行は、格付が2つ上れば、信用リスクが著しく増加しているとみなしている。格付3以下は「低い信用リスク」(12.3.4.3を参照)であるとしている。

報告日において、W銀行は企業Xに対する2本の貸付金を有し、その残高は以下のとおりであった。

	当初認識時の格付け	報告日の格付け
貸付金 A	2	5
貸付金 B	4	5

W銀行は、貸付金の信用リスクが著しく増加したか否かを評価し、以下の結論に至った。

	信用リスクは著しく増加したか？	以下の予想信用損失と同額の引当金を認識する
貸付金 A	あり	残存期間にわたる予想信用損失
貸付金 B	なし	12ヶ月の予想信用損失

貸付金は、それぞれ異なる測定ベースによる信用損失引当金を計上することになるが、これは、貸付金Aの信用リスクのみが当初認識時より著しく増加したためである。両方の貸付金が報告日に同じ格付けであるという事実に関係なく、信用損失引当金の測定ベースは異なることになる。

考察—実際の債務不履行事象と信用リスクの著しい増加の関係

企業は、信用リスクが著しく増加しているかの評価のために「債務不履行」を定義する際、その定義が契約上の債務不履行の発生（すなわち、契約上の期日に支払いが行われぬ（「考察—『債務不履行』の定義及びモデルの適用における定義の影響」12.3.2.3を参照））とどのように関連しているかを検討する必要がある。信用リスクが著しく増加していない場合でも、実際は契約上の債務不履行に陥っている（例：利息の支払いの延滞）可能性がある。

例えば、以下の場合が該当する。

- 30日期日超過に関する推定（12.3.4.4を参照）が反証された場合
- 30日期日超過に関する推定は反証されないが、支払期日の超過日数が30日未満の場合

考察—信用格付けの変化に伴い信用スプレッドが改定される金融商品

IFRS 9.B5.5.7

特定の負債性金融商品には、信用格付の変化に伴い信用スプレッドが改定される特性が含まれている。IFRS第9号は、信用リスクが著しく増加したか否かは、当初認識時後の信用リスクの増加を反映するために金融商品がリプライシングされたか否かに関係なく、当初認識時の予測との相対的な評価によって行うと説明している。

12.3.4.1.3

ローン・コミットメント及び金融保証契約

IFRS 9.5.5.6, B5.5.47

信用リスクの著しい増加に関する評価では、当初認識日以降の信用リスクの増加が測定されるため、企業は、金融商品について当初認識日を特定することが求められる。ローン・コミットメント及び金融保証契約の当初認識日は、企業が取消不能なコミットメントの当事者となった日であると考えられる。この当初認識日は、実行及び未実行残高の両方について適用される。なぜならば、減損規定の適用においては、ローン・コミットメントの実行により認識された金融資産は、ローン・コミットメントの継続として取り扱われるからである。

考察—ローン・コミットメントに基づく貸付金の実行

IFRS 9.B5.5.47

IFRS第9号の規定では、ローン・コミットメントの当初認識日について企業が契約当事者となった日としているが、それは、ローン・コミットメントに基づいて実行された貸付金（例：リボルビングの与信枠）であれば、貸付金の実行されるそれぞれの時点における信用リスクではなく、契約がサインされた時点における信用リスクと比べて評価を行うことを意味していると考えられる。

特定の貸付契約（例：クレジットカードまたは銀行の当座貸越）は何年もの長期間にわたる契約で、貸付は絶えず実行され、（全額または一部の）返済も頻繁に（例：毎月）行われる。これらの金融商品の当初認識日が顧客の契約書への当初のサイン日であると考えられる場合、当初認識日から信用リスクが著しく増加したか否かを評価するために、企業は現在の信用リスクのレベルと何年も前の信用リスクのレベルを比較しなければならないことになる。これは、信用評価に関して、与信枠を設定した時点にまで遡った過去の情報を、追跡し続けることを企業に対して求めることになる。

12.3.4.1.4

信用リスクが著しく増加したか否かを評価するために用いられるアプローチ

IFRS 9.B5.5.12

IFRS第9号は、信用リスクが著しく増加したか否かを評価する際に、企業が多様なアプローチ（金融商品ごとに異なるアプローチを用いることも含む）を用いることが可能であると説明している。信用損失率によるアプローチのような、インプットとして明示的なPDを含めていないアプローチについても、企業が不履行リスクの変化と予想信用損失のその他の変化（例：担保による変化）を区別できるのであれば、用いることが可能である。いずれのアプローチを用いた場合でも、以下の事項を考慮する必要がある。

- 当初認識時からの不履行リスクの変化
- 金融商品の残存期間
- 信用リスクに影響を及ぼす可能性のある、過度なコストまたは労力を要せずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報

考察—取引相手の評価

IFRS 9.BC5.166–168

原則として、信用リスクが著しく増加したか否かの評価は、以下の理由により、取引相手ではなく、特定の金融商品について行う。

- 同じ相手との取引でも、金融商品が異なれば信用リスクの変動幅が異なる可能性があるため。
- 同一の取引相手が発行していても、金融商品が異なれば、当初認識時の信用リスクも異なっていた可能性があるため(例: 金融商品が異なる時点で取得されていた場合)。

ただし、IASBは、取引相手の信用リスクを総合的に考慮する形で信用リスクを評価するのであれば、減損規定に整合的である可能性があると指摘している(例えば、全体的な評価の一環として、初めに、取引相手の信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行うことも可能である。ただし、その場合は、その評価がIFRS第9号の残存期間にわたる予想信用損失をいつ認識するべきかに関する規定を満たし、かつ、その結果が金融商品を個別に評価した場合の結果と相違しない場合に限られる)。

12ヶ月の不履行リスクを用いた評価

IFRS 9.B5.5.13–14

信用リスクの著しい増加の特定には、金融商品の特性及び比較可能な金融商品に関する過去の債務不履行のパターンを考慮する方法を用いなければならない。債務不履行のパターンが予想残存期間の一時点に集中していない金融商品は、残存期間にわたる評価が必要である状況にない限り、12ヶ月の不履行リスクの変化を残存期間にわたる不履行リスクの変化の合理的な見積りとすることができる。IFRS第9号は、12ヶ月の不履行リスクを用いることが適切でない状況として、以下の例を挙げている。

- 翌12ヶ月間より後に初めて重大な支払義務がある貸付金(例: 一括返済の貸付金や、初めの数年は元本の分割返済が行われぬ(non-amortising)金融商品)である場合
- マクロ経済またはその他の信用に関する要素の変化が12ヶ月の不履行リスクに十分に反映されない場合
- 信用に関する要素が変化し、12ヶ月を超える期間の信用リスクにより顕著な影響を及ぼす場合

考察—12ヶ月の不履行リスクの利用による信用リスクの著しい増加の特定

IFRS 9.BC5.176–179

2013年の減損に関する公開草案は、信用リスクが著しく増加したか否かを評価するために原則として残存期間にわたる不履行リスクが利用され、結果が異なるであろうことを情報が示していない場合に限り、12ヶ月の不履行リスクの利用が容認されることを提案していた。

しかし、IASBは再審議の中で、後者のケースについて、結果が異なることを証明するために12ヶ月の不履行リスクと残存期間にわたる不履行リスクを両方評価することは簡素化に繋がらず、それを企業に求める意図はないことを指摘した。IASBは、12ヶ月の不履行リスクが通常は残存期間にわたる不履行リスクの合理的な見積りとなることから、最終基準書の規定と整合しないわけではないと説明している。しかし、IASBはまた、12ヶ月の不履行リスクの利用が適切でない状況もありうることを指摘した。

IASBはまた、規制対応のために12ヶ月のPDの推定値計算をすでに行っている企業も一部あると指摘した。したがって、これらの企業は、信用リスクが著しく増加したか否かを評価する起点として、既存のシステム及び方法を用いることが可能であり、これにより、実施に伴うコストが削減できることになる。ただし、これらの企業は、規制とIFRS第9号の定義の違いによる影響(12.10を参照)、及び12ヶ月の不履行リスクの利用が不適切な状況を特定しなければならない。

12.3.4.1.5

時間の経過に伴う不履行リスクの変化の評価

IFRS 9.B5.5.11, BC5.174

IFRS第9号は、残存期間と不履行リスクの関係により、時間の経過に伴う絶対的な不履行リスクの変化を単純に比較するだけでは、信用リスクの変化を評価することはできないと説明している。例えば、貸付金の残存期間にわたる不履行リスクは、残存期間が短くなるに連れて、時間の経過に伴って減少する傾向がある。したがって、特定の貸付金について実際の不履行リスクが時間の経過とともに減少しなかった場合は、その貸付金の信用リスクが増加したことを示している可能性がある。ただし最終基準書は、これは、返済期日近くのみ重大な支払義務が生じる金融商品については当てはまらないと説明している。そのようなケースでは、企業は、その他の定性的な指標も考慮して信用リスクが著しく増加しているかを決定しなければならない。

考察—比較可能なベースによる不履行リスクの変化の評価

IFRS 9.BC5.173–174

IFRS第9号は、絶対的な不履行リスクが時間の経過に伴って減少していない場合には信用リスクが増加している可能性があるとして説明する以外には、絶対的な不履行リスクを時間の経過とともに単純比較する他に、企業が信用リスクの変化を評価する方法を明示していない。採用しうるアプローチの1つとして、それぞれ異なる時点における絶対的な不履行リスクを比較可能なベース(例:年換算した不履行リスクの平均値)に調整するか、またはその後比較するために当初認識時にデフォルトカーブ(将来の異なる期間について異なるPD)を見積ることが可能かもしれない。ただし、IFRS第9号は、このようなアプローチが容認されるか否か詳細なガイダンスを提供していない。

また、不履行リスクの変化を時間の経過とともに評価する際は、金融資産の期間が短くなるほど、絶対的な不履行リスクの増加幅がより小さくても、その変化は重大であると考えられる可能性がある(12.3.4.1.2を参照)。

考察—返済期日近くのみ重大な支払義務が生じる金融商品

IFRS 9.B5.5.11, B5.5.37

IFRS第9号は、返済期日近くのみ重大な支払義務が生じる金融商品について、不履行リスクは時間の経過に伴って必ずしも減少しないと説明している。

企業の債務不履行の定義(12.3.2.3を参照)が契約条件に基づく不払いに関連して定義付けられていれば、債務不履行は支払義務が生じるまで発生しないことになる。しかし、企業は、「債務不履行」の定義において、定性的な指標(例:契約上の財務制限条項の違反)も考慮することが求められるため、契約上の支払い期日がない期間であっても、その特定の期間に債務不履行が生じる可能性があることを意味している。

12.3.4.2

個別単位またはグループ単位の評価

IFRS 9.5.5.4, B5.5.3

IFRS第9号の減損規定の目的は、当初認識時よりも信用リスクが著しく増加したすべての金融資産について、個別単位またはグループ単位の評価に関係なく、残存期間にわたる予想信用損失を認識することである。最終基準書は、一部の金融商品の信用リスクの著しい増加について、支払期日が経過するまでは、個別の商品ベースで明確に分からない場合があると説明している。例えば、顧客が契約条件に違反するまで、個別の金融商品について定期的に入手し監視する最新の情報が全くない、またはほとんどないケース(例:多くの小口貸付金)がこれに該当する。

IFRS 9.5.5.11,
B5.5.1, B5.5.3

このようなケースでは、個別単位で信用リスクが著しく増加したか否かを評価したとしても当初認識時からの信用リスクの変化を忠実に表さないため、もし、グループ単位で将来予測の情報(12.3.4.5を参照)が入手可能なのであれば、企業はグループ単位で評価を行う。

12.3.4.2.1

グループ単位の評価のための金融商品のグルーピング

IFRS 9.B5.5.5

企業は、信用リスクの著しい増加をグループ単位で評価する場合、共通の信用リスク特性に基づいて金融商品をグルーピングすることができる。

IFRS 9.B5.5.5

最終基準書は、以下を共通の信用リスク特性の例として挙げている。

- 商品の種類
- 信用リスク格付け
- 担保の種類
- 組成日
- 満期までの残存期間
- 業種
- 借手の居住地
- 金融資産の担保がPDに影響を及ぼす場合には、その担保の金融資産に対する価値(例:一部の国・地域におけるノンリコース・ローンのローン・資産価値比率(loan-to-value ratio))

IFRS 9.B5.5.6

金融商品グルーピングは、時間の経過とともに新たな情報が入手可能となった場合、変更される可能性がある。

IFRS第9号は、共通の信用リスク特性に基づいた商品のグルーピングによりポートフォリオ単位で信用リスクの著しい増加を評価する以下の設例を提供している。

設例ーポートフォリオ単位による信用リスクの著しい増加の評価

IFRS 9.IE38

F銀行は、特定の地域の居住用不動産の購入資金を融資するために提供した住宅ローンのポートフォリオを保有している。

この地域は鉱山地域を含んでおり、石炭や関連する製品の輸出に大きく依存している。F銀行は、石炭の輸出が著しく減少していることから、いくつかの炭鉱が閉鎖されると予測している。F銀行は、この地域の失業率の増加を予測し、報告日時点で債務者が期日超過に陥っていない場合でも、炭鉱に依存するその地域の債務者の信用リスクと不履行リスクが著しく増加したと決定する。

この決定により、F銀行は、住宅ローンのポートフォリオを産業ベース(すなわち、共通の信用リスク特性)で区分し、炭鉱に依存する債務者を特定する。F銀行は、それらの住宅ローンについて、残存期間にわたる予想信用損失と同額の信用損失引当金を認識する。

ただし、F銀行は、炭鉱に依存する債務者に対して新たに組成したローンについては、当初認識時からの信用リスクの著しい増加がないため12ヶ月の予想信用損失と同額の信用損失引当金を認識し続ける。

IFRS 9.B5.5.6

信用リスクが著しく増加したと考えられる金融商品を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングすることができない場合でも、グループの一部について信用リスクの著しい増加を特定できる場合は、企業は、その一部について、残存期間にわたる予想信用損失を認識する。

以下の設例では、信用リスクが著しく増加した金融資産を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングすることはできないが、ポートフォリオの一部については見積もることができるため、グループ単位で信用リスクの著しい増加の評価を行っている。

設例－ポートフォリオの一部の信用リスクの著しい増加

IFRS 9.IE39

G銀行は、変動金利型住宅ローン100の同質のポートフォリオを組成する。これまで、類似する住宅ローンについては、金利の上昇を、将来の債務不履行に関する主要な指標としてきた。G銀行は、信用リスクの著しい増加を示す個別の住宅ローンに関する情報を保有していないため（過去の延滞情報を除く）、信用リスクの著しい増加を評価するために、共通のリスク特性に基づいてグルーピングすることができない。

したがって、G銀行は、住宅ローンの予想残存期間にわたって予想される金利上昇の情報をを用いて、ポートフォリオの住宅ローンについて信用リスクが著しく増加したか否かをグループ単位で評価する。

過去の情報に基づいて、G銀行は、金利が1%上昇すれば、ポートフォリオの10%の信用リスクが著しく増加することになると見積もる。支払期日が超過している住宅ローンはない。

したがって、予測された金利1%の上昇により、G銀行は、ポートフォリオの10%について信用リスクが著しく増加したと決定する。その結果、G銀行は、ポートフォリオの10%については、残存期間にわたる予想信用損失、ポートフォリオの90%については、12ヶ月の予想信用損失を認識する。

12.3.4.2.2

ポートフォリオの当初の信用リスクに関する上限との比較による評価

IFRS 9.BC5.161

結論の根拠は、一部の金融商品グループについて、信用リスクの著しい増加をより簡単に評価することができる以下の方法を示している。

- 当初認識時に、特定のポートフォリオ（例：商品の種類及び（または）地域ごと）について、残存期間にわたる予想信用損失の認識を必要としない信用リスクに関する上限を決定する。
- そのポートフォリオの金融商品について、報告日における信用リスクと当初に決定した信用リスクに関する上限を比較する。

IFRS 9.BC5.161

ただし、このアプローチは、ポートフォリオのすべての金融商品が当初認識時において類似する信用リスクを有する（例：比較的狭い範囲の信用格付けを有する）場合にのみ可能となる。そうでない場合は、すべての資産について信用リスクの著しい増加を反映するような単一の格付けを特定することはできない。

IFRS第9号は、この点を説明するために以下の設例を提供している。

設例－当初の信用リスクに関する上限との比較による評価

IFRS 9.IE40-IE42

N銀行は、自動車ローンのポートフォリオを有している。N銀行は、自動車ローンの組成時に、格付1が最も低い信用リスク、格付10が最も高い信用リスクを示す、格付1～格付10までの内部格付けを付与している。債務不履行が発生するリスクは、数字が大きくなるほど、急激に増加する。すなわち、格付1と格付2の不履行リスクの差異は格付2と格付3の不履行リスクの差異よりも小さい。

ポートフォリオの自動車ローンは、当初認識時に、内部の信用格付けが格付3または格付4の既存客にのみに提供される。したがって、N銀行がこの自動車ローンのポートフォリオとして認める内部格付けの上限は格付4となる。N銀行は、ポートフォリオのすべての自動車ローンが格付3または格付4であることから、それらのローンについて、当初認識時に類似する当初の信用リスクを有すると決定する。

N銀行は、格付3から格付4への変更は、信用リスクの著しい増加を表さないが、格付4から格付5への変更は、信用リスクの著しい増加を表すとみなすことにする。したがって、当初認識日以降、ポートフォリオの個別の自動車ローンが内部格付4より悪化した場合、信用リスクの著しい増加が生じることになる。

これは、N銀行が当初認識時以降の信用リスクの変化を評価するために、ポートフォリオの個別ローンについて当初の信用格付けを把握する必要がないこと、またポートフォリオの個別ローンが報告日において格付4より悪化しているか否かのみを決定すればよいことを意味する。

ただし、N銀行は、信用格付が格付4～格付7の間で組成された他の自動車ローンのポートフォリオについては、当初の信用格付の範囲が広すぎるため、当初の内部格付の上限を格付7としての同様のアプローチを用いることはできない。

12.3.4.3

信用リスクの低い資産に関する例外

IFRS 9.5.5.10,
BC5.183–184

原則的な規定の例外として、報告日における金融商品の信用リスクが低い場合、企業は残存期間にわたる予想信用損失を認識する要件を満たさないと推定することができる。IASBは結論の根拠において、企業は金融商品ごとにこの簡便法の適用を選択できると指摘している。

IFRS 9.5.5.22

IFRS第9号は、以下のような場合、信用リスクが低いと説明している。

- 金融商品の不履行リスクが低い場合
- 債務者が契約上のキャッシュフローに係る債務を近い将来履行する高い能力がある場合
- 長期的な経済状況及び事業環境の悪化はありうるものの、債務者が債務を履行する能力が必ずしも低下する可能性があるわけではない場合

IFRS 9.5.5.23

IFRS第9号は、外部格付けが「投資適格格付け」の金融商品は、信用リスクが低いと考える金融商品の例であると説明している。ただし、この例外規定を適用するにあたり、金融商品が必ずしも外部で格付されている必要はない。金融商品の信用リスクが低いかなんかを決定するために内部格付けを用いる場合は、評価対象の金融商品を信用リスクが低いものとする内部の評価が、世界的に理解されている低い信用リスクの定義に、リスクと金融商品の種類の観点から一致している必要がある。市場参加者の視点と整合的で、金融商品のすべての契約条件を考慮した評価が求められる。

IFRS 9.5.5.22

金融商品は、以下の理由によって、単純に信用リスクが低いとみなすことはできない。

- 担保価値により損失リスクが低いこと(なぜならば、担保は通常、不履行リスクではなく、債務不履行の発生に伴う損失の大きさに影響を及ぼすからである)
- 企業のその他の金融商品と比較して、または企業が営業する国・地域の信用リスクと相対的に比較して、金融商品の不履行リスクが低いこと

IFRS 9.5.5.24

低い信用リスクに関する例外規定は、金融商品の信用リスクが低い状態でなくなった場合に、残存期間にわたる予想信用損失を認識する明確な基準(bright-line trigger)となるものではない。代わりに、金融商品が低い信用リスクを有するとはなくなった場合は、原則的な規定(12.3.4.1を参照)を適用して信用リスクが著しく増加したか否かを評価する。

考察—低い信用リスク

IFRS 9.5.5.23, IE27

信用リスクが低いかなんかの決定における外部格付けの利用

IFRS第9号は、外部格付けが「投資適格格付け」の金融商品は、信用リスクが低いと考える金融商品の例であると説明している。

しかし、外部格付けは、信用調査機関が最後に格付けを更新した後に発生する事象、またはその他入手可能となる関連情報を反映していないため、遅行指標である。さらに、信用格付機関が用いる債務不履行の定義は、企業が用いる定義と整合していない可能性がある(12.3.2.3「考察—『債務不履行』の定義及びモデルの適用における定義の影響」を参照)

したがって、外部格付けが「投資適格格付け」である金融商品について信用リスクが低いと結論付けるためには、企業は、格付けに反映されていない信用リスクの増加に関する証拠があるか否かを考慮しなければならない。

低い信用リスクに関する例外規定の異なる資産への適用

企業は、保有する特定の資産について、低い信用リスクに関する例外規定を適用するか否か、及びどのように適用するかを、内部で用いる信用格付けを考慮して決定しなければならない。例えば、銀行は、外部格付けが付与されていない、法人向け貸付金及びその他の貸付金について、低い信用リスクに関する例外規定を適用するか否か、及びどのように適用するか、決定しなければならないことになる。

小口貸付金に対して低い信用リスクに関する例外規定を適用するのは、実務上困難を伴う可能性がある。例えば、それらの貸付金を当初認識した後、貸手は通常それぞれの債務者の信用リスクや将来の見通しについて最新の詳細な情報を保有していないため、それぞれの債務者について、低い信用リスクに関する定義が満たされていることを示すことができない可能性がある。

反対に、外部格付けが付与されている負債性証券に対して新たな減損モデルを適用する際は、低い信用リスクに関する例外規定が有用な簡便法となりうる。

12.3.4.4 支払期日を30日超過した支払い

IFRS 9.5.5.11, B5.5.2

IFRS第9号には、支払期日が30日超過した場合は残存期間にわたる予想信用損失を認識する条件が満たされるとする反証可能な推定が含まれている。ただし、IFRS第9号はまた、支払いの延滞は遅行指標であり、一般的には資産に係る支払いが期日超過となる前に、信用リスクは著しく増加していることも明確にしている。したがって、支払いの期日超過に関するデータではなく、将来予測の情報が過度なコストまたは労力を要せず入手可能な場合、企業は、その情報を考慮して信用リスクが著しく増加したか否かを決定しなければならず、また、期日超過に関するデータにのみ依拠することはできない。例えば、この情報はポートフォリオ単位で入手可能である(12.3.4.2を参照)。

IFRS 9.B5.5.19

IFRS第9号は、この推定は絶対的な指標ではないとしながらも、たとえ将来予測の情報を用いていたとしても、この推定は残存期間にわたる予想信用損失の認識を必要とする最も遅い時点であると考えられることを明確にしている。

IFRS 9.5.5.11, B5.5.20

この推定は、契約上の支払期日を30日超過しても、それが信用リスクの著しい増加を表すものではないと証明する合理的かつ裏付け可能な情報を企業が有する場合のみ反証可能である。以下のような場合においては、反証可能である可能性がある。

- 支払いの延滞が、債務者の財政難によるものではなく、事務的なミスによるものである場合
- 金融資産の不履行リスクの著しい悪化と支払期日を30日超過した金融資産の支払いに相関関係がないことを示す過去の証拠がある場合。ただし、支払期日を60日超過した金融資産の支払いについては、そのような相関関係があることを特定している場合。

12.3.4.5 評価に利用する情報

IFRS 9.5.5.4, B5.5.15–17

信用リスクが著しく増加したか否かを評価するために、企業は、評価対象の特定の金融商品に関連する、過度なコストまたは労力を要せず入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報(12.4.6を参照)を考慮する。IFRS第9号は、利用可能な様々な情報源及び指標に関する設例が多数ある。

IFRS 9.B5.5.16

IFRS第9号は、信用リスクの分析は複数の要素を含む全体的な分析であると説明している。特定の要素に関連しているか否か、及びその要素の他の要素との比較における重要度は、以下の事項によって決まることになる。

- 金融商品の種類
- 金融商品の特性
- 地理的地域

IFRS 9.B5.5.16

それらの要素の一部は、金融資産の個別単位で識別できない可能性があるが、ポートフォリオ(またはグループ、またはポートフォリオの一部)として評価することは可能であり、また評価しなければならない(12.3.4.2を参照)。

IFRS 9.B5.5.18

IFRS第9号によると、この評価を行うにあたって、入手可能な定性的情報や非統計的な定量的情報だけで十分なケースがある。別のケースでは、統計モデルまたは信用格付けプロセスが用いられる。または、企業は、以下の両方の項目の情報に関連性がある場合、両方の項目の情報に基づいて評価を行うこともできる。

- 特定の内部格付区分
- 内部信用格付けプロセスにおいて捕捉されない定性的要因

考察—信用リスクの著しい増加を識別する際に用いる情報

IFRS 9.B5.5.17

IFRS第9号は、信用リスクが著しく増加したか否かを評価する際に、様々な種類の情報を利用することを認めている。このような柔軟性により、高度な信用リスク・システムを有する企業は入手可能な精緻な情報を利用することができ、より単純なシステム及びプロセスを有する企業はより単純な情報を利用することになると考えられる。その結果、金融商品を残存期間にわたる予想損失の測定区分に移動させるタイミングは、企業が著しいとみなす信用リスクの増加の定義だけでなく、企業のシステム及びプロセスの精度によっても決まることになる。

ただし、必要な情報を生成するために用いるシステムまたはプロセスは、過度なコスト及び労力を要せずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報を利用するという全般的な規定に従わなければならない。

考察—過度なコストまたは労力を要せずに入手可能な情報

IFRS 9.IE26

過度なコストまたは労力を要せずに入手可能な情報は、金融商品の種類によって異なる可能性がある。貸手と借手との間に直接的な関係があり、貸手も利用できるような形で借手が財務諸表を定期的に作成している場合には、貸手は、この情報を用いてIFRS第9号が要求する見積りを行うことが適切となる。

他方、企業が上場債券に投資している場合のように、借手との間に直接的な関係を有していないこともある。このような場合、貸手は、一般に公表されている情報(例: 債券の発行者による公示資料または信用調査機関による報告書)だけを用いることができる。

12.3.4.6

条件変更された金融資産

IFRS 9.5.5.12

IFRS第9号は、条件変更された金融資産の予想信用損失の見積りに関するガイダンスを提供している。金融資産の契約上のキャッシュフローに変更があった場合、企業は以下の変更を区別しなければならない。

- 認識の中止をもたらす条件変更
- 認識の中止をもたらさない条件変更(11.5.1を参照)

IFRS 9.5.5.12

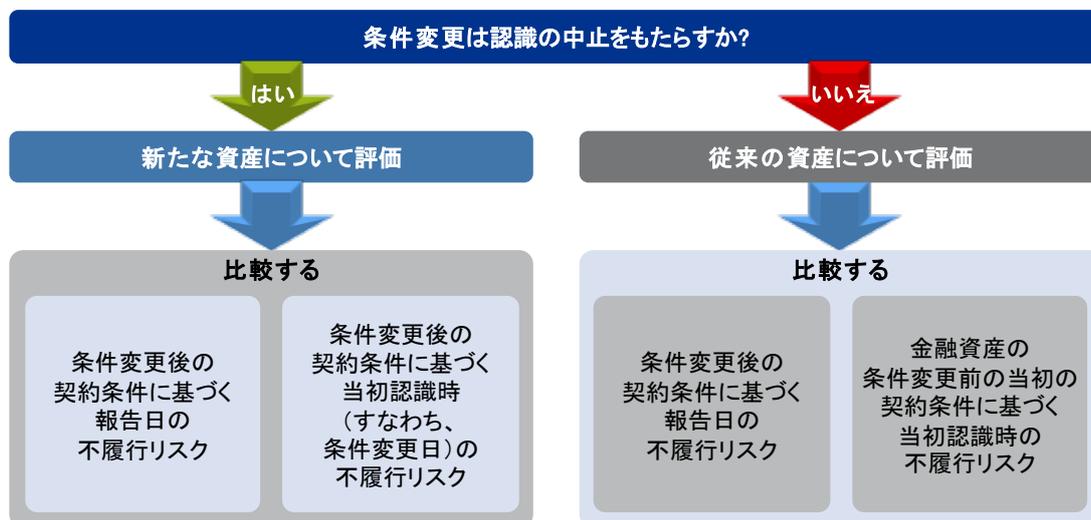
条件変更が認識の中止をもたらさない場合、以下の不履行リスクを比較して、信用リスクが著しく増加したか否かの事後評価を行う。

- 金融資産の条件変更後の契約条件に基づく報告日の不履行リスク
- 金融資産の条件変更前の当初の契約条件に基づく当初認識時の不履行リスク

IFRS 9.B5.5.25–26

条件変更によって金融資産の認識の中止がもたらされる場合、条件変更後の資産は新たな資産とみなされる。したがって、減損規定の適用にあたっては条件変更日を当初認識日とする。

下の図は、条件変更後の金融資産に関して、信用リスクが著しく増加したか否かの評価について説明したものである。



IFRS 9.B5.5.27

条件変更によって金融資産の認識の中止がもたらされない場合、単にキャッシュフローが変更されたという理由で条件変更後の資産の信用リスクが低いと自動的に考えてはならない。IFRS第9号は、残存期間にわたる予想信用損失と同額の信用損失引当金を計上していた資産が条件変更された場合に、その資産について残存期間にわたる予想信用損失を認識する要件が満たされなくなったことを証明する例として、変更後の契約条件に基づく継続的かつ適時の支払実績が含まれることを説明している。通常、信用リスクが改善したとみなす前に、顧客の一定期間にわたる継続的かつ順調な支払実績を証明する必要がある(例:条件変更後に顧客が遅延せずに一度支払いを行ったとしても、その後、支払いの延滞または不足の実績が過去にあれば、通常それを無視することはできない)。

設例—過去の延滞情報に基づいて評価される条件変更後の金融資産

貸手は、単に貸付金の延滞が解消したという理由で、条件変更前の当初の資産よりも、条件変更後の資産の信用リスクが低いと仮定することはできない。以下の例で説明する。

貸手Lは小口貸付金のポートフォリオを保有しており、そのポートフォリオについて、貸付金に30日の延滞があった場合には、信用リスクが著しく増加しているという推定を置いている(12.3.4.4を参照)。借手の1人(借手B)が契約に従って支払いを行うことが困難となったために、貸手Lは貸付金の期日を延長し、月々の支払いを減額するような契約の変更を行った。条件変更は認識の中止をもたらさなかった。条件変更時には、支払いが60日間延滞していた。条件変更後、借手Bは新たな契約に従って支払いを行っている。この場合、貸手Lは、合理的かつ裏付け可能なすべての情報(例:条件緩和を行っているという過去の実績)を考慮して、条件変更後の貸付金が「信用リスクの著しい増加」の要件に引き続き該当するか否かを判断しなければならない。

IFRS 9.B5.5.26

IFRS第9号は、認識の中止がもたらされた条件変更で、一部の異例な状況においては、条件変更後の金融資産の信用が当初認識時に毀損していることを示す証拠がある場合があると指摘している(例:不良資産について大幅な条件変更が行われた場合)。それらの資産の会計処理については、12.6を参照のこと。

12.3.4.7

分類変更された金融資産

IFRS 9.B5.6.2

金融資産が、FVTPL区分から償却原価区分またはFVOCI区分に分類変更された場合(8.3を参照)、信用リスクが著しく増加したか否かの評価は、分類変更日を当初認識日として扱って行う。したがって、分類変更日以降の資産の信用リスクの変化のみが考慮されることになる。

分類変更の種類	信用リスクの増加が著しいかの評価
	報告日の信用リスクと分類変更日の信用リスクを比較する。

IFRS 9.B5.6.1(b)

ただし、金融資産が償却原価区分とFVOCI区分の間(双方向)の分類変更である場合、信用リスクの変化は、資産の(分類変更日ではなく)分類変更前の当初認識日における信用リスクを引き続き用いて評価する。なぜならば、同じIFRS第9号の減損モデルがFVOCI区分及び償却原価区分に適用されるからである(12.1.1の「見解－FVOCI区分」を参照)。

分類変更の種類	信用リスクの増加が著しいかの評価
	報告日の信用リスクと分類変更前の当初認識日の信用リスクを比較する。

IFRS 9.B5.6.2

金融資産が、償却原価区分またはFVOCI区分からFVTPL区分に分類変更された場合、減損を評価する必要がなくなる。

分類変更の種類	信用リスクの増加が著しいかの評価
	該当なし。FVTPLで測定される資産は、信用損失引当金を計上しない。

考察—FVTPL区分への分類変更またはFVTPL区分からの分類変更

分類変更日において、FVTPL区分から償却原価区分またはFVOCI区分に分類変更される金融資産の公正価値が新たな帳簿価額総額となる(8.3を参照)。翌報告日に初めて、その資産に係る減損損失が認識される。したがって、償却原価またはFVOCIの測定区分として当初分類される新たな金融資産の組成または取得と同様に、分類変更日において資産の信用が毀損していない(12.6を参照)場合、この種類の分類変更からは取引日損失が生じることになる。取引日損失に関する詳細は、12.3.1「考察—取引日損失」を参照のこと。

反対に、資産が償却原価区分またはFVOCI区分からFVTPL区分に分類変更される場合、分類変更日における公正価値が新たな帳簿価額となるが、その場合、減損に係る信用損失引当金は計上する必要がなくなる。したがって、分類変更された資産に係る過去の信用損失引当金が戻入れられることになり、それにより、貸方に純損益が計上されることになる。

設例—FVTPL区分から償却原価区分への分類変更

IFRS 9.IE104–IE107,
IE110

企業Cは、500の債券ポートフォリオを購入し、FVTPLの測定区分に分類する。翌報告期間において、C社は事業モデルを変更し、債券の保有は契約上のキャッシュフローの回収を目的とすることにした。これにより、C社は、ポートフォリオを償却原価区分に分類変更する。

分類変更日における仮定は以下のとおりである。

- 債券の公正価値は490
- ポートフォリオの12ヶ月の予想信用損失の見積りは4
- 債券の信用は毀損していない(12.6.1を参照)

C社は、分類変更日において、以下の仕訳を行う。

	借方	貸方
債券(償却原価)	490	
債券(FVTPL)		490
減損費用(純損益)	4	
信用損失引当金		4

分類変更日の取引日損失は、分類変更日における12ヶ月の予想信用損失の金額と同額になる。

12.4 予想信用損失の測定

12.4.1 概要

IFRS 9 Appendix A,
B5.5.28

予想信用損失は、金融商品の残存期間にわたる(12.4.3を参照)信用損失を発生確率で加重平均した見積りである。信用損失は、予想キャッシュ不足額(12.4.2を参照)の現在価値である。

IFRS 9.5.5.17

予想信用損失の測定には、以下の事項を反映する必要がある。

- 偏りのない、発生確率で加重平均した金額(12.4.4を参照)
- 貨幣の時間価値(12.4.5を参照)
- 過度なコストまたは労力を要せず入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報(12.4.6を参照)

IFRS 9.5.5.12

IFRS第9号は、予想信用損失の測定に関する単一の方法を規定していない。IFRS第9号は、金融資産の種類や入手可能な情報によって、予想信用損失の測定に用いられる方法は異なる可能性のあることを認めている。

IFRS 9.5.5.35

最終基準書は、測定原則に従っていることを条件として、予想信用損失を見積る際に企業が実務上の簡便法を用いることを容認している。最終基準書は、簡便法の例(すなわち、売掛債権の予想信用損失を測定する引当金マトリックス(12.7.3.3を参照))も提供している。

考察—公正価値で減損を測定するという実務上の簡便法はない

IAS 39.AG84,
IFRS 9.5.5.54

IFRS第9号は、観察可能な市場価格を用いた商品の公正価値に基づいて減損を測定するというIAS第39号において利用可能な実務上の簡便法を引き継いでいない。ただし、企業が合理的かつ裏付け可能なすべての情報を考慮して予想信用損失を測定する際は、信用リスクに関する観察可能な市場情報についても考慮することを求めている(12.4.6を参照)。

IFRS 9.5.5.8

純損益に認識される減損損失(または減損損失の戻入れ)は、報告日における信用損失引当金を適切な金額に調整するために必要な金額である。

本セクションは、以下のトピックについて説明している。



12.4.2 「キャッシュ不足額」の定義

12.4.2.1

IFRS 9.B5.5.28

概要

キャッシュ不足額は、以下のキャッシュフローの差額である。

- 契約に従って企業に支払われるキャッシュフロー
- 企業が回収を予想するキャッシュフロー

信用損失の見積りは支払金額及び時期を考慮するため、企業が全額を回収することを予想していたとしても、その時期が契約上の支払期日より遅くなる場合には、キャッシュ不足額が生じることになる。この遅延により、予想信用損失が生じることになる(ただし、企業が支払いの遅延について、延滞期間に充当する追加的利息を最低でも実効金利に等しい利率で受け取ることが期待できる場合はこの限りではない)。

IFRS 9 Appendix A, B5.5.43

12ヶ月の予想信用損失及び残存期間にわたる予想信用損失(12.3.2を参照)を測定する場合、キャッシュ不足額は以下のように特定される。

信用損失引当金の種類	キャッシュ不足額
12ヶ月の予想信用損失	翌12ヶ月間(残存期間が12ヶ月未満の場合はさらに短い期間)に発生しうる不履行事象から生じるキャッシュ不足額で、債務不履行となる発生確率で加重平均する。
残存期間にわたる予想信用損失	金融商品の残存期間にわたり発生しうる不履行事象から生じるキャッシュ不足額で、債務不履行となる発生確率で加重平均する。

IFRS 9.B5.5.28

「キャッシュ不足額」という用語は、現金の受取日である特定日または支払期日である特定日における不足額だけを対象とするのではなく、契約期間全体における不足額を対象とする。したがって、キャッシュ不足額は、下の設例にあるとおり、支払いの延滞後に行われた回収についても考慮する。

設例—「キャッシュ不足額」の定義

2015年1月31日、企業Vは、期間2年、元本100、クーポン5%の(年利)貸付金を実行した。2015年12月31日、V社は、借手が債務不履行に陥った場合を想定して、以下のとおり将来の予想キャッシュフローの見積りを行った。

日付	契約上のキャッシュフロー	予想キャッシュフロー	不足額
2016年1月31日	5	3	2
2016年2月15日	-	2	(2)
2017年1月31日	105	70	35
2017年3月31日	-	20	(20)

貸付金の予想信用損失の測定においては、すべての不足額(すなわち、プラス及びマイナスの両方の金額)が含まれる。

考察－マイナスのキャッシュ不足額

最終基準書は、すべてのキャッシュ不足額の正味現在価値がマイナスとなる場合（例：企業が、支払遅延に関する違約金として追加的な金利の回収を予想する場合）について、特定のガイダンスを設けていない。

12.4.2.2

IFRS 9.B5.5.30

ローン・コミットメント

未実行のローン・コミットメントのキャッシュ不足額は、以下のキャッシュフローの差額である。

- ローン・コミットメントの保有者が借入を行った場合に企業に支払われる契約上のキャッシュフロー
- 貸付金が実行された場合に企業が回収を予想するキャッシュフロー

IFRS 9.B5.5.31

実行されるキャッシュフローを見積る場合、信用損失引当金の種類に関連する金額は、以下のとおりである。

信用損失引当金の種類	実行されるキャッシュフロー
12ヶ月の予想信用損失	翌12ヶ月間に実行されることが予測されるキャッシュフロー
残存期間にわたる予想信用損失	ローン・コミットメントの期間にわたり実行されることが予測されるキャッシュフロー

考察－将来の実行額の見積り

IFRS 9.BC5.243–247

IASBは、ローン・コミットメントの将来の実行額を見積るという規定は、顧客の行動（特に、長期間にわたる行動）の見積りに不確実性が存在するため、追加の複雑性を生じさせることになることと認識している。しかし、IASBは、この規定を削除することは、オンバランスされた商品とオフバランスされた商品の間の裁定取引をもたらすことになることと認識している。

IASBは、多くの金融機関はすでに類似する情報を規制当局に提供していること、及び内部の信用リスク管理目的でこうした情報を利用していることを指摘している。ただし、既存の情報（並びに関連するプロセス及びシステム）は、新たな基準書の規定に整合していない可能性があり、調整を行わなくてはならない場合がある。例えば、新たな基準書は、特定のリボルビングの与信枠以外のローン・コミットメントについて、企業が信用供与を行うことを予定している期間ではなく、信用供与を行う契約上の義務を有する期間を超えない期間にわたり、将来の実行額を見積ることを要求している（12.4.3を参照）。

銀行の信用リスク管理システムでは、信用損失を見積る際に信用限度額の全額を考慮することが多い。これは、債権（例：クレジットカード・ローン）の回収に疑義が生じ始めた時には、信用限度額の全額が使用されているケースが多いことが経験上示されているためである。

12.4.2.3

IFRS 9.B5.5.32

金融保証契約

金融保証契約のキャッシュ不足額は、以下の金額の差額である。

- 発生した信用損失について保証契約の保有者を補償するための予想支払額
- 保有者、債務者またはその他の当事者からの予想受取額

資産が全額保証されている場合、キャッシュ不足額の見積りは、保証の対象となる資産に関するキャッシュ不足額の見積りと一致することになる。

12.4.3 見積期間—金融商品の残存期間

12.4.3.1 原則的な規定

IFRS 9.5.5.19, B5.5.38

予想信用損失が測定される最長の期間は、金融商品に係る信用リスクのエクスポージャーが存在する期間で、契約期間、またはそれよりも短い期間（例：期限前償還が行われたケース）である。これは、たとえ契約期間より長い期間が商慣行であったとしても同じである。ローン・コミットメント及び金融保証契約の予想信用損失が測定される期間は、企業が信用供与を行う現在の契約上の義務を有する契約上の最長期間となる。

考察—企業の信用リスクのエクスポージャーが存在する契約上の最長期間

銀行は、信用を供与するために、様々な契約条件を含む異なる種類のコミットメントを提供している。コミットメントによっては、企業の信用リスクのエクスポージャーが存在する契約期間が明確でない場合がある。

貸手が与信枠を解約できるような偶発的な権利を有していることがある（例：潜在的な借手の信用状態が悪化したケース）。企業は、それらの与信枠によって信用リスクのエクスポージャーが存在する契約期間を決定するため、慎重な分析が必要となる可能性がある。

12.4.3.2 貸付部分及びコミットメントの未実行部分の両方を含む特定の金融商品

IFRS 9.5.5.20, B5.5.39

特定の金融商品は、貸付部分及びコミットメントの未実行部分の両方が含まれており、企業が契約上返済を要求する能力及び未実行のコミットメントを解約する能力を有する場合でも、企業の信用損失に対するエクスポージャーは契約上の通知期間に限定されない。

IFRS 9.B5.5.39

このような金融商品の例として、クレジットカードや当座貸越などのリボルビングの与信枠がある。これらの与信枠は、契約上短い通知期間（例：1日）で貸手から貸付が実行される。しかし、貸手は実務上それより長い期間にわたって信用を供与し続けて、借手の信用リスクが増加した時（すなわち、借手の信用リスクに不利な変動を認識した時）にのみ与信枠を解約するが、部分的な、またはすべての予想信用損失の発生を防ぐには遅すぎる場合がある。

IFRS 9.5.5.20

このような金融商品（このような金融商品のみ）に関しては、企業は最長の契約期間を超える期間でも、信用リスクのエクスポージャーが存在する期間（かつ、信用リスク管理の活動によって予想信用損失が避けられない期間）にわたって予想信用損失を認識する。

IFRS 9.B5.5.39

IFRS第9号は、このような金融商品は通常、以下のような特徴があると説明している。

- 契約期間が決まっていない、または返済が一定期間に行われる仕組みはなく、通常、契約上短い解約期間（例：1日）がある。
- 企業の日常的なリスク管理の活動においては、契約の解約が契約上可能であったとしても強制されないが、企業が信用リスクの増加を与信枠レベルで認識した場合は、その時にのみ解約が強制される。
- グループ単位で管理されている。

IFRS 9.B5.5.40

このような金融商品について、予想信用損失の見積期間を決定する場合、企業は、以下のような過去の情報及び実績などの要素を検討する必要がある。

- 類似する金融商品について、企業に信用リスクのエクスポージャーが存在していた期間
- 類似する金融商品の信用リスクが著しく増加した後、関連する債務不履行が発生するまでの期間
- 金融商品の信用リスクが増加した場合に、企業が行うことが予想される信用リスク管理に関する活動（例：未実行の与信枠の減額または解約）

考察—リボルビングの与信枠に関する予想信用損失の見積期間IFRS 9.5.5.20, B5.5.39,
BC5.257–258

2013年の減損に関する公開草案では、すべての与信枠について、企業が信用を供与する義務を負う契約期間のみを考慮して予想信用損失を見積ることを提案していた。

しかし、特定の種類の与信枠については、貸手は契約上、要求して信用枠を解約するか、または貸付金の即時の返済を要求することができるものの、どの時点でそうすることが望ましいかについての情報を通常持っていない。このような金融商品を監視する主なツールは通常は「延滞状況」であるが、貸付金に係る返済が延滞する前に、すでに減損損失が発生している可能性がある。さらに、多くの場合、契約上の期間は保護的な理由で定められおり、通常の信用リスク管理のプロセスで積極的に解約が強制されることはない。

再審議の中で、IASBは、(そのような与信枠について) 契約上返済を要求する能力及び未実行のコミットメントを解約する能力を有していても、企業の信用損失に対するエクスポージャーは契約上の通知期間に必ずしも限定されないと指摘した。なぜならば、企業の信用損失に対するエクスポージャーを契約上の通知期間だけに限定した場合、実際の予想信用損失と与信枠の信用リスクが管理される方法が反映されないことになるからである。したがって、IASBは、一般的ガイダンスの例外として、特定の要件を満たす与信枠の予想信用損失の決定期間については、企業が信用を供与する義務を負う契約上の期間に限定されるべきではないことを決定した。

ただし、一部の条件は、適用するにあたって不明確で、判断を要する可能性がある。例外規定が記載されているIFRS第9号第5.5.20項は「一部の金融商品は、貸付部分及びコミットメントの未実行部分の両方が含まれている」と説明している。これは、例外規定を適用するためには、与信枠が貸付部分及びコミットメントの未実行部分の両方を有さなければならないことを示していると考えられる。しかし、与信枠は、特定の時点において未実行部分のみではあるが、IFRS第9号B5.5.39項のすべての要件を満たしている場合が多い。クレジットカードの多くの与信枠がこれに当てはまり、例外規定の適用を意図したと考えられる金融商品の例でもある。

B5.5.39項は、例外規定が容認される金融商品は一般的に特定の特性を有すると説明しているが、すべてのケースにおいてこれらの特性の存在が必要であるとは説明していない。B5.5.39項の特性の1つに、金融商品がグループ単位で管理されていることが含まれている。しかし、最終基準書は「グループ単位で管理」という用語の意味について説明していない。

設例—コミットメントの契約上の最長期間を超える期間の予想信用損失の測定

IFRS 9.IE58–IE64

T銀行は、顧客にクレジットカードを提供している。T銀行は、実行残高及び未実行残高を区別して信用リスクを管理していない。クレジットカードの通知期間は1日であり、翌日以降、T銀行は、クレジットカードを解約する契約上の権利を有している。ただし、T銀行は、日々のリスク管理活動においてこの権利を行使することはなく、信用リスクが増加していることを認識して顧客を個別単位で監視し始める時のみ与信枠を解約する。したがって、T銀行は、信用損失に対するエクスポージャーが通知期間に限定されているとは考えていない。

類似するポートフォリオの過去の情報及び実績に基づいて、T銀行は、信用損失に対するエクスポージャーが予想される期間は30ヶ月であると決定する。

報告日において、クレジットカードのポートフォリオの実行残高は60、利用可能な未実行残高は40であった。予想信用損失の測定にあたり、T銀行は、独自の信用リスクモデルを用いて、ポートフォリオの予想残存期間にわたる(または、信用リスクの著しい増加がない場合は翌12ヶ月間にわたる)将来の予想実行残高を検討する。

T銀行は、デフォルト時エクスポージャーは70(実行残高60及び利用可能な未実行残高から追加した10により構成される)であると決定し、このエクスポージャーを用いてクレジットカードのポートフォリオに係る予想信用損失を測定する。

この設例は、ポートフォリオまたはその一部について信用リスクの著しい増加があったか否かによる測定への影響を検討していない。ポートフォリオレベルでの信用リスクの著しい増加の特定について、詳細は12.3.4.2を参照のこと。

12.4.4

発生確率で加重平均した結果

*IFRS 9.5.5.17(a),
5.5.18, B5.5.41*

予想信用損失の見積りは、最善または最悪のシナリオではなく、偏りのない発生確率で加重平均した金額を反映し、起こりうる結果 (possible outcome) の範囲内で評価し決定する。

企業は、起こりうるすべてのシナリオを特定することは要求されないものの、見積りは、少なくとも2つのシナリオを常に反映するものでなければならない。

- 信用損失が発生する確率が極めて低い場合でも、その確率
- 信用損失が発生しない確率

IFRS 9.B5.5.42

IFRS第9号は、少なくとも2つのシナリオの考慮を求める規定について、実務上複雑な分析を要さないだろうと説明している。多くの詳細なシナリオをシミュレーションせずに、比較的単純なモデルで十分な場合がある。最終基準書は、その例として、信用損失の平均が発生確率で加重平均した金額の合理的な見積りとなりうる共通のリスク特性を有する大きな金融商品グループを挙げている。

考察—発生確率で加重した結果

*IAS 39.AG86,
IFRS 9.BC5.263*

IAS第39号は、減損損失の見積プロセスの結果が単一の金額または発生の可能性のある金額の範囲となることを容認している。後者の場合には、企業はその範囲内の最善の見積りを減損損失として認識することが要求される。他方、IFRS第9号は、最も起こりうる結果、または究極な結果 (ultimate outcome) について企業が最善の見積りを用いて予想信用損失を測定することは認めていない。代わりに、IFRS第9号は、発生確率で加重した結果を測定に反映させることを求めている。

考察—予想信用損失の計算における明示的なシナリオ

IFRS 9.B5.5.42

IFRS第9号は、明示的なシナリオを策定する必要がない場合があることを認めている。ただし、すべてのケースにおいて、企業は、そのアプローチ案が、損失の見積りに偏りのない発生確率で加重した金額を反映するという原則的な規定に従っているか否か評価しなければならない。

12.4.5

貨幣の時間価値

*IFRS 9.5.5.17(b),
B5.5.44–48*

予想信用損失の見積りは、貨幣の時間価値を反映しなければならない。貨幣の時間価値の反映には、以下の割引率が用いられる。

	金融商品の種類	割引率
<i>IFRS 9.5.4.1(b), B5.5.44</i>	POCI資産及びリース債権以外の金融資産	当初認識時に決定された実効金利、またはそれに近似する利率(変動利付金融資産は、現在の実効金利)
<i>IFRS 9.5.4.1(a), B5.5.44</i>	POCI金融資産	当初認識時に決定された信用リスクを調整した実効金利(11.2.2を参照)
<i>IFRS 9.B5.5.46</i>	リース債権	IAS第17号に従ってリース債権を測定する際に使用した割引率
<i>IFRS 9.B5.5.47</i>	未実行のローン・コミットメント	ローン・コミットメントから生じる金融資産を割引引く際に適用される実効金利、またはそれに近似する利率
<i>IFRS 9.B5.5.48</i>	実効金利が決定できない未実行のローン・コミットメント及び金融保証契約	貨幣の時間価値やキャッシュフロー特有のリスクについて現在の市場の評価を反映した割引率(ただし、割引後のキャッシュ不足額を調整するのではなく、リスクが割引率を調整することによって考慮される場合かつその範囲内に限られる)

IFRS 9.B5.5.44 予想信用損失は、債務不履行が生じると予想した日やその他の日までではなく、報告日まで割引引く。

考察—割引引くための実効金利、または実効金利に近似する利率の利用

IFRS第9号において実効金利に近似する利率が利用可能であることは、比較可能性への潜在的な影響を最小限に抑えつつ、最終基準書の適用に伴う実務上の困難を削減することになる歓迎すべき簡素化である。

考察—ローン・コミットメントの割引率の決定

IFRS 9.B5.5.47

IFRS第9号によれば、ローン・コミットメントの予想信用損失を計算するのに用いる割引率は、ローン・コミットメントから生じる金融資産に適用される実効金利(またはそれに近似する利率)である。

ローン・コミットメントから生じる金融資産に適用される実効金利を計算するために、企業は、資産の当初認識時に想定される取引価格及び(または)公正価値を決定する必要がある(11.2.1を参照)。

これらの当初認識時の金額の決定は、貸付金が以下のいずれとして取り扱われるかにより異なる可能性がある。

- コミットメントの継続(この場合、コミットメント締結時に公正価値が測定される)
- ローン・コミットメントとは異なる金融商品(この場合、貸付が実行された時点で公正価値が測定される)

IAS第39号は上述のいずれのアプローチが適切なかが明示していない。IFRS第9号は、減損規定の適用において、ローン・コミットメントの実行により認識された金融資産は、新たな金融商品ではなく、コミットメントの継続として取り扱うと説明している(ただし、新たな基準書は、貸付金の帳簿価額総額の当初測定において類似するロジックを適用できるか否か明示していない)。

12.4.6 合理的かつ裏付け可能な情報

12.4.6.1 原則的な規定

*IFRS 9.5.5.17(c),
B5.5.49*

IFRS第9号は、過度なコストまたは労力を要せず入手可能な、合理的かつ裏付け可能な情報を反映して、予想信用損失の見積りを行うことを求めている(そのような情報には、過去の事象及び現在の状況に関する情報、並びに将来の経済状況の予測に関する情報が含まれる)。財務報告目的で利用可能な情報は、過度なコストまたは労力を要せず入手可能であると考えられる。

IFRS 9.B5.5.50

最終基準書は、キャッシュ不足額を見積るために必要となる判断の程度は、詳細な情報の入手可能性に依拠することを認めている。見積り期間が長くなる(すなわち、企業が見積りを行わなければならない期間が長くなる)につれ、詳細な情報の入手可能性は低下し、予想信用損失を見積るために必要となる判断の程度は大きくなる。企業は、金融商品のすべての残存期間にわたって将来の状況を予測することは求められていない。遠い将来の期間に関する予測は、それより短い期間について入手可能な情報から補外して推測することができる。

IFRS 9.B5.5.51

企業は、情報収集のために徹底的な調査を行うことは求められていないが、見積りに関連する、過度のコストまたは労力を要せず入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報すべてを考慮する必要がある。

予想信用損失の見積りに使用される情報には、以下が含まれる。

- 債務者特有の要素
- 現在の状況に関する評価、及び将来どのように状況が変化するかについての予測に関する評価の両方を含む、一般的な経済状況

最終基準書は、潜在的な情報源として以下の例を挙げている。

- 内部の過去の信用損失実績
- 内部及び外部格付け
- 他社の信用損失実績
- 外部の報告書及び統計データ

IFRS 9.B5.5.52

企業は、信用損失の見積りと実績の差異を減らすために、予想信用損失の見積りに用いた方法や仮定について定期的な見直しを行う。

考察—より広範で複雑な判断

IFRS第9号のもとで求められる判断は、IAS第39号のもとで求められる判断よりも、より広範で、より複雑である可能性がある。

IAS第39号の発生損失モデルのもとでは、資産から生じる予想キャッシュフローは、減損のトリガーとなる事象が発生した場合にのみ見積られる。この時点で借手は財政難に陥っている場合が多いため、借手が保有するすべての利用可能な資産からの回収可能な金額に焦点を当てて分析を行う。

IFRS第9号の新たな予想信用損失モデルのもとでは、すべての金融資産に関して見積りを行う必要がある。満期までの期間が中長期の資産の見積りには、比較的遠い将来における経済状況の変化に関する仮定を置くことが含まれる。どのような場合においても、将来の経済状況について、相反するがそれぞれ信頼性のある見解が複数存在する可能性がある。このため、経営者は、その結論が合理的かつ裏付け可能であり、かつその判断を継続的に適用することを保証するためのしっかりとした方法を開発しなければならない。

12.4.6.2 過去の情報

IFRS 9.B5.5.52

過去の情報は、予想信用損失を測定するための重要な基礎である。この基礎は、現在の状況及び金融商品の存続期間にわたる企業の将来の状況についての予測を反映するために、現在の観察可能なデータに基づいて調整されなければならない。ただし、情報の性質及びその情報が計算された時期によっては、報告日の状況よりも調整していない過去の情報の方が合理的かつ裏付け可能な最善の情報となる場合もある。

IFRS 9.B5.5.53

過去の信用損失実績を用いて予想信用損失を見積る場合、過去の損失率に関する情報は、過去の損失率が測定されたグループと同じように定義されたグループに適用しなければならない。

IFRS 9.B5.5.52

最終基準書は、予想信用損失の変動を見積る際には、関連する観察可能なデータの変化を期間ごとに反映させる、かつ見積りの変動と関連するデータの変化の方向性は一致していなければならないと説明している。観察可能なデータの例は、以下のとおりである。

- 失業率
- 不動産価格
- コモディティ価格
- 支払状況
- 信用損失を示すその他の要素

設例－現在の経済状況に合わせるための過去のデータの調整

企業Zは、類似する貸付金のポートフォリオを保有している。これらの貸付金の予想信用損失を見積るうえで、Z社の地域の失業率のデータが主要な要素となる。Z社は、期日が経過した特定のエクスポージャーを除いて、ポートフォリオの減損を12ヶ月の予想信用損失で測定した。

報告日において、その地域の失業率は8%であった。ただし、報告日におけるZ社が入手可能なコンセンサス予想によると、翌12ヶ月間に失業率が11%まで上昇する。したがって、Z社は、これらの貸付金の予想信用損失の見積りにおいて、11%の予想失業率を用いることになる(同様に、コンセンサス予想により失業率が6%まで下落する場合には、Z社は6%の予想失業率を用いることになり、そのため損失引当金が減少する可能性がある)。

さらに、Z社はこの予想の結果、すべてまたは一部のポートフォリオについて残存期間にわたる予想信用損失を測定しなければならない程度に不履行リスクが増加したか否かについても検討する(12.3.4を参照)

12.4.6.3

外部からの情報

IFRS 9.B5.5.54

予想信用損失は、企業独自の信用損失の予想が反映される。しかし、企業はまた、特定の金融商品または類似する金融商品の信用リスクに関する観察可能な市場情報についても考慮する必要がある。

考察－信用リスクに関する観察可能な情報

IFRS 9.B5.5.52-54

予想信用損失は企業固有の見積りであるものの、IFRS第9号は、企業に対して信用リスクに関する観察可能な市場情報を考慮するよう求めている。この情報には、同一または類似する金融商品の市場価格が含まれる場合がある。

ただし、市場情報を考慮する際は、金融商品の市場価格及び信用スプレッドがそのまま予想キャッシュフローの見積りに取って代わられるわけではない。なぜならば、これらの情報は、その他の要因(例:流動性に関するスプレッドまたは予想よりも信用損失が大きいリスクを負担するプレミアム)を含み、また、常に観察可能というわけではないからである。したがって、予想信用損失の測定にこれらの情報を用いるのは困難を伴い、また判断を要するであろう。さらに、IFRS第9号は、これに関連して「観察可能」という用語を定義していない。

考察—FVOCIで測定される負債性金融商品

IFRS 9.B5.5.54

IFRS第9号は、企業に対して、特定の金融商品の信用リスクに関する観察可能な市場情報を考慮することを求めているが、FVOCIで測定される負債性金融商品の予想信用損失の測定は、OCIに認識される信用リスクの変化に起因する公正価値の変動と必ずしも一致しない(10.1を参照)。

これは、予想信用損失が市場金利ではなく、実効金利(またはそれに近似する利率)を用いて測定されるためである(12.4.5を参照)。また、上述のとおり、予想信用損失は、市場参加者の見解が反映されているのではなく、観察可能な市場情報によって企業が独自に予想した信用損失が反映されているからである。

IFRS 9.B5.5.51

企業固有のデータの情報源がない、または不十分である場合、比較可能な金融商品(または金融商品グループ)の同等グループの実績を用いることが認められる。

12.4.7

担保

IFRS 9.B5.5.55

予想信用損失の見積りには、契約条件には含まれており、企業が減損を評価する金融資産から独立して認識していない担保及びその他の信用補完から予想されるキャッシュフローを反映させる。

IFRS 9.B5.5.55

IFRS第9号は、担保付きの金融資産のキャッシュ不足額の見積りには、担保権の行使の可能性が高いか否かに関係なく、以下の(a)から(b)を控除した金額を反映するとしている。

- (a) 担保権の行使によって予想されるキャッシュフローの金額及び時期(資産の契約上の支払期日を超えて予想されるキャッシュフローを含む)
- (b) 担保の取得及び売却のためのコスト

考察—担保権の行使によって生じるキャッシュフロー

IAS 39.AG84, IG.E4.8

担保付き金融資産の予想キャッシュフローの見積りに、担保権の行使によって生じるキャッシュフローを反映するという規定は、IAS第39号の規定と類似している。

ただし、IAS第39号のもとでは、企業は報告日における担保の公正価値を参照して減損を測定することが選択できる(すなわち、報告日における発生信用損失の算定に将来の公正価値の変動は無関係であると実質的にはみなしている)。

IFRS第9号の予想信用損失モデルによれば、企業が将来実際に受取る予想キャッシュフローに焦点を当てなければならないことが明確化されている。さらに、発生確率を加重して予想キャッシュフローを見積ることから、見積りには、担保の減少(または、該当がある場合は増加)による回収可能なキャッシュフローなどの起こりうるシナリオを含めなければならない。

さらに、IAS第39号のもとでは、一部の銀行は担保の公正価値を参照して減損を測定する選択を行っているため、それらの銀行にとって、これは重要な変更となる可能性がある。

IFRS 9.B5.5.55

IAS第39号と同様に、担保権の行使によって取得した担保は、その資産がIFRSの認識要件を満たさない限り、個別の資産として認識しない。下の設例は、担保付き貸付金の残存期間にわたる予想信用損失の測定について説明している。

設例－担保付き貸付金の残存期間にわたる予想信用損失の測定

IFRS 9.IE18–IE23

K銀行は担保付き貸付金を保有している。K銀行はこの貸付金の信用リスクが当初認識時よりも著しく増加した(すなわち、不履行リスクが著しく増加した)と判断した。ただし、貸付金の返済額よりも担保の価値が極めて高いため、LGDは非常に低い。

K銀行は不履行が発生したとしても信用損失を被る可能性が高いとは考えていないが、この貸付金について残存期間にわたる予想信用損失を認識する。なぜならば、信用リスクの著しい増加は、LGDではなく不履行リスクを参照することによって評価されるからである。しかし、起こりうるほぼすべてのシナリオにおいて、保有する担保を通じて、資産の全額が回収可能であることが予測されているため、信用損失額は極めて少額となる。

12.4.8**個別単位またはグループ単位の測定**

IFRS 9.B5.5.4

IFRS第9号は、どのような場合に個別単位またはグループ単位で予想信用損失を測定しなければならないの一般的なガイダンスを提供していない。ただし、IFRS第9号は、企業が残存期間にわたる予想信用損失を個別単位で測定するために、過度のコストまたは労力を要せずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報を有さない場合、信用リスクに関する総合的な情報を考慮し、グループ単位で残存期間にわたる予想信用損失を測定すると説明している。

IFRS 9.B5.5.4

グループ単位での測定は、過去の延滞情報を利用することに加えて、関連するすべての信用情報(将来予測のマクロ経済に関する情報を含む)を織り込まなければならない。これは、個別の金融商品単位で残存期間にわたる予想信用損失を認識した場合と結果を近づけるために求められる。

IFRS 9.B5.5.5

予想信用損失をグループ単位で測定する際には、金融資産は共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングされる。共通の信用リスク特性の例については、12.3.4.2.1を参照のこと。

考察－グループ単位の評価とグループ単位の測定

IFRS 9.B5.5.4–6

IFRS第9号は、以下の2つの異なる状況における、グループ単位の評価と個別単位の評価を説明している。

- 信用リスクの増加が著しいか否かを評価する場合(12.3.4.2を参照)
- 予想信用損失を測定する場合

最終基準書は、同じ金融資産について評価と測定の両方を同一の基礎(すなわち、個別単位またはグループ単位)で行わなければならないとは説明していない。

したがって、例えば、ある資産については、信用リスクの著しい増加は個別単位で評価されるが、予想信用損失はグループ単位で測定される可能性がある。例えば、個人向け貸付金の支払期日が30日超過した場合(12.3.4.4を参照)、その貸付金の信用リスクは著しく増加したとみなされ、残存期間にわたる予想信用損失が測定される可能性がある。しかし、予想信用損失は、ポートフォリオの一部として、ポートフォリオについての不履行率の情報をを用いて、グループ単位で測定される可能性がある。

12.4.9**金融保証契約及びローン・コミットメント****12.4.9.1****金融保証契約**

IFRS 9.4.2.1(c)

IFRS第9号は、IFRS第9号の適用範囲に含まれる金融保証契約から生じる負債について、当初認識日以降、以下のいずれか高い方の金額で測定するよう求めている。

- 予想信用損失に係る引当金の金額
- 当初の認識額(9章を参照)からIFRS第15号の原則に従って認識される収益の累積額を控除した金額

IAS第39号において信用損失に係る引当金がIAS第37号を適用して算定されることを除いては、「いずれか高い方」によるアプローチはIAS第39号と同様である。

考察—金融保証契約の予想信用損失の測定

金融保証の契約開始時に、発行者に対して独立第三者間取引となる手数料またはプレミアムが一括して支払われる場合、発行者に不利な状況とならない限り、金融保証に関する予想信用損失は(当初認識時または当初認識後のいずれにおいても)認識されない可能性が高い。これは、以下の理由によるものである。

- 当初認識した金額(すなわち、金融保証の公正価値)は、当初認識時における残存期間にわたる予想信用損失を反映することになるため
- 信用の質の良い金融商品の予想信用損失は、通常時間の経過とともに減少するため、IFRS第9号に従って計算された予想信用損失に係る引当金は、当初の認識額からIFRS第15号に従って認識される収益の累計額を控除した金額よりも一般的に少なくなる可能性があるため

ただし、金融保証の発行者に対して手数料またはプレミアムが開始時に一括して支払われずに、保証期間にわたって分割して支払われる場合には上記に該当しない可能性がある。この場合、開始時において、金融保証の公正価値はゼロである可能性が高い。金融保証契約のキャッシュ不足額の定義(12.4.2.3を参照)には、企業のすべての予想受取額が含まれているが、将来の受取プレミアムもこれに含まれるか否かは明確ではない。含まれない場合は、IFRS第9号に従って決定される引当金額は、当初認識時の公正価値よりも常に高くなる可能性が高く、その結果、当初認識時及び当初認識後の期間で予想信用損失(及び減損損失)を認識することになる。

これは、保証プレミアムの受取方法によって、予想信用損失に係る引当金の認識が異なることを意味している。

考察—IFRS第15号の原則の金融保証契約への適用

IFRS 15.35

IFRS第9号は、企業に対して、金融保証契約から認識した収益の累計額をIFRS第15号の原則に従って評価するよう求めている。IFRS第15号の一般原則では、企業は、財またはサービスの顧客への移転を示すことになる収益を、顧客から権利を得ると見込んでいる対価に相当する金額で認識するとしている。ただし、IFRS第15号には、この原則を金融保証契約にどのように適用するのかについて特定のガイダンス、またはより詳細な規定が含まれていない。

金融保証契約の場合、企業の契約上の履行義務の性質を識別すること、またその履行義務の履行時期を評価することなどが実務上重要な問題となる可能性が高い。IFRS第15号によれば、履行義務は、時間の経過とともに(例: 契約期間にわたって)、または、一時点(契約終了時)の主に2通りで履行される可能性がある。履行義務が時間の経過とともに充足される場合、企業は、履行義務の充足が完了するまでの進捗を測定する適切な方法を特定しなければならない。

12.4.9.2

市場金利を下回る金利が付されるローン・コミットメント

IFRS 9.4.2.1(d)

金融保証契約の会計処理と同様に、IFRS第9号は市場金利を下回る貸付が行われるローン・コミットメントに係る負債の測定についても、当初認識時以降は以下のいずれか高い方の金額で測定するという同様のアプローチを維持している。

- 予想信用損失に係る引当金の金額
- 当初の認識額(9章を参照)からIFRS第15号の原則に従って認識される収益の累計額を控除した金額

設例－市場金利を下回る金利が付されるローン・コミットメント

市場金利を下回る貸付を提供するローン・コミットメントであるのか否かによって、実務上、FVTPLで測定されないローン・コミットメントの会計処理が異なる可能性がある。下の例は、この違いを説明している。

市場金利を下回る金利を付すローン・コミットメント

企業Dは、市場金利を下回る貸付を提供する、当初認識時の公正価値が10のローン・コミットメントを発行する。D社は、ローン・コミットメントについて、12ヶ月の予想信用損失と同額の予想信用損失を測定し、その予想信用損失を2と見積る。

D社は、当初認識時に以下の高い方の金額である公正価値10でローン・コミットメントを計上する。

- 予想信用損失に係る引当金2
- 当初の認識額(公正価値10)からIFRS第15号に従って認識される収益の累積額を控除した金額(ローン・コミットメントは認識されたばかりなので、ゼロ)

ローン・コミットメントの公正価値が12ヶ月の予想信用損失よりも大きいため、予想信用損失は認識されない。

市場金利により貸付を提供するローン・コミットメント

代わりに、D社が市場金利により貸付を提供するローン・コミットメントを発行し、その公正価値は5、他の条件は同じであると仮定する。D社は、受取手数料5(11.2.1.2を参照)を債務として計上し、さらに、予想信用損失引当金2を認識する。これは、市場金利を下回る金利を付すローン・コミットメントの測定に関する特定の規定が、他のローン・コミットメントには適用されないからである。

概要

これは、ローン・コミットメントに予想信用損失に係る引当金が認識されるか否かが、市場金利を下回る貸付を提供するコミットメントであるのか否かにより、異なる可能性があることを意味している。

12.4.10**予想信用損失の測定に関する設例**

IFRS第9号は、多くの設例を提供している。以下の設例は、12ヶ月の予想信用損失に係る引当金及び残存期間にわたる予想信用損失に係る引当金を計算する簡単な方法を説明している。

設例－予想信用損失の測定**事例**

企業Xは、期間10年の貸付金1,000,000を実行する。利息は年払いである。貸付金のクーポン及び実効金利は5%である。

シナリオ1－この貸付金について、12ヶ月の予想信用損失を認識することが適切であると仮定する

入手可能な最も関連性のある情報を用いて、X社は以下の見積りを行っている。

- この貸付金の12ヶ月PDは0.5%であること
- LGD(貸付金の債務不履行時の損失額の見積り)は25%で、貸付金が債務不履行となった場合には12ヶ月以内に信用損失が発生すること

IFRS 9.IE49–IE50

12ヶ月の予想信用損失に係る引当金1,250は、以下の計算式により計算される。
 受取キャッシュフロー(1,050,000^(a)) × PD(0.5%) × LGD(25%) ÷ 実効金利(1.05、すなわち実効金利5%で1年割り戻す) = 1,250

シナリオ 2—この貸付金について、残存期間にわたる予想信用損失を認識することが適切であると仮定する
 入手可能な最も関連性のある情報を用いて、X社は以下の見積りを行っている。

- この貸付金の残存期間のPDは20%であること
- LGDは25%で、貸付金不履行となった場合には平均して24ヶ月以内に信用損失が発生すること

残存期間にわたる予想信用損失に係る引当金47,619は、以下の計算式により計算される。
 受取キャッシュフロー(1,050,000^(b)) × PD(20%) × LGD(25%) ÷ 実効金利(1.05²、すなわち実効金利5%で2年割り戻す) = 47,619

概要

この設例における、12ヶ月の予想信用損失と残存期間にわたる予想信用損失との間の算定上の差異は、以下の相違により生じている。

- 適用されるPDの相違(12ヶ月PDまたは残存期間のPD)
- 損失が発生する時期の相違

その他に、以下の相違も差異の原因となる可能性がある。

- LGDの相違
- デフォルト時エクスポージャー(exposures at default, EADs)の相違

注釈

(a) 12ヶ月以内に受け取る予定の元本及び利息の金額を含む。

(b) 1年目の利息が全額支払われると仮定した場合の24ヶ月以内に受け取る予定の元本及び利息の金額を含む。

12.5 直接償却

*IFRS 9.5.4.4,
B3.2.16(r), B5.4.9*

IFRS第9号によれば、金融資産の回復が合理的に予想できない場合、帳簿価額総額を減額することになる。直接償却は、認識の中止をもたらす事象である。直接償却は、金融資産全体に行う場合もあれば、金融資産の一部に行う場合もある。

IFRS 9.BC5.81

(直接償却される金額は損失引当金に反映されているため)直接償却が純損益に影響を与えることはないが、最終基準書は、帳簿価額総額を忠実に表すため、及び開示目的で、「直接償却」の定義が必要であるとしている。

考察—直接償却の事象が発生した場合の金融資産の認識の中止

IAS 39.63

IAS第39号は、一般的な認識の中止に関する規定がある以外に、金融資産の帳簿価額総額をどのような場合に減額しなければならないかに関する規定がない。IAS第39号は、信用損失に係る引当金勘定を使用しない企業について、減損を反映するために資産の帳簿価額を直接償却することを容認している。

IFRS第9号はこれを変更し、信用損失に係る引当金勘定を使用すること、及び直接償却の要件を満たした場合には資産の一部の認識を中止することを要求している。KPMGの経験では、多くの企業(特に銀行)は、信用損失に係る引当金勘定を計上し、IFRS第9号が説明している直接償却の要件に類似した要件を採用している。したがって、このような企業にとっては、新たな規定が導入されることによって、現在の実務に重要な変更はもたらされない。しかし、一部の銀行は、IFRS第9号とは異なる直接償却の要件を採用しており(例:各国の法規制に基づく要件を採用しているケース)、直接償却に関する新たなガイダンスによってより大きな影響を受ける可能性がある。

考察—資産の一部の直接償却IFRS 9.3.2.2, B3.2.16(r),
B5.4.9

IFRS第9号は、直接償却は認識の中止をもたらす事象としている。また、直接償却は、金融資産全体に行う場合もあれば、金融資産の一部に行う場合もあると説明している。最終基準書の一般的な認識の中止に関する規定では、資産の一部の認識の中止について、資産が具体的に特定されたキャッシュフローまたは全体のキャッシュフローに対する比例割合から構成されている場合のみ、(資産全体ではなく)金融資産の一部について認識の中止がもたらされる可能性があるとしている。

最終基準書は、資産の一部に行われる直接償却を示すために、以下の設例を提供している。

設例—資産の一部の直接償却

IFRS 9.B5.4.9

企業Rは、担保付き金融資産を保有し、その担保権を行使する予定である。

R社は、担保から回収できるのは金融資産の30%に過ぎないと予想している。R社は、金融資産からそれ以上のキャッシュフローを回収する合理的な見通しを立てることができない。したがって、残りの金融資産70%について直接償却を行う。

考察—直接償却した資産の回復

IFRS 9.5.5.4

IFRS第9号には、以下の論点が含まれていない。

- その後の回復が新たな金融資産の認識として会計処理されるのか否か
- 回復をいつ認識するのか(例:貸手が予想を変更した時点、または現金を受け取った時点)
- 回復を純損益にどのように反映するのか

12.6 当初認識時に信用が毀損している資産に関する特別なアプローチ

12.6.1 「信用が毀損している資産」の定義

IFRS 9.5.5.13–14,
Appendix A

IFRS第9号は、当初認識時において信用が毀損している、購入または自社組成金融資産（以下「POCI」資産）の信用損失引当金の測定及び利息収益の認識に関して特別な規定を定めている。資産の将来キャッシュフローの見積りに悪影響を及ぼす1つ以上の事象が発生した場合、資産の信用は毀損することになる。定義では、以下のような事象の例を挙げている。

- 発行体または借手の著しい財政難
- 契約違反（例：債務不履行または支払期日を超過するなどの事象）
- （借手の財政難に関連した経済的または契約上の理由によって）そうでなければ貸手が考えないような、借手への譲歩（concession）の供与
- 借手が破産または財政的な更生に陥る可能性が高まったこと
- その金融資産の活発な市場が財政難により消滅したこと
- 発生した信用損失を反映するディープ・ディスカウントでの金融資産の購入

IFRS 9 Appendix A

単一の事象を個別に特定することができない場合がある。その場合、複数の事象の組み合わせによる影響が金融資産の信用の毀損を表している可能性がある。

考察—「信用が毀損している」及び「債務不履行」の定義の関係

IFRS 9 Appendix A,
IFRS 9.5.5.37

IFRS第9号の「信用が毀損している」の定義は、企業の「債務不履行」の定義と相違してもよい（12.3.2.3を参照）。ただし、企業の債務不履行の定義は、企業が信用リスクを管理する方法と整合的でなければならず、また定性的な指標が考慮される必要がある。例えば、多くの金融機関は、会計目的及び規制目的で規制上の債務不履行の定義を用いている（例：債務者が債務を返済できる可能性が低い場合に債務不履行が発生したとみなすバーゼル銀行監督委員会が公表する定義（12.10を参照）など）。それらの債務不履行の定義を満たすか否かを評価する際は、資産の信用が毀損しているか否かの評価に用いた要件と同様の要件を用いることがある。このような場合、資産の信用が毀損すれば、債務不履行に陥ったとみなすことになる。

考察—減損の客観的な証拠または信用が毀損している金融資産

IAS 39.59(a)–(e),
IFRS 9 Appendix A

IAS第39号のもとでは、企業は、発生した損失を特定するために「減損の客観的な証拠」があるか否かを決定する。この評価に用いられるIAS第39号の要件及び例示は、IFRS第9号において「信用毀損」であるか否かを決定するために用いられる要件及び例示と類似している。IFRS第9号では、資産が次の状態であるかを決定する際に、信用の毀損に関する定義が用いられる。

- 当初認識時に信用が毀損している（これらの資産については、予想信用損失に係る特別なアプローチ及び利息の認識に係る特別な規定が適用される）。
- 当初認識後に信用が毀損した（これらの資産については、利息の認識に係る特別な規定が適用される）。

信用が毀損している資産の信用リスクを調整した実効金利の計算及び利息収益の認識について、より詳細な情報は11.2.2及び11.3.2を参照のこと。

12.6.2

当初認識

IFRS 9.5.5.13,
Appendix A, B5.4.7

POCI資産は、当初認識時に減損引当金を計上しない。その代わりに、残存期間にわたる予想信用損失が実効金利の計算に組み込まれる。(11.2.2を参照)。

設例－POCI資産の当初認識

企業Yは、残存期間4年の分割返済の貸付金のポートフォリオを800(取引日の公正価値)で購入する。購入時の残りの契約上のキャッシュフローは1,000であり、予想キャッシュフローは以下のとおりである。すべてのキャッシュフローは、期末に生じると仮定する。

年数	1年目	2年目	3年目	4年目
予想キャッシュフロー	220	220	220	220

当初の購入価格(すなわち、800)及び回収が予想されるキャッシュフローに基づいて、その内部収益率として、実効金利3.925%(年利)が計算される。

当初認識時に以下の仕訳を行う。

	借方	貸方
貸付資産	800	
現金		800

12.6.3

当初認識後の測定

IFRS 9.5.5.13-14

POCI資産に係る予想信用損失は常に、残存期間にわたる予想信用損失と同額の金額で測定される。ただし、それらのPOCI資産の信用損失引当金の金額は、残存期間にわたる予想信用損失の総額ではなく、資産の当初認識日からの残存期間にわたる予想信用損失の変動額である。

IFRS 9.5.5.14

残存期間にわたる予想信用損失の有利な変動は、その変動額が過去に減損損失として純損益に認識した金額より多い場合は、減損に係る利得として認識される。これは、減損の戻入れを過去に減損損失として純損益に認識した金額までとするIAS第39号の表示とは異なるものである。

設例－POCI資産の当初認識後の測定－予想の変更がない場合

12.6.2の設例を引き続き用いる。1年目の期末時点で、Y社の貸付金ポートフォリオから生じる将来キャッシュフローの予想に、当初認識時から変更がないと仮定する。

1年目の期末時点で、Y社は貸付金の償却原価である800に実効金利(すなわち、年利3.925%)を乗じることにより、利息収益31を算定する。さらに、Y社は220の現金による返済を受け取る。Y社は、1年目に以下の仕訳を行う。

	借方	貸方
貸付資産	31	
利息収益		31
現金	220	
貸付資産		220

この設例は、当初認識後の期間に、キャッシュフローの回収可能性に係る実績と予想が当初認識時の予想から変更されない場合、減損に関連する費用または減損損失に係る引当金が認識されないことを示している。

設例－POCI資産の当初認識後の測定－予想が有利な方向に変動する場合

代わりに、ポートフォリオの複数の借手の信用度が改善したと仮定すると、1年目の期末時点で、Y社は、以下のキャッシュフローの回収を予想する。

年数	1年目	2年目	3年目	4年目
予想キャッシュフロー	220	250	250	250

1年目の期末時点で、Y社は貸付金の償却原価である800に実効金利(すなわち、年利3.925%)を乗じることにより利息収益31を算定し、以下の仕訳を行うことで、上述のとおり、利息収益と現金受取額を認識する。

	借方	貸方
貸付資産	31	
利息収益		31
現金	220	
貸付資産		220

さらに、修正後の予想キャッシュフローは当初の実効金利を用いて割り引かれ、その結果生じた残存期間にわたる予想信用損失の有利な変動83^(a)は、以下のとおり、減損に係る利得として1年目の期末に認識される。

	借方	貸方
信用損失引当金	83	
減損に係る利得		83

1年目の期末時点で、貸付金ポートフォリオについて以下の金額が財政状態計算書に認識される。

- 帳簿価額総額611 (800 + 利息31 - 現金受取額220)
- 信用損失引当金83 (借方残高)

注釈

(a) 以下の計算式によって算定されている。

$$(30 / 1.03925) + (30 / 1.03925^2) + (30 / 1.03925^3)$$

12.6.4

IFRS 9.5.4.3,
Appendix A

条件変更

POCI資産の契約上のキャッシュフローが条件変更されて、条件変更が認識の中止をもたらさない場合、条件変更に係る利得または損失(11.5.2を参照)は、以下の金額の差額として計算する。

- 条件変更前の帳簿価額総額
- 再計算後の帳簿価額総額

再計算後の帳簿価額総額とは、条件変更前の信用リスクを調整した実効金利を用いて計算した条件変更後の契約上のキャッシュフローの現在価値であり、信用リスクを調整した実効金利(11.2.2を参照)の算定において用いた当初の予想信用損失を考慮したものである。

考察—POCI資産の条件変更

IFRS第9号は、条件変更に係る利得または損失の計算に、信用リスクを調整した実効金利を算定する際に用いた当初の予想信用損失をどのように考慮すればよいのか説明していない。

したがって、実務では、詳細な分析及び判断を要する適用上の問題が生じる可能性がある。

12.7

売掛債権、リース債権及び契約資産に関する簡素化アプローチ

12.7.1

IFRS 9.5.5.15–16

概要

新たな基準書には、IFRS第15号の適用範囲に含まれる取引から生じた売掛債権及び契約資産、並びにIAS第17号の適用範囲に含まれる取引から生じたリース債権について、以下のような簡素化アプローチが含まれている。

金融資産の種類	信用損失引当金の測定
重大な財務要素を含まない売掛債権及び契約資産	残存期間にわたる信用損失
重大な財務要素を含む売掛債権及び契約資産、並びにリース債権	<p>以下のいずれかの信用損失引当金を測定することを、会計方針として選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一般的アプローチ(12.3を参照)に従った引当金 • 残存期間にわたる予想信用損失としての引当金 <p>企業は以下の会計方針の選択について以下を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 売掛債権、契約資産、及びリース債権について、それぞれ別の会計方針を選択 <p>さらに、会計方針の選択は、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースのリース債権についてそれぞれ適用することができる¹²。</p>

12.7.2

定義

IFRS 9.5.5.15,
Appendix A

IFRS第9号は、IFRS第15号^{13,14}の適用範囲に含まれる取引から生じる売掛債権及び契約資産について、IFRS第15号を参照している。

IFRS 15.107,
Appendix A,
IE201-IE204

IFRS第15号は、「契約資産」について、企業が顧客に移転した財またはサービスと交換に対価を受け取る権利で、その権利は、時間の経過以外の何らかの条件(例:企業の将来のサービスの履行)が付されていると定義している。契約資産の例として、企業がある製品を1つ引き渡し、その引き渡した製品に関する支払いが契約で定められたもう1つの製品の引渡しを条件としている場合などがある。

売掛債権に「重大な財務要素」が含まれているか否かの決定については、9章を参照のこと。

IFRS 9.5.5.15(b)

IFRS第9号は、IAS第17号の適用範囲に含まれる取引から生じたリース債権についても言及している。

12.7.3

測定に関する特定の論点

12.7.3.1

売掛債権

IFRS 9.5.5.15(a)

12.7.1で説明したとおり、売掛債権の予想信用損失に係る引当金の測定(12ヶ月の予想信用損失として測定するのか、または残存期間にわたる予想信用損失として測定するのか)は以下の要因によって決まる。

- 重大な財務要素を含むか否か
- 重大な財務要素を含む売掛債権についての企業の会計方針の選択

¹² IASBは再審議の中で、リース債権の会計方針の選択が異なるリース債権のまとまりに対して適用できることについて、リースプロジェクトが終了した後、再度検討すると述べた。

¹³ IFRS第15号の詳細は、KPMGの刊行物である[First Impressions: Revenue from contracts with customers](#)(2014年6月発行)を参照のこと。

¹⁴ IFRS第15号を適用する前にIFRS第9号を適用する企業は、IAS第18号「収益」及びIAS第11号「工事契約」に従って会計処理される取引から生じる債権についてIFRS第9号の減損規定を適用しなければならない。

考察—売掛債権に関する予想信用損失の測定IFRS 15.9, Appendix A,
IFRS 9.BC5.222**売掛債権の当初認識時の取引日損失**

新たな予想信用損失モデルを適用することによって、IFRS第15号の適用範囲に含まれる取引から生じた売掛債権及び契約資産は、当初認識時に、取引日損失が生じることになる。この取引日損失は、報告日に認識される信用損失引当金と同額になる(12.3.1の「考察—取引日損失」も参照)。

重大な財務要素を含まない売掛債権は、予想信用損失に係る引当金の認識によって、売掛債権の帳簿価額純額が公正価値に近づくような減額となる傾向がある。これは、売掛債権がIFRS第15号の定義に従って取引価格で当初認識されており、通常は、公正価値よりも大きいためである。これとは対照的に、償却原価で測定されるその他の金融資産の信用損失引当金の当初認識では、損失引当金の計上によって、帳簿価額純額が当初認識時の公正価値よりも低くなるような減額となる傾向がある。

IFRS第9号の適用により、多額の売掛債権を保有する事業会社は影響を受けることになる。しかし、売掛債権は通常期間が短い(例:90日以下)取引であることから、予想信用損失の金額も少額となる可能性が高く、その影響は限定的である。

IFRS 9.BC5.222

重大な財務要素を含まない売掛債権

一般的に、重大な財務要素を含まない売掛債権のデレーションは短い(通常、12ヶ月以内)ため、残存期間にわたる予想信用損失として信用損失に係る引当金を測定しても、12ヶ月の予想信用損失として測定しても、一般的に結果は異なることになる。

売掛債権に関する予想信用損失の測定に用いる割引率

重大な財務要素を含まない売掛債権は、IFRS第15号に従って、当初認識時に取引価格で測定し、契約上の金利を有さない。これは、それらの売掛債権の実効金利がゼロであることを意味している。したがって、一般的には、予想信用損失の測定において、貨幣の時間価値を反映するためのキャッシュ不足額の割引きを行う必要はない。

ただし、売掛債権が期日に支払われず、返済スケジュールに調整が行われ、重大な財務要素が事実上織込まれた結果、実効金利ゼロを用いることが適切でなくなった場合は、詳細な分析及び判断が必要となる可能性がある。

12.7.3.2**リース債権**

IFRS 9.B5.5.34

信用損失引当金を測定するために用いるキャッシュフローは、IAS第17号に従ってリース債権を測定するために用いたキャッシュフローと整合させる必要がある。

IFRS 9.B5.5.46

予想信用損失の算定において、貨幣の時間価値(12.4.5を参照)を反映するために用いる割引率は、IAS第17号に従ってリース債権を測定するために用いた割引率である。

12.7.3.3**実務上の簡便法**

IFRS 9.B5.5.35

IFRS第9号は予想信用損失の測定に実務上の簡便法を用いることを認めており、売掛債権に関する簡便法の例として、引当金マトリックスがあることを説明している。引当金マトリックスを利用する企業は、例えば以下のような点に注意する。

- 売掛債権が適切に区分されているか否かを考慮する(例:売掛債権の過去の信用損失に関する実績は、顧客区分が異なれば、損失パターンも大きく異なるためである。顧客は、地理的地域、商品の種類、顧客の格付け、担保または取引の信用保証、または卸売客か小売客などの顧客の種類などによって区分される)。
- 売掛債権について過去の損失実績を利用し、以下の事項を反映させるために、過去の損失率を調整する。
 - 現在の状況に関する情報
 - 将来の経済状況に関する合理的かつ裏付け可能な予測

最終基準書には、売掛債権の予想信用損失の測定に引当金マトリックスを用いる以下の設例が含まれている。

設例－短期の売掛債権についての引当金マトリックスの利用

IFRS 9.IE74-IE77

企業Mは、報告日において売掛債権のポートフォリオ30,000を保有している。その売掛債権は、重大な財務要素を含まない。M社は、1ヶ所の地域でのみ事業を営んでおり、多くの小規模クライアントを有している。

M社は、ポートフォリオの残存期間にわたる予想信用損失を算定するために引当金マトリックスを用いている。引当金マトリックスは、M社の過去の観察されたデフォルト率を基礎としており、翌年度内に経済環境が悪化する可能性を加味した将来に関する見積りによって調整されている。各報告日に、M社は、観察された過去の債務不履行の記録及び将来に関する見積りを更新している。

それらを踏まえ、M社は、以下の引当金マトリックスを利用している。

	予想信用損失率	売掛債権	減損引当金
現在	0.3%	15,000	45
支払期日を1～30日超過	1.6%	7,500	120
支払期日を31～60日超過	3.6%	4,000	144
支払期日を61～90日超過	6.6%	2,500	165
支払期日を90日超超過	10.6%	1,000	106
合計		30,000	580

12.8 財務諸表上の予想信用損失の表示

12.8.1 償却原価で測定される資産、リース債権及び契約資産

IFRS 9.5.5.1

企業は、償却原価で測定される金融資産、リース債権及び契約資産に係る予想信用損失を、財政状態計算書上、信用損失引当金として認識する。ただし、信用損失引当金について、財政状態計算書上で別個の表示科目として表示することは求められない。財政状態計算書上、資産の帳簿価額は信用損失引当金を控除して表示される。

考察－損失引当金勘定の使用

IAS 39.63, IFRS 9.5.5.1

IAS第39号のもとでは、企業は、損失引当金勘定を用いるか、または償却原価で測定される資産の帳簿価額を直接償却するかを選択できる。IFRS第9号は、そのような資産について損失引当金を用いることを要求している。

12.8.2 ローン・コミットメント及び金融保証契約

IFRS 9 Appendix A,
IFRS 7.B8E, BC48V

企業は、ローン・コミットメントまたは金融保証契約の予想信用損失に係る引当金を、引当金勘定 (provision) を用いて認識する。

ただし、金融商品が実行部分 (すなわち、金融資産) 及びローン・コミットメントの未実行部分の両方を含む場合で、かつ企業が金融資産 (すなわち、実行部分) に係る予想信用損失とローン・コミットメントに係る予想信用損失をそれぞれ特定できない場合、実行額に係る予想信用損失とローン・コミットメントの未実行残高に係る予想信用損失を合わせて認識する。

予想信用損失を合算した金額が金融資産の帳簿価額総額を超過する場合、超過額は引当金勘定 (provision) を用いて表示する。

12.8.3 FVOCIで測定される負債性金融商品

IFRS 9.5.5.2,
IFRS 7.16A

FVOCIで測定される負債性金融商品は、帳簿価額が公正価値であるため、財政状態計算書上、信用損失引当金は認識されない。ただし、これらの信用損失引当金相当の金額については、開示が必要となる。

新たな最終基準書では、FVOCI資産の信用損失引当金の認識について、以下の設例が含まれている。

設例—FVOCIで測定される負債性金融商品の減損損失の認識

2015年12月31日、企業Zは、公正価値が1,000の負債性金融商品を購入し、それをFVOCIで測定する区分に分類している。この金融商品は信用が毀損している商品ではない。Z社は、この金融商品の12ヶ月の予想信用損失を10と見積っている。

この金融商品の当初認識時に、Z社は以下の仕訳を行う。

	借方	貸方
財政状態計算書—負債証券	1,000	
財政状態計算書—現金		1,000
純損益—減損損失	10	
OCI		10

翌報告期間末日において、負債性金融商品の公正価値が950に下落した。Z社は、当初認識時以降の信用リスクの著しい増加はないとして、2016年12月31日時点の12ヶ月の予想信用損失を30と結論付けた。したがって、Z社は、期末日に以下の仕訳を行う。

	借方	貸方
財政状態計算書—負債証券		50 ^(a)
純損益—減損損失	20 ^(b)	
OCI	30 ^(c)	

注釈

(a) 1,000-950として算定されている (報告日において負債証券を公正価値で示すための金額)

(b) 30-10として算定されている (当初認識日以降の予想信用損失の変動)。

(c) 差額

Z社は、30の減損累計額について開示する (14.2.3.3を参照)。

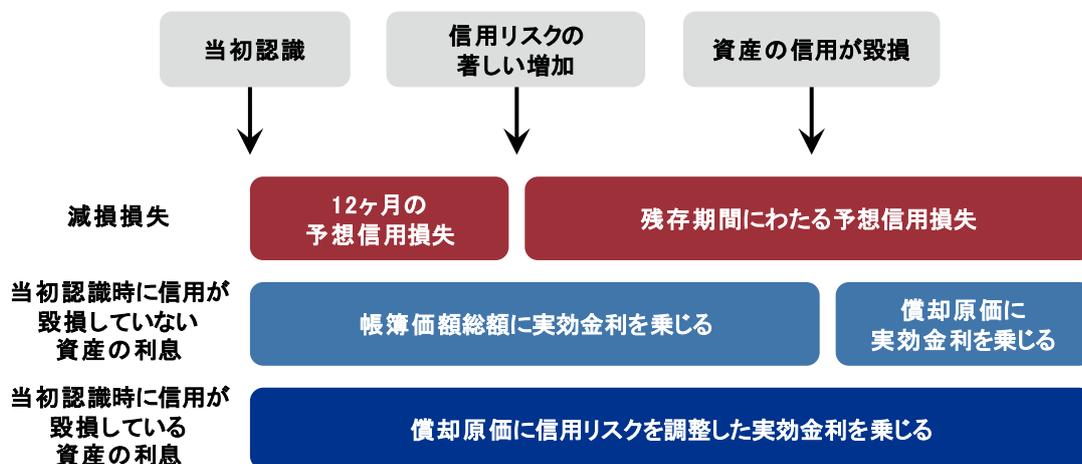
IFRS 9.IE78-IE80

考察—FVOCIで測定される負債性金融商品の減損損失の認識

FVOCIで測定される負債性金融商品の帳簿価額は公正価値である。したがって、減損損失の認識によって、それら金融資産の帳簿価額には影響はないが、借方に純損益、貸方にOCIとして反映される。

12.9 予想信用損失と利息収益の関係

予想信用損失の認識に関するガイダンスと利息収益の認識に関するガイダンスには関連性がある(11章を参照)。下の図はその相互関係を表している。



12.10 バーゼル規制目的のモデルとの比較

IFRS 9.BC5.178, BC5.283

IASBは、多くの国・地域において、金融機関は規制目的で12ヶ月の損失率計算をすでに行っているため、それらの金融機関にとっては予想信用損失モデルの導入に伴うコストが削減できるであろうと指摘している。しかし、IASBはまた、IFRS第9号の規定に従うためには、これらの規制目的の測定値を調整する必要がある可能性があることも認めている。KPMGの経験では、規制目的のデータを利用してIFRS第9号の予想信用損失を計算しようと考えている金融機関は、以下の手法のいずれかを検討している。

- 予想信用損失を計算する起点として、規制目的のモデルのデータを使用する。
- 規制目的の計算方法を用いて、IFRSに従う数字に調整する(先進的内部格付手法(AIRB approach)を適用する銀行のみ以下を参照)。

バーゼル規制のもとでは、銀行は規制上の自己資本を計算するために、以下の異なる手法を適用することができる。

アプローチ	説明
標準的手法	銀行は、規制当局が規定するリスクウェイトを乗じた信用リスクアセットの額用いることが求められるため、規制上の計算を用いて、IFRS第9号の規定に準拠するデータを算出するには限界がある。
基礎的内部格付手法 (Foundation IRB approach ¹⁵ , FIRB)	銀行が内部モデルを用いてPDを見積り、規制当局がLGD及びEADを規定する。銀行は、規制上のPDの見積りに使用したデータ及びシステムに、IFRS第9号に準拠した計算が可能となる特定の調整を加えたうえで、会計上の計算に用いることができる可能性がある。
先進的内部格付手法 (Advanced IRB approach, AIRB)	銀行は、自己資本規制への対応のために内部開発したモデルを用いてPD、LGD、及びEADを計算することが認められる。これらの銀行は、既存のデータ、内部モデル及びシステムを用いてIFRS第9号の規定に従った予想信用損失の見積りを計算できる可能性が最も高い。ただし、それでも多くの調整が求められる。

下の表は、企業が規制上の自己資本の算定において先進的内部格付手法を用いていると仮定した場合の、バーゼル規制とIFRS第9号の規定のいくつかの主要な差異に関する概要である。

	IFRS第9号	バーゼルの枠組み
PD—見積期間	PDは資産によって、以下のいずれかの期間について測定される。 <ul style="list-style-type: none"> • 今後12ヶ月 • 金融商品の残存期間 	1つの推計値、すなわち今後12ヶ月のPDが用いられる。ただし、特定のケース(例:デフォルト率が特に低いポートフォリオ)については、有効な12ヶ月のPDを決定するために、複数の様々な期間のPDが考慮される場合がある。
PD—見積時点	PDの見積りは、報告日における現状及び将来予想される状況の評価に基づく「ポイント・イン・タイム」の測定となる。	PDの見積りは、「ポイント・イン・タイム」から「スルー・ザ・サイクル」までの範囲のいずれかに位置付けられる内部格付の方法に基づくことができる。いずれのケースであっても、見積りは過去の長期間にわたるデフォルト率の平均に基づくことになる。
LGD及びEADの観察期間	IFRS第9号は、計算に用いる過去データの収集について、観察期間に関する具体的な規定を設けていない。	LGD及びEADの最低観察期間は、個人向けエクスポージャーは5年、ソブリン、企業及び銀行向けエクスポージャーは7年である。
債務不履行の定義	IFRS第9号は「債務不履行」という用語を定義していない。それぞれの企業は、企業が信用リスクを管理する方法と整合するように債務不履行を定義することが求められ、その定義は、必要に応じて、定性的な指標(例:財務制限条項の違反)を考慮しなければならない。ただし、90日より長い期日超過日数を債務不履行の要件とすることを証明する、合理的かつ裏付け可能な情報を企業が有する場合を除き、期日経過が90日を超えると債務不履行が生じているとみなす、反証可能な推定が含まれている。	以下の2つの事象のいずれかが生じた場合は、債務不履行が生じている。 <ul style="list-style-type: none"> • 担保の回収のような企業の償還請求がなければ、債務者が債務を全額返済する可能性が低い。 • 債務者が重要な債務について90日より長い期日超過に陥っている。

15 「内部格付手法」は、バーゼル規制枠組みにおける内部格付に基づいた手法である。

	IFRS第9号	パーゼルの枠組み
計算の下限値	信用損失の計算において、下限値は規定されていない。	特定の種類のエクスポージャーに関するPD及びLGDの見積りは、規制上下限値が設定されている。
割引率	金融商品の種類によって、割引率は以下のとおり異なる。 <ul style="list-style-type: none"> POCI資産の割引率は、信用リスクを調整した実効金利 ローン・コミットメントの未実行部分及び金融保証契約の割引率は、通常、ローン・コミットメントの実行により生じた金融資産の割引きに用いる実効金利またはそれに近似する利率(12.4.5を参照) その他の金融資産の割引率は、実効金利、またはそれに近似する利率 	割引率は、加重平均資本コストまたは担保価値の変動について調整を行っている場合はリスクフリー金利に基づく。
担保	担保付き資産の予想キャッシュフローの見積りには、以下の(a)から(b)を控除した金額を反映する。 <p>(a) 担保権の行使によって生じる可能性のあるキャッシュフロー</p> <p>(b) 担保件の行使の可能性が高いか否かに関係なく、担保の取得及び売却のための費用</p>	企業は、LGDの推計にどのような担保でも織り込むことができるが、規制に整合するLGDのモデリング方法であることを裏付ける十分なデータを有していなければならない。担保価値の変動は調整される。
予想信用損失—計算のメカニズム	予想信用損失は、発生確率で加重平均した信用損失の見積りである。すなわち、キャッシュ不足額の現在価値である。キャッシュ不足額は、契約に基づいて支払われるキャッシュフローと予想受取キャッシュフローとの差額である。 <p>契約上のキャッシュフローの見積りでは、期限前償還、コール及び類似のオプションを考慮する。一般的には、予想信用損失が測定される最長の期間は、企業がリスクにさらされる契約上の最長期間である。ただし、リボルビングの与信枠は、それよりも長い期間が用いられる場合がある(12.4.3.2を参照)。</p>	予想信用損失は、EADに損失率(PD × LGD)を適用することにより算出される。 <p>EADは、与信枠の保有者が翌年債務不履行に陥ると仮定した場合に予想されるエクスポージャー残高である。将来の与信枠の実行に関する見積りも含まれるが;</p> <ul style="list-style-type: none"> FIRBを採用する銀行は、COF(現在は未実行であるが、債務不履行時に実行されることになる与信枠の割合)を通じて含まれる。 AIRBを採用する銀行は、企業の決定に基づいて含まれる。

	IFRS第9号	バーゼルの枠組み
信用損失の見積りのための経済上の仮定	予想信用損失の見積りは、偏りのない発生確率で加重平均した金額を反映し、起こりうる結果 (possible outcome) の範囲内で評価し決定する。最善または最悪のシナリオの見積りのいずれでもない。	予想信用損失は、景気後退期のLGD及びEADを反映する(すなわち、マクロ経済のストレス状況を考慮した値である)。

上の表は、潜在的な差異について説明したものである。実務では、以下のような多くの要因により差異の性質及び範囲は異なる。

- 企業の商品及び事業の性質
- 特定の国地域及び企業においてバーゼルの枠組みが実施されている方法
- IFRS第9号を導入する際に行った企業の決定

したがって、IFRS第9号に従った予想信用損失を決定するにあたって、規制目的のデータ、システム及びプロセスを活用することが極めて有効であるが、IFRSに準拠する情報に至るまでには、多大な作業が必要となる可能性が高い。

13 ヘッジ会計

IFRS 9.6

IFRS第9号には、ヘッジ会計をリスク管理とより整合させる新たな一般ヘッジの会計モデルが含まれている。この新たな会計モデルは、ヘッジ関係の種類またはIAS第39号に基づく非有効部分の測定及び認識の規定を根本的に変えるものではない。しかし、新たなモデルのもとでは、リスク管理目的で利用されているヘッジ戦略がより多くヘッジ会計の要件を満たす可能性がある。一般ヘッジ会計の新たな規定については、2013年12月に公表されたKPMGの刊行物「[IFRS最終基準書の初見分析: IFRS第9号\(2013年版\)ーヘッジ会計及び移行措置](#)」を参照のこと。

IFRS 9.6.5.8, 6.5.10, 6.7.2

IFRS第9号(2014年版)は、金融資産の新たな測定区分であるFVOCIの導入を反映して、IFRS第9号(2013年版)に当初含まれていたヘッジ会計規定に付随的改訂を加えている。これらの修正は、以下の項目のFVOCI資産への適用に関するガイダンスを提供している。

- 公正価値ヘッジの会計モデル
- 特定の信用エクスポージャーをFVTPLとして指定するオプション(上記のKPMGの刊行物のセクション4.4を参照)

IFRS第9号の強制適用日がこれ以上遅れることがないように、IASBはマクロヘッジ会計に関する審議を独立したプロジェクトとして分離した。IASBはマクロヘッジ会計の審議を継続しており、2014年4月にはディスカッション・ペーパー(DP 2014/01)「[ダイナミックリスク管理の会計処理: マクロヘッジのためのポートフォリオ再評価アプローチ](#)」を公表した。このディスカッション・ペーパーに関しては、「[IFRS最新提案の解説: ダイナミックリスク管理活動の会計処理](#)」で説明している。

IFRS 9.6.1.3, 7.2.21

マクロヘッジ会計プロジェクトが最終化されるまでは、IFRS第9号のヘッジ会計モデルは、金利リスクのポートフォリオ公正価値ヘッジに関するIAS第39号のガイダンスを引き継ぎ、また、新たな一般ヘッジの会計モデルではなくIAS第39号のすべてのヘッジ規定を継続して適用するという会計方針の選択が企業に認められる(15.2.4.1を参照)。

14 表示及び開示

14.1 表示

IAS 1.82

IFRS第9号によりIAS第1号「財務諸表の表示」が改訂され、包括利益計算書の純損益セクションまたは純損益計算書に以下を表す科目を表示することが要求される。

- 収益(実効金利法を用いて計算された利息収益を別個に表示する)
- 償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得及び損失
- IFRS第9号に従って算定された減損損失(戻入れを含む)
- 償却原価区分からFVTPL区分への金融資産の分類変更により生じた利得または損失
- 金融資産がFVOCI区分からFVTPL区分に分類変更される場合に、以前にOCIに認識されていた利得または損失累計額で、純損益に振り替えられる金額

考察一負の金利の表示

IFRS 9.B4.1.7A

金融資産または金融負債に係る金利が負の値となることがある。この負の金利をどのように表示するか(例: 資産に係る負の金利を純損益計算書の以下のいずれかの科目において表示することができるか)について疑問が生じている。

- 負の利息収益
- 利息費用
- その他の費用

IFRS解釈指針委員会は2013年1月にこの論点について審議を行った。しかし、委員会は結論に至らず、IASBがIFRS第9号の再審議を完了するまで見送ることを決定した。

IFRS第9号は極端な経済状況下では、金利が負の値となりSPPI要件(5.2.1を参照)を満たす可能性があることを認めているが、このような負の金利を純損益計算書においてどのように表示するかについてのガイダンスは提供していない。したがって、この論点は未解決である。

14.2 開示

14.2.1 概要

IFRS第9号によりIFRS第7号が改訂され、詳細な新規及び改訂された開示が導入される。このセクションでは、継続的に要求される分類及び測定規定に関連する開示(減損を含む)について解説している。移行措置に関する開示は15.3で解説している。ヘッジ会計に関する開示は、2013年12月に公表された「[IFRS最新基準書の初見分析: IFRS第9号\(2013年版\) - ヘッジ会計及び移行措置](#)」において解説している。このセクションはIFRS第7号によって要求されるすべての開示の一覧を含んでいないが、その代わりにIFRS第9号がもたらす主な変更点について重点的に説明している。

14.2.2 金融資産及び金融負債の分類及び測定

IFRS 7.8

現在適用されているIFRS第7号と同じように、IFRS第9号によって変更されたIFRS第7号のもとでも、企業は金融商品の各測定区分の帳簿価額を財政状態計算書または注記において開示することを要求される。IFRS第9号によって改訂されたIFRS第7号は、この開示の目的上の区分として以下を挙げている。

- FVTPLで測定する金融資産及び金融負債(以下を区分して表示する)
 - FVTPLで測定するものとして指定された金融資産及び金融負債
 - 強制的にFVTPLで測定される金融資産及び金融負債(5.1及び6.1-6.2を参照)
- 償却原価で測定する金融資産及び金融負債
- FVOCIで測定する金融資産(以下を区分して表示する)
 - 強制的にFVOCIで測定される金融資産(5.1.3を参照)
 - 当初認識時にこの区分に指定された資本性金融商品に対する投資(5.1.5を参照)

「FVTPLで測定するものとして指定された」区分は、当初認識時にこの区分に指定された金融資産と当初認識時または当初認識後にこの区分に指定された信用エクスポージャーの両方を含む¹⁶。

14.2.2.1 FVTPLで測定するものとして指定された金融資産または金融負債

IFRS 7.9

FVTPLで測定するものとして指定された金融資産(5.1.4を参照)について、企業は、現在適用されているIFRS第7号においてFVTPLで測定するものとして指定された貸付金及び債権に要求される信用リスクについての情報と同じ情報を開示することが要求される。

IFRS 7.10-10A

IFRS第9号は、FVTPLで測定するものとして指定された金融負債の開示を拡大し、企業が当該金融負債の信用リスクの変動による影響をOCIに表示することを要求される場合に以下の追加情報を含めることを要求している(6.2を参照)。

- 当期中の資本の中での利得または損失の累計額の振替(振替の理由を含む)
- 当期中に負債の認識の中止をした場合には、OCIに表示されている金額で、認識の中止により実現した金額

IFRS 7.11

IFRS第9号は、FVTPLで測定するものとして指定された金融負債についても開示を拡大し、以下の情報を含めることも要求している。

- 負債の信用リスクの変動による影響をOCIに表示することが、純損益における会計上のミスマッチを創出または拡大することとなるか否かを判断するために用いている方法の詳細な記述(10.2.1.2を参照)
- 企業が負債の信用リスクの変動による影響を純損益に表示する場合は、当該負債の信用リスクの変動による影響が、FVTPLで測定するその他の金融商品の公正価値の変動によって純損益において相殺されることが見込まれるような経済的関係の詳細な記述

14.2.2.2 FVOCIで測定するものとして指定された資本性金融商品への投資

IFRS 7.11A

企業が資本性金融商品に対する投資をFVOCIで測定するものとして指定した場合には(5.1.5を参照)、以下の事項を開示しなければならない。

- 資本性金融商品に対するどの投資を、FVOCIで測定するものとして指定したのか
- この指定を行った理由
- 報告日におけるこのような投資のそれぞれの公正価値
- 当期中に認識された配当(当期中に認識の中止が行われた投資の配当と、報告日現在で保有している投資の配当とを区分して表示)
- 当期中の資本の中での利得または損失の累計額の振替(振替の理由を含む)

16 信用エクスポージャーのFVTPLで測定するものへの指定については、2013年12月に公表された「IFRS最新基準書の初見分析:IFRS第9号(2013年版)ーヘッジ会計及び移行措置」のセクション4.4を参照のこと。

IFRS 7.11B

企業が、当期中にFVOCIで測定する資本性金融商品への投資について認識の中止を行った場合には、以下の事項を開示しなければならない。

- 当該投資を処分した理由
- 認識の中止の日現在の当該投資の公正価値
- 処分に係る利得または損失の累計額

14.2.2.3

分類変更

IFRS 7.12B-D

IFRS第9号は、金融資産の分類変更に関する以下の新たな開示規定を導入している。

分類変更の種類	開示が要求される期間	要求される開示
当報告期間または過去の報告期間におけるすべての分類変更	分類変更の期間及び分類変更後の期間	<ul style="list-style-type: none"> • 分類変更の日 • 事業モデルの変更の詳細な説明及びそれが企業の財務諸表に与える影響の定性的記述 • 各区分へ及び各区分から分類変更された金額
FVTPLから償却原価またはFVOCIへの分類変更	分類変更後、認識の中止までの各報告期間	<ul style="list-style-type: none"> • 分類変更の日において算定された実効金利 • 認識された利息収益
FVOCIから償却原価、あるいはFVTPLから償却原価またはFVOCIへの分類変更	当報告期間	<ul style="list-style-type: none"> • 報告日における当該金融資産の公正価値 • 当該金融資産が分類変更されていないか、かつ当該金融資産が分類変更されていなかったとした場合に当報告期間中に純損益またはOCIに認識されていたであろう公正価値利得または損失

14.2.2.4

その他の開示

IFRS 7.20, 20A

IFRS第9号は、IFRS第9号の測定区分と一致するようにIFRS第7号の収益、費用、利得または損失項目に関する開示規定を修正している。また、以下の開示規定を導入している。

- 償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた、純損益及びその他の包括利益計算書に認識された利得または損失の分析(それらの金融資産の認識の中止により生じた利得と損失とを区分して表示する)
- それらの金融資産の認識の中止を行った理由

14.2.3

信用リスク及び予想信用損失

14.2.3.1

一般原則

IFRS 7.35B, 35E

IFRS第9号は、新たな減損モデルが適用される金融商品の信用リスクについて、新たな開示規定を導入している。これらの開示は、信用リスクが将来キャッシュフローの金額、時期及び不確実性に与える影響について財務諸表利用者が理解するために十分なものでなければならない。

IFRS 7.35B, 35D, 35E

この目的を達成するために必要な開示及び検討

開示:	<ul style="list-style-type: none"> • 企業による信用リスク管理の実務、及びそれらが予想信用損失の認識及び測定とどのように関連しているかについての情報(予想信用損失の測定に際して用いた方法、仮定及び情報を含む) • 予想信用損失から生じる財務諸表上の金額を評価する際に用いる定量的及び定性的情報(予想信用損失の金額の変更及び変更された理由を含む) • 企業の信用リスクのエクスポージャーについての情報(信用リスクの著しい集中を含む)
検討:	<ul style="list-style-type: none"> • どの程度詳細に開示するか • 要求される開示のそれぞれに、どの程度の重点を置くか • 集約または分解の適切なレベル • 財務諸表利用者が開示された定量的情報を評価する際に、追加的な説明が必要か否か

IFRS 7.35A

損失引当金が常に残存期間にわたる予想信用損失と同額となる売掛債権、契約資産及びリース債権に適用される開示は軽減される。これらの資産に対して要求されない開示は、各セクションの中でハイライトされている。

IFRS 7.35C

最終基準書により要求される開示は、以下のいずれかで行う。

- 財務諸表
- 財務諸表と同じ条件で、同じ時期に入手可能となる他の報告書(財務諸表との相互参照を含める)

IFRS 7.IG20A-D

最終基準書は、以下の開示に関する設例を含んでいる。

- 損失引当金の変動の調整表
- 帳簿価額総額の著しい変動に関する説明(14.2.3.3.1を参照)
- 信用リスクのエクスポージャー及び集中に関する情報(14.2.3.4を参照)

考察—開示規定の拡大

IFRS第9号は信用リスク及び予想信用損失に関する多くの新たな開示規定を導入しており、その作成には多大な労力が求められる。これらの中には詳細な開示を求めるものもあり、多くの量の情報を財務諸表に追加することになる場合がある。また、IFRS第7号の規定は他の規定と重複することがある(例: 2012年10月に開示強化タスクフォース(Enhanced Disclosure Task Force, EDTF)が公表した報告書「銀行のリスク開示の改善(Enhancing the Risk Disclosures of Banks)」¹⁷ において推奨された開示)。

企業は、財務諸表利用者が容易に情報を識別し理解できるようにするための表示方法を検討する必要がある。これは、IFRS第9号の導入プロジェクトにおいて、開示規定(特にどのように開示目的を満たすかについてプロジェクトの早い段階で戦略的な判断を行うこと)に相当の重点を置く必要があることを意味すると考えられる。

17 [IFRS IN THE HEADLINES 第2014/14号「財務報告書におけるリスク開示の改善」](#)を参照のこと。

14.2.3.2 信用リスク管理の実務**14.2.3.2.1 一般原則***IFRS 7.35F, B8A–B*

企業は信用リスク管理の実務、及びそれらが予想信用損失の認識及び測定とどのように関連しているかについて説明することが要求される。この目的を達成するためには、財務諸表利用者が以下の事項について理解し評価することが可能となるような情報を開示しなければならない。

- 金融商品の信用リスクが当初認識後に著しく増加したか否を企業がどのように判断しているか（以下に関する判定及び判定の方法を含む）
 - 金融商品の信用リスクが低いとみなされるか否か（12.3.4.3を参照）（低い信用リスクに関する例外規定が適用される金融商品の種類を含む）
 - 契約上の支払期日を30日超延滞している金融資産の信用リスクは著しく増加しているという仮定（12.3.4.4を参照）が反証されたか否か
- 異なる金融商品に関する企業の債務不履行の定義（そのような定義を選択した理由）
- 予想信用損失がグループ単位で測定される場合に、金融商品をどのようにグループ化するか（12.4.8を参照）
- 企業はどのように金融資産の信用が毀損していると判断するか（12.6.1を参照）
- 企業の直接償却の方針（回収が合理的に見込めないという指標を含む）
- 条件変更の規定（12.3.4.6を参照）をどのように適用したか（以下を含む）
 - 残存期間にわたる予想信用損失に係る引当金の計上対象となっている時に条件変更された金融資産の信用リスクが、引当金の測定を12ヶ月の予想信用損失に戻す程度にまで改善しているか否かの判断方法
 - これらの資産に係る損失引当金の測定を、残存期間にわたる予想信用損失の測定に戻す程度を監視する方法

考察—信用リスクの著しい増加を識別するために必要な判断

金融資産の信用リスクの増加が著しいか否かの判断は、最終基準書における重要な判断の分野の1つであり、また、信用損失引当金の全体的な規模を決定付ける重要な要素の1つでもある。したがって、どのように判断を行ったかについて明確に説明することは極めて重要である。

14.2.3.2.2 予想信用損失の計算*IFRS 7.35G, B8C*

企業は、以下を行う際に用いたインプット、仮定及び見積技法について説明しなければならない。

- 12ヶ月の予想信用損失及び残存期間にわたる予想信用損失の見積り
- 金融商品の信用リスクが当初認識後に著しく増加したか否かの判定
- 金融資産の信用が毀損しているか否かの判定

この説明には、以下の事項が含まれる。

- インプット及び仮定の基礎
- 予想信用損失の算定において将来予測の情報をどのように織り込んでいるか（マクロ経済情報の利用を含む）
- 当報告期間における見積技法または重要な仮定の変更、及びこのような変更の理由

考察—予想信用損失の計算へのインプットに関する開示

この開示は本質的に定性的であるが、IFRS第7号における現行の規定を超えている。企業は、必要な情報を収集し有用な開示となるように集約する方法を決定するために、多大な労力を必要とする可能性がある。

14.2.3.3

予想信用損失から生じる金額

14.2.3.3.1

調整表

IFRS 7.35H, B8E

企業は、金融商品の種類ごとに、減損損失引当金の期首残高から期末残高への調整表を開示することが要求される。調整表は、以下の商品について、資産に係る損失引当金と金融保証やローンコミットメントに係る引当金とで別個に作成し(ただし、一緒に表示する場合もある(12.8.2を参照))、当期中の変動を表示する。

- 12ヶ月の予想信用損失が認識される商品
- 残存期間にわたる予想信用損失が認識される商品(以下を区分して表示する)
 - 信用が毀損していない金融商品
 - 報告日において信用が毀損しているが、POCI資産ではない金融資産
 - 損失引当金を常に残存期間にわたる予想信用損失とする売掛債権、契約資産またはリース債権
- POCI資産

IFRS 7.B8D

企業はまた、調整表において開示した損失引当金の変動について説明しなければならない。

IFRS 7.35I

調整表はまた、当期中の個々の金融商品の帳簿価額総額の著しい変動がどのように損失引当金の変動に影響を及ぼしたかを説明することによって補足される。この説明には、関連する定性的情報及び定量的情報を含める必要がある。以下は、このような変動の例である。

- 金融商品の組成または取得
- 認識の中止をもたらさない契約上のキャッシュフローの変更(11.5を参照)
- 認識の中止(直接償却を含む)
- 12ヶ月の予想信用損失から残存期間にわたる予想信用損失への測定区分の変更(その逆も含む)

考察 – 調整表

IFRS 7.35I, BC48Q-S

現在適用されているIFRS第7号は、企業が引当金を用いて減損を認識している場合には、金融資産の種類ごとに引当金の変動についての調整表を開示することを要求している。ただし、IFRS第7号は、金融資産の帳簿価額総額の変動の開示は要求していない。IFRS第9号によるIFRS第7号の付随的改訂で、現行の規定の他に多くの規定がIFRS第7号に追加され、必要なデータを収集するのに多大な労力が必要となる可能性がある。

IASBは、帳簿価額総額の調整表を別個に開示することに関するコストは大きいというフィードバックを財務諸表作成者から受け取った。他方で、財務諸表利用者は、調整表によって企業の金融資産ポートフォリオの透明性は大きく改善するという見方を一貫して強く示している。双方の懸念に対処するために、IASBは2013年の減損に関する公開草案において提案された開示規定を簡素化し、損失引当金の変動に影響を与えるような帳簿価額総額の変動の重要な要素のみに焦点を当てることを決定した。

IASBはまた、最も目的適合性のある有用な情報は、通常、総額で変動を開示することによってもたらされるが、一定の状況下では(または、一定の種類金融資産については)、純額での開示がより有用な場合もあることを認めた(例:減損の測定に関する一般的なアプローチに基づいて会計処理される売掛債権(12.7.1を参照))。純額での表示は、短期の商品に関しても有用である(例:短期間で組成され、全額が返済されるクレジット・カード及び当座貸越)。

14.2.3.3.2

条件変更

IFRS 7.35J

以下の開示は、残存期間にわたる予想信用損失に対する引当金の対象となっている時に条件変更したが、認識が中止されていない金融資産に関して要求される。

条件変更した期間に要求される開示	認識が中止されるまで要求される開示
<ul style="list-style-type: none"> 条件変更前の償却原価 条件変更に係る利得または損失(純額) 	<ul style="list-style-type: none"> 報告期間において引当金の測定を12ヶ月の予想信用損失に変更した金融資産の報告日における帳簿価額総額

IFRS 7.35A

これらの開示規定は、残存期間にわたる予想信用損失が常に認識される売掛債権、契約資産及びリース債権についても、支払期日を30日超延滞している時に条件変更した場合には適用される。

考察—条件変更に係る利得または損失(純額)

IFRS第9号は「条件変更に係る利得または損失(純額)」という用語を定義していない。したがって、この金額を計算する方法は明確化されていない。すべての条件変更に係る利得及び損失の合計額(純額)を意味する可能性もある(11.5.2を参照)。他のアプローチとして、各資産の条件変更に係る利得または損失(条件変更によって生じる減損引当金の変動を控除後)を計算する(すなわち、その資産の償却原価の変動に基づく)方法もありうる。

考察—資産の条件変更

IFRS第7号の改訂は以下の場合に条件変更された資産(特定の売掛債権、リース債権、及び契約資産を除く)について開示することを要求している。

- 残存期間にわたる予想信用損失に係る引当金の対象となっている時に条件変更した場合
- 報告期間において、予想信用損失の測定を12ヶ月の予想信用損失に変更した場合

当報告期間に予想信用損失の測定を12ヶ月の予想信用損失に変更したか否かを確認するために、認識が中止されるまでのすべての期間について上記のような資産をモニターすることは、大きな負担となる可能性がある。

考察—条件変更に関する開示

条件変更した金融資産に関する開示(14.2.3.2.1を参照)は、IFRS第7号第B5(g)項における現行の規定を拡大するものである。最近、規制当局はこの分野の開示に焦点を当てている(特に、銀行による条件変更等の実務)¹⁸。したがって、銀行は、新たな開示に利用できる情報をすでに収集している可能性がある。

14.2.3.3.3

担保

担保についての開示は、IFRS第9号の減損引当金が適用される金融資産と、適用されない金融資産(例: FVTPLで測定される金融資産)とで異なる。

IFRS 7.36(a)–(b)

IFRS第9号の減損に関する規定の対象とならない金融商品についての開示は、IFRS第9号の適用後も、IFRS第7号ですべての金融商品について現在要求されている開示と同様である。

IFRS 7.35A, 35K

IFRS第9号の減損に関する規定の対象となる金融商品について、IFRS第9号による改訂後のIFRS第7号は、担保及びその他の信用補完に関する修正された開示規定を含んでいる。これらの開示の目的は、担保及びその他の信用補完が予想信用損失から生じる金額に及ぼす影響について、財務諸表利用者が理解できるようにすることである。開示は金融商品の種類ごとに行い、以下の事項を含む必要がある。

- 報告日における信用リスクに対する企業の最大エクスポージャーを、保有する担保またはその他の信用補完は考慮に入れずに、最も良く表す金額
- リース債権以外の、以下を含む保証として保有する担保及びその他の信用補完の説明
 - 保有する担保の性質と質についての記載
 - 報告期間における担保の質の悪化による担保の質の著しい変化または企業の担保に関する方針の変更に関する説明
 - 担保があることにより企業が損失引当金を認識していない金融商品に関する情報
- 報告日において信用が毀損している金融資産について、保有している担保及びその他の信用補完に関する定量的情報(例: 担保及びその他の信用補完が信用リスクを低減する程度を定量化したもの)

IFRS 7.B8F

修正された開示規定において、企業は担保の公正価値及びその他の信用補完に関する情報の開示を要求されない。また、予想信用損失の計算に含まれた担保の正確な価値(すなわち、不履行時損失率)を定量化することも要求されない。

IFRS 7.B8G

担保及び担保が予想信用損失に及ぼす影響の説明には、以下についての情報が含まれる可能性がある。

- 保有する担保及びその他の信用補完の主な種類(例: 保証、信用デリバティブ及びその他の契約)
- 保有する担保及びその他の信用補完の量、並びに損失引当金の観点からみたそれらの重要性
- 担保及びその他の信用補完を評価及び管理するための方針並びにプロセス

18 欧州証券市場監督機構(ESMA)が2012年12月に公表した公式文書について説明している[IFRS IN THE HEADLINES 第2012/25号「ESMAが公式文書『金融機関のIFRS財務諸表における条件変更等の実務の取扱い』を公表」](#)、開示の品質に関するESMAの優先事項及び提言並びに開示強化タスクフォース(Enhanced Disclosure Task Force, EDTF)報告書の27の提言について説明している[IFRS IN THE HEADLINES 第2013/17号「欧州証券市場監督機構\(ESMA\)が公式声明『欧州内で共通する2013年財務諸表の優先事項』を公表」](#)及び[IFRS IN THE HEADLINES 第2013/18号「欧州証券市場監督機構\(ESMA\)が金融機関の開示の品質改善に関する提言を公表」](#)を参照のこと。

- 担保及びその他の信用補完の取引相手先の主な種類及び信用度
- 担保及びその他の信用補完におけるリスクの集中についての情報

考察－担保についての開示

IFRS 7.36(b), BC48AA

IFRS第7号第36(b)項(現行の規定及びIFRS第9号によって改訂された規定の両方)は、担保及びその他の信用補完の財務的影響を開示することを要求している。IFRS第7号は、企業が「財務的影響」という用語を実務上どのように適用すべきか(例:担保の財務的影響について、どのような場合に定量的開示ではなく定性的開示を行うことが適切か)について明確にしていない。

IFRS第9号の減損に関する規定の対象となる金融商品に対して適用される担保についての新しい開示規定は、以下を明記している。

- 定性的情報の開示はすべての金融商品について要求される。
- 定量的情報の開示は報告日において信用が毀損している金融資産についてのみ要求される。

また、新たな開示規定は、担保の公正価値に関する情報を開示する必要がないことを明確にしている。

考察－信用リスクに対する最大エクスポージャーの開示

IFRS 7.35K(a), 36(a)

信用リスクに対する最大エクスポージャーの開示は、通常、IFRS第7号(IFRS第9号による改訂後)の適用範囲にあるすべての金融商品に対して要求される。しかし、IFRS第9号の減損に関する規定が適用されない金融商品で、かつその帳簿価額が信用リスクに対する最大エクスポージャーを最も良く表している場合には、この開示は要求されない。

これは、IFRS第9号による改訂前のIFRS第7号の規定とは異なるものである。改訂前の規定では、この開示は、金融商品が減損に関する規定の対象であるか否かにかかわらず、その帳簿価額が信用リスクに対する最大エクスポージャーを最も良く表す場合には、要求されなかった。

14.2.3.3.4

直接償却された資産

IFRS 7.35L

企業は、報告期間において直接償却されたものの依然として回収活動の対象となっている金融資産の契約残高を開示する。

14.2.3.3.5

POCI資産

IFRS 7.35H(c)

POCI資産については、14.2.3.3.1に記載された調整表に加えて、企業は、報告期間において当初認識された金融資産に関する当初認識時の割引前の予想信用損失の総額を開示する。

14.2.3.4

信用リスク・エクスポージャー

IFRS 7.35M, B8I

財務諸表利用者が企業の信用リスク・エクスポージャーを評価することができるように、また、著しい信用リスクの集中について理解することができるようにするために、企業は信用リスクの等級別の格付け(credit risk rating grades)ごとに(または、信用リスクの著しい増加を評価するために企業が延滞情報のみを用いている場合には、延滞状況ごとに(12.3.4.4を参照))以下の情報を開示しなければならない。

- 金融資産の帳簿価額総額
- ローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクのエクスポージャー

IFRS 7.35M

この情報は、以下の項目ごとに開示しなければならない。

- 12ヶ月の予想信用損失に対する引当金が認識される金融資産
- 残存期間にわたる予想信用損失に対する引当金が認識されるが、信用が毀損していない金融資産
- 報告日において信用が毀損しているが、POCI資産ではない金融資産
- POCI資産
- 残存期間にわたる予想信用損失が常に認識される売掛債権、契約資産及びリース債権

IFRS 7.B8I

開示で利用する信用リスクの等級別の格付けの数は、信用リスク管理目的で主要な経営陣に報告される格付けの数と一致していなければならない。

IFRS 7.35N

残存期間にわたる予想信用損失が常に認識される売掛債権、契約資産及びリース債権について、この開示は、引当金マトリックスに基づいて行われることがある(12.7.3.3を参照)

IFRS 7.B8J

予想信用損失をグループ単位で測定する場合(12.4.8を参照)、企業は帳簿価額総額(またはエクスポージャー)を残存期間にわたる予想信用損失が認識される信用リスクの格付けに配分できないことがある。そのような場合には、企業は以下を行う。

- 信用リスク格付けに直接配分することができる金融商品についての上記の開示を提供する。
- 残存期間にわたる予想信用損失がグループ単位で測定される金融商品の帳簿価額総額を別個に開示する。

IFRS 7.B8H

信用リスクの集中は、多数の取引相手先が1つの地理的地域に所在しているか、類似の活動に従事し類似の経済的特徴を有することで、契約上の義務を果たす能力が経済的状況またその他の状況の変更に同じように影響を受ける場合に生じる。

考察—リスク特性の開示

新たな開示規定は詳細にわたるものであり、情報入手には負担がかかる。

一部の企業は、リスク管理目的または規制報告目的(例: パーゼル委員会の第3の柱(Pillar 3)の開示または共通報告様式(Common reporting, COREP)に関する欧州銀行監督機関のガイダンスの目的)で類似のデータを、すでに入手している可能性がある。そのような企業にとっては、これらの開示規定の適用による負担は小さいと考えられる。ただし、そのような企業は、規制報告目的で必要となるデータと新たな開示規定によって要求されるデータの違いを識別するために、労力を費やすことになる。

14.2.3.5

顧客との契約から生じる減損損失

IFRS 15.113(b)

IFRS第15号は、顧客との契約から生じる売掛債権または契約資産に対して認識される減損損失をその他の減損損失と区別して開示することを要求している。

15 適用日及び移行措置

15.1 概要

IFRS 9.7.1.1

IFRS第9号は2018年1月1日以降開始する会計年度に適用される。早期適用は認められる。早期適用する企業は、その旨を開示する。

IFRS 9.7.1.2, 7.2.21,
7.2.27–28, 7.3.2,
BCE.210

企業がIFRS第9号を早期適用する場合は、当該基準書の規定のすべてを同時に適用することが要求される。この原則には以下の3つの例外がある。

- 2018年1月1日の強制適用日まで、企業はIFRS第9号(2010年版)により導入された自己の信用に関する規定(6.2を参照)を、他のIFRS第9号の規定を適用することなく、単独で早期適用することが認められる。このオプションを選択した企業は、その旨を開示し、FVTPLで測定するものとして指定した金融負債に係る開示を継続的に提供する(14.2.2.1を参照)。
- 企業が最終基準書を初めて適用する場合、マクロヘッジ会計のプロジェクトが完了するまでは、IFRS第9号ではなく、IAS第39号のヘッジ会計に関する規定を引き続き適用することを選択することができる(15.2.4を参照)。
- 過去のバージョンのIFRS第9号から順次適用する場合には、特別な規定に従う(15.2.4を参照)。

本章では、すでにIFRSによる財務諸表を作成している企業を対象とする、2014年に公表されたIFRS第9号(本章ではIFRS第9号(2014年版)と呼ぶ)の移行措置について検討する。IFRSの初度適用企業の移行措置については、15.4において説明している。

考察—「自己の信用リスク」に関する新たな規定の早期適用

IFRS 9.BC7.35–40

IFRS第9号の強制適用日が¹⁹、IFRS第9号(2010年版)の公表以降に数回にわたって延期されたため、IASBは、自己の信用リスクに関する規定の単独での早期適用を容認することを決定した。この決定は、特に銀行によって歓迎される可能性がある。

IFRS第9号への移行に際して、企業は以下の基準書の規定に従わなければならない。

基準書	移行措置	セクション
IFRS第9号「金融商品」	<ul style="list-style-type: none"> • 最終基準書の当初適用に関する適用日及び一般的な移行措置 • 分類及び測定、減損、並びにヘッジ会計に関する特定の移行措置¹⁹ 	15.2.1
		15.2.2
		15.2.3
		15.2.4
IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更、誤謬」	<ul style="list-style-type: none"> • 新たな基準書の遡及適用に関する一般的なガイダンス 	15.2.1
		15.2.3.1
		15.3
		15.4
IFRS第7号「金融商品：開示」	<ul style="list-style-type: none"> • 企業がIFRS第9号を初めて適用する場合に適用される開示規定 	15.3
IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」	<ul style="list-style-type: none"> • IFRS第9号に基づく財務諸表を初めて作成する初度適用企業の規定 	15.4

19 この論点についての詳細な説明は、2013年12月に公表されたKPMGの刊行物「IFRS最終基準書の初見分析：IFRS第9号(2013年版)―ヘッジ会計及び移行措置」を参照のこと。

15.2 移行措置

15.2.1 一般的な原則

IFRS 9.7.2.1, IAS 8.22 IFRS第9号の一般的な原則は、IAS第8号に基づく遡及適用に関するものである。遡及適用とは、新たな規定があたかも過去からずっと適用されていたかのように、それらの規定を取引、その他の事実及び状況に適用することをいう。

15.2.1.1 一般的な原則の例外

IFRS 9.7.2.15, 7.2.20 IFRS第9号は、減損を含む分類及び測定に関する規定の完全遡及適用について、特定の例外規定を含んでいる。これらは比較情報の修正再表示に関する規定の適用除外を含んでおり、企業が6.2に記載されている自己の信用に関する規定を単独で早期適用する場合にも適用される(15.1を参照)。企業が過年度の情報を修正再表示しない場合は、過年度の帳簿価額と適用開始日が含まれる年次報告期間の期首の帳簿価額との差額を、適用開始日が含まれる年次報告期間の期首利益剰余金(または、該当があれば、他の資本の構成要素)において認識する。事後的判断を用いずに過年度の修正再表示が可能である場合にのみ、修正再表示を行うことが容認される。企業が過年度の修正再表示を行う場合は、新たな基準書のすべての規定が、修正再表示後の財務情報に反映されなければならない。

IFRS 9.7.2.22, 7.2.26 IFRS第9号のヘッジ会計に関する規定は通常、将来に向かって適用され、例外は限定的である。特に比較情報は、遡及適用されるヘッジ会計の特定の要素に関して、修正再表示しなければならない可能性がある([「IFRS最終基準書の初見分析:IFRS第9号\(2013年版\)ーヘッジ会計及び移行措置」](#)のセクション12.2を参照)。

IFRS 9.7.2.1 IFRS第9号は適用開始日に認識が中止されていた金融資産または金融負債には適用されない(15.2.1.2を参照)。したがって、IFRS第9号の適用を反映して企業が比較情報を修正再表示する場合であっても、適用開始日より前に認識が中止された金融資産及び金融負債に関する情報は、引き続きIAS第39号に従って報告される。

15.2.1.2 適用開始日(Date of initial application)

IFRS 9.7.2.2 移行措置は適用開始日に言及している。適用開始日とは、企業がIFRS第9号を初めて適用する報告期間の期首である。IFRS第9号(2014年版)の適用開始日は、当基準書の公表日以後(すなわち、2014年7月24日以後)でなければならない。

IFRS 9.7.2.3-5, 7.2.8-10 適用開始日の特定は、IFRS第9号を適用する際に必要となるいくつかの評価に影響を及ぼす。以下はその例である。

- 金融資産が保有される事業モデルの目的の評価(15.2.2.1を参照)
- トレーディング目的保有ではない資本性金融商品への投資のFVOCIへの指定(15.2.2.3を参照)
- 金融資産または金融負債のFVTPLへの指定または指定解除(15.2.2.5を参照)
- 金融負債の信用リスクの変動の影響をOCIに表示することによって、純損益における会計上のミスマッチが創出または拡大されるか否かの評価(15.2.2.6を参照)

15.2.2 分類及び測定に関する移行措置

IFRS第9号は以下の項目に関する特定の移行措置を含んでいる。

分類	測定
<ul style="list-style-type: none"> 事業モデルの評価 SPPI要件の評価 資本性金融商品への投資 自己使用契約(own-use contracts)の指定 公正価値オプションの指定 FVTPLに指定された負債に係る自己の信用リスク 	<ul style="list-style-type: none"> 混合契約 実効金利法 市場価格のない資本性金融商品への投資

15.2.2.1 事業モデルの評価

IFRS 9.7.2.3

IFRS第9号を適用する際に、企業は、その金融資産が保有されている事業モデルの性質を評価し、償却原価またはFVOCIによる測定の要件を満たしているか否かを判断する。遡及適用の例外として、この評価は適用開始日の事実及び状況に基づいて行う。企業は過年度に適用していた事業モデルを考慮する必要はない。評価の結果による分類は、過年度の事業モデルに関係なく、遡及適用される。

15.2.2.2 SPPI要件の評価

IFRS 9.7.2.4, 7.2.5,
IFRS 7.42R-S

企業は、金融資産の当初認識時に存在する事実及び状況に基づいてIFRS第9号のガイダンスを適用することにより、SPPI要件が満たされているか否かを評価する。

例外規定	内容
修正された貨幣の時間価値の要素	金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいて修正された貨幣の時間価値の要素を評価することが実務上不可能である場合(5.2.2.1を参照)には、契約上のキャッシュフローの評価は、貨幣の時間価値要素の修正に関連する規定を考慮に入れずに行う。
期限前償還特性の公正価値の重要性	金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいて期限前償還特性の公正価値が重要であったか否かを評価することが実務上不可能である場合(5.2.3.1を参照)には、契約上のキャッシュフローの評価は5.2.3.1における特定の期限前償還特性に関する例外規定を考慮に入れずに行う。

企業が上記の例外規定を適用する場合、認識の中止が行われるまで、関連する資産の帳簿価額を開示する(15.3.1.2を参照)。

考察—当初認識時のSPPI要件の評価が実務上不可能な場合の例外規定

IFRS 9.BC7.55–56

IASBは、「一般的な債券」または「通常の貸付金」とみなされる一部の金融資産がSPPI要件を満たさないとするIFRS第9号(2009年版)に対して生じた懸念に対処するために、「修正された貨幣の時間価値」の概念を取り入れた。またIASBは、例外規定がなければSPPI要件を満たすことのない特定の期限前償還が可能な金融資産について、限定的な例外規定を設けることを決定した。

上記で説明したとおり、新たな基準書は実務上不可能な場合についての例外規定を含んでいる。この例外規定は、当初認識時に、修正された貨幣の時間価値の要素及び期限前償還特性の公正価値の重要性に関してSPPI要件を評価する場合に利用することができる。この例外規定を適用することによりSPPI要件はより限定的に適用されることになり、以下の理由でSPPI要件を満たさなくなる可能性がある。

- 修正された貨幣の時間価値の要素について、修正された経済的関係の概念を考慮に入れずに評価する。IASBは、このことは、企業がIFRS第9号(2009年版)のガイダンスを適用することになることを意味すると指摘している。IFRS第9号(2009年版)の第B4.1.13項におけるガイダンスは、金融資産の金利期間と金利更改期間のミスマッチは通常、SPPI要件を満たさないことを示している。
- 期限前償還特性は、5.2.3.1に記載されている例外規定を考慮に入れずに評価する。この例外規定は、例外規定がなければSPPI要件が満たされない場合に限り適用できる。

ただし、IAS第39号に基づく組込デリバティブに関する規定が適用されていたため、多くのケースにおいて実務上不可能な場合は当初認識時に期限前償還特性の公正価値の重要性を評価しなくてもよいという例外規定には該当しない可能性がある。すなわち、5.2.3.1の例外規定の適用対象となる期限前償還特性は、IAS第39号に基づいて組込デリバティブとしてFVTPLによる区分処理が要求されていた可能性が高く、当初認識時の公正価値の重要性は以前に検討されていたと考えられる。

考察—契約上リンクしている商品

IFRS 9.B4.1.21(c)

契約上リンクしている商品(トランシェ)がSPPI要件を満たすためのひとつの条件は、当該トランシェの信用リスクに対するエクスポージャーが金融商品の原資産プールの信用リスクに対するエクスポージャーと同等またはそれ以下となることである(5.2.6を参照)。

この評価の遡及適用に、例外規定はない。したがって、評価は、適用開始日ではなく、当該金融商品への投資の当初認識日に存在していた事実及び状況に基づいて行われなければならない。

15.2.2.3

資本性金融商品への投資

IFRS 9.7.2.8

適用開始日に、企業はトレーディング目的で保有していない資本性金融商品への投資の公正価値の変動をOCIに表示することを選択する可能性がある。企業は適用開始日に存在する事実及び状況に基づいて、この選択を行う。

考察—資本性金融商品への投資

IFRS 9.5.7.5, B7.2.1

移行時に資本性金融商品への投資に係る公正価値の変動をOCIに表示するオプションが適用できるかを評価するために、企業は、当該資産が適用開始日に取得されていたかのようにトレーディング目的で保有されているか否かを判断する。したがって、適用開始日にトレーディング目的保有の定義を満たさない場合には、取得日にトレーディング目的保有に区分されていた資本性金融商品への投資に係る公正価値の変動をOCIに表示するという選択が可能であると考えられる。

15.2.2.4

自己使用契約の指定

考察－自己使用契約の指定

IFRS 9.2.4-5

IFRS第9号のもとでは、自己使用の例外規定を満たす契約(3章を参照)は契約開始時にFVTPLで測定するものとして指定することができる。この指定は、会計上のミスマッチを解消または大幅に削減するために必要である場合に行われる。この公正価値オプションは、2013年に公表されたIFRS第9号(IFRS第9号(2013年版))の一部として初めて公表された。その際、IAS第39号に第5A項を追加する方法が取られたが、これは、IFRS第9号(2013年版)の適用範囲がIAS第39号を参照していたことによる。IFRS第9号(2013年版)はまた、IAS第39号に第108E項を追加することによって、以下の移行に関する規定も含んでいた。

「IFRS第9号(2013年11月改訂版)によって第5A項が追加された。第5A項が初めて適用される場合、企業は同日にすでに存在する契約に関して、すべての類似する契約を同時に指定する場合にのみ、この指定を行うことが認められる。こうした移行時の指定によって生じる純資産の変動は、利益剰余金の調整として認識される。したがって、この会計処理は遡及適用されない。」

IFRS第9号(2014年版)はIAS第39号の第5A項を削除し、新しい自己使用の公正価値オプションをIFRS第9号第2.5項として追加している。IFRS第9号(2014年版)はまた、IAS第39号の第108E項も削除しているが、これに代わる経過措置をIFRS第9項に追加していない。移行措置が追加されない場合、IAS第39号第108E項において認められていた移行時の既存の契約の指定は、IFRS第9号(2014年版)を適用する既存のIFRS財務諸表作成者は利用できない可能性がある。

この論点はIFRSの初度適用企業には該当しない。なぜなら、IFRS第9号(2014年版)はIFRS第1号第D33項における同様の移行に関する例外規定を維持しているためである(15.4を参照)。

15.2.2.5

公正価値オプションの指定

IFRS 9.7.2.8-10

金融資産及び金融資産の公正価値オプションは、適用開始日における事実及び状況に基づいて再検討することができる。下表は、適用開始日の金融資産及び金融負債の公正価値オプションに関する移行措置を示している。

金融資産		IFRS第9号への移行時	
		会計上のミスマッチの削減に基づく公正価値オプションの適格要件	
IAS第39号	IAS第39号に基づく公正価値オプション	適用開始日に満たす	適用開始日に満たさない
	指定しない。	指定が認められる。	指定はできない。
	会計上のミスマッチの削減に基づいて指定する。	以前の指定は取り消すことができる。	以前の指定は取り消さなければならない。
	金融資産グループが公正価値ベースで管理されているという要件に基づいて指定する。	以前の指定は取り消さなければならない。	以前の指定は取り消さなければならない。
金融資産に組込デリバティブが含まれているという要件に基づいて指定する。	新たな指定が認められる。	新たな指定は認められない。すなわち、IFRS第9号の一般規定及び適用開始日の事業モデルに基づいて分類する。	

金融負債		IFRS第9号への移行時			
		会計上のミスマッチの削減に基づく 公正価値オプションの適格要件		公正価値ベースで 管理されている 負債、または組込 デリバティブを 含んでいる負債	
IAS 第 39 号	IAS第39号に基づく 公正価値オプション	適用開始日に 満たす	適用開始日に 満たさない		
		指定しない。	指定が認められる。	指定はできない。	指定はできない。
		会計上のミスマッチの削減に基 づいて指定する。	以前の指定は取り 消すことができる。	以前の指定は取り 消さなければならない。 い。	指定はできない。
		金融負債グループが公正価値 ベースで管理されているという 要件に基づいて指定する。 金融負債に組込デリバティブが 含まれているという要件に基 づいて指定する。	以前の指定を取り消すことは認められない。		

15.2.2.6

FVTPLで測定するものとして指定された負債に係る自己の信用リスク

IFRS 9.7.2.14

移行時に、企業は、金融負債の信用リスクの変動による影響をOCIに表示することによって純損益における会計上のミスマッチが創出または拡大されるか否かについて評価する(6.2.1を参照)。この評価はIFRS第9号の適用開始日に存在する事実及び状況に基づいて行う。この会計処理は、遡及適用される。

15.2.2.7

混合契約

IFRS 9.7.2.6-7

混合商品が非デリバティブである主契約とIAS第39号に基づく組込デリバティブとに区分処理することを要求されていた場合、比較期間の当該混合商品の公正価値は測定されていなかった可能性がある。このような混合商品がIFRS第9号のもとでFVTPLにより測定される場合、各比較期間の末日における混合商品全体の公正価値は同日の混合商品の構成要素の公正価値の合計とみなされる(7.1を参照)。

適用開始日において、企業は混合商品全体の公正価値と混合商品の構成要素の公正価値の合計との差額を当報告期間の期首利益剰余金(または、該当があれば、他の資本の構成要素)に認識する。

15.2.2.8

実効金利法

IFRS 9.7.2.11, IAS 8.5

特定の金融商品に実効金利法を遡及適用することは実務上不可能である場合がある(11章を参照)。このような場合、適用開始日の金融商品の公正価値は、同日における新たな帳簿価額総額(資産の場合)または償却原価(負債の場合)として会計処理される。企業がIFRS第9号に基づいて比較期間の修正再表示を行った場合、各比較期間の末日における公正価値も同様に、同日における帳簿価額総額または償却原価として会計処理される。

考察一過年度に分類変更した金融資産

IAS第39号に基づいて、企業は金融資産を公正価値測定区分(トレーディング目的保有または売却可能)から償却原価区分(貸付金及び債権)に分類変更した可能性がある。当該企業はこの金融資産を公正価値区分に分類変更したため、この公正価値が新しい償却原価となった。IFRS第9号への移行時には、通常、IFRS第9号に基づく新しい分類が常に適用されていたかのように、分類及び測定に関する規定を遡及適用することが求められる。

したがって、このような過年度に分類を変更した金融資産が、IFRS第9号に基づいて償却原価またはFVOCIの測定区分に分類される場合は、IAS第39号に基づく測定を引き継ぐのではなく、この資産が常に償却原価またはFVOCIで測定されていたと仮定して帳簿価額総額を再計算しなければならない(上述の実務上不可能な場合の例外規定の対象となる)。

15.2.2.9**相場価格のない資本性金融商品への投資***IFRS 9.7.2.12-13*

遡及適用に関するその他の例外として、過年度に取得原価で測定されていた相場価格のない資本性金融商品への投資または関連するデリバティブは、適用開始日に公正価値で測定されることになる。当該金融商品の適用開始日の公正価値と過年度の帳簿価額との差額は、適用開始日が含まれる報告期間の期首利益剰余金(または、該当があれば、他の資本の構成要素)の調整として認識する。したがって、適用開始日以後の公正価値の変動のみが純損益またはOCIに認識される。

15.2.3**減損に関する移行措置***IFRS 9.7.2.17*

IFRS第9号の新たな減損に関する規定はIAS第8号に従って遡及適用される。ただし、以下に示す特定の例外がある。

IFRS 9.7.2.19

当初認識後の信用リスクの著しい増加の有無を決定する際には、企業は以下の両方を適用する可能性がある。

- 信用リスクの低い場合の例外規定(12.3.4.3を参照)
- 企業が延滞情報に基づいて信用リスクの著しい増加を特定する場合は、30日超延滞している契約上の支払いに関する反証可能な仮定(12.3.4.4を参照)

15.2.3.1**過度のコストまたは労力***IFRS 9.B7.2.2-4*

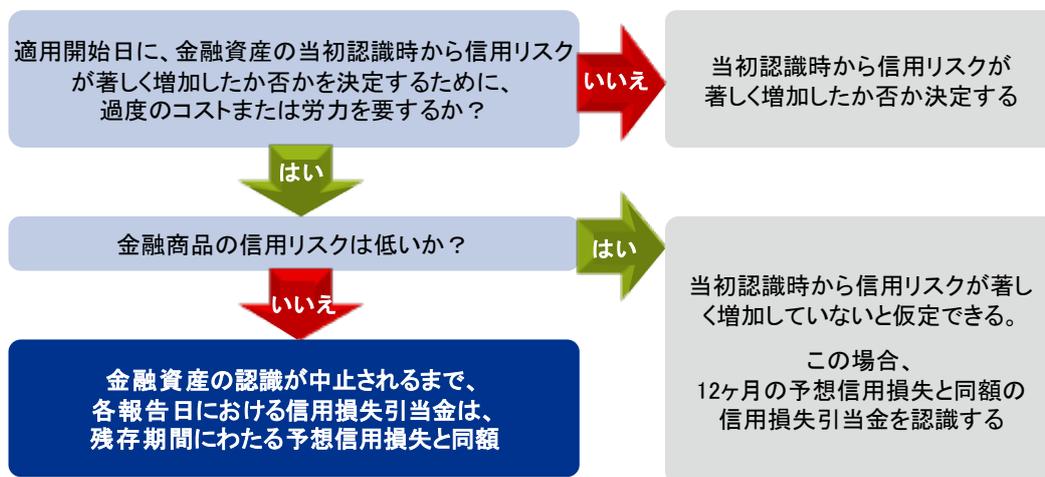
企業は、金融資産の当初認識後に信用リスクの著しい増加があったか否かを適用開始日に判断する際の情報を得るために、徹底的な調査を行うことは求められていない。その代わりに、過度のコストまたは労力を費やさずに合理的に入手することができる情報を考慮することによって、当初認識時の信用リスクを見積る。そのような情報は、ポートフォリオの情報を含むすべての内部及び外部の情報によって構成される。

過年度の情報があまりない企業は、以下の情報源を用いることができる。

- 内部の報告書及び統計に基づく情報(例: 新商品を発売するか否かを決定する際に作成されたもの)
- 類似の商品についての情報
- 比較可能な金融商品のグループの実績

IFRS 9.7.2.18, 7.2.20

適用開始日において、金融商品の当初認識後に信用リスクの著しい増加があったか否かを判断するうえで過度のコストまたは労力を要する場合は、当該金融商品の信用リスクが低い場合を除いて、認識が中止されるまでの各報告日に、残存期間にわたる予想信用損失(12.3.2を参照)に係る損失引当金が測定される。金融商品の信用リスクが低い場合は、企業は当該資産の信用リスクが当初認識後に著しく増加しなかったと仮定して12ヶ月の予想信用損失と同額の損失引当金を認識することができる(12.3.4.3を参照)。



15.2.4 IFRS第9号の旧バージョン

15.2.4.1 異なるバージョンのIFRS第9号の適用

IFRS 9.7.1.2, 7.3.2

IFRS第9号は段階的に公表され、複数のバージョンが存在している。2015年1月31日以後にIFRS第9号を初めて適用する企業は、旧バージョンのIFRS第9号を適用することはできなくなる。ただし、2015年1月31日以前に旧バージョンを初めて適用する企業は、2018年1月1日のIFRS第9号の強制適用日まで旧バージョンを適用し続けることができる。また、2018年1月1日の強制適用日まで、IFRS第9号(2010年版)における自己の信用に関する規定を単独で早期適用することが認められる(15.1を参照)。

IFRS 9.7.2.21

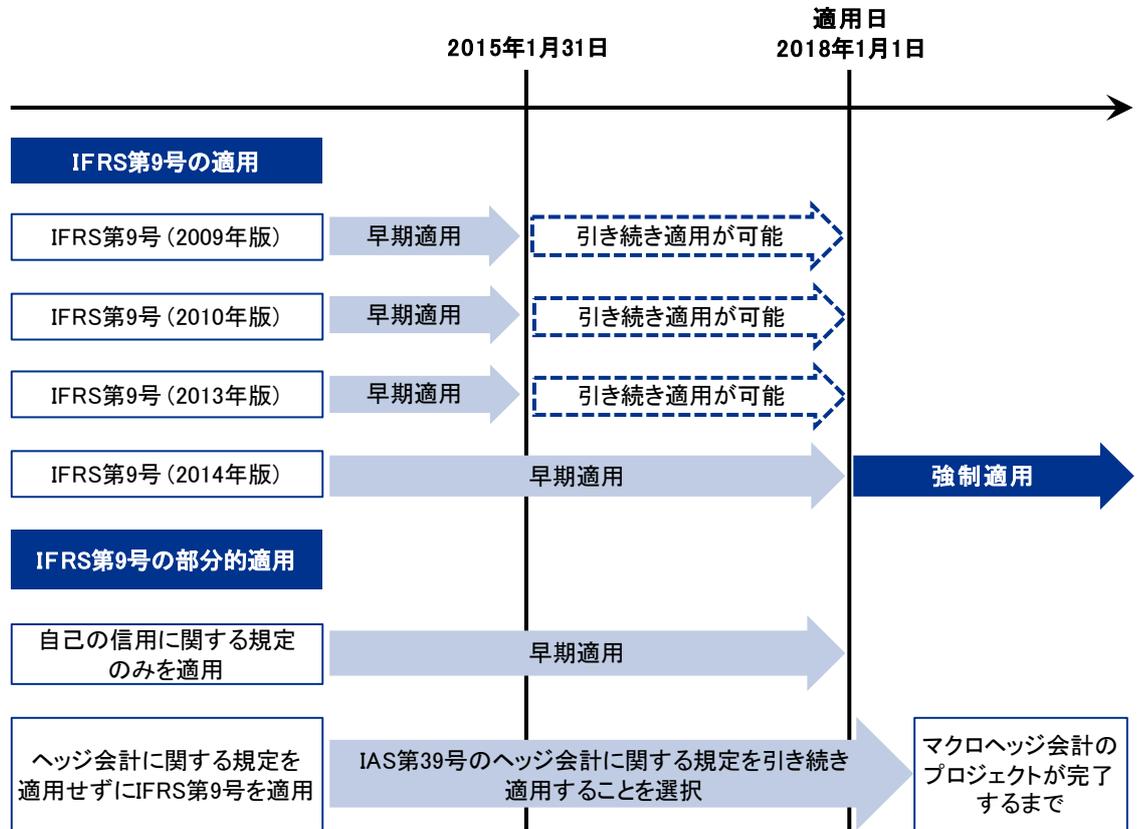
また、IASBのマクロヘッジに関するプロジェクトが最終化されるまで、IFRS第9号(2013年版)またはIFRS第9号(2014年版)を適用している企業は、IAS第39号のヘッジ会計規定を引き続き適用することを選択できる²⁰。

2018年1月1日まで(または、IAS第39号のヘッジ会計規定を引き続き適用することを選択する場合は、マクロヘッジ会計が最終化されるまで)、様々なバージョンのIFRS第9号及びIAS第39号の適用に関する以下の選択が可能である。

- IAS第39号
- IAS第39号(金融負債の信用リスクの変動による影響をOCIに表示するというIFRS第9号の規定を適用する)
- IFRS第9号(2009年版)(金融負債の信用リスクの変動による影響をOCIに表示するというIFRS第9号の規定を適用する、または適用しない)
- IFRS第9号(2010年版)
- IFRS第9号(2013年版)(IAS第39号のヘッジ会計規定を引き続き適用する、または適用しない)
- IFRS第9号(2014年版)(IAS第39号のヘッジ会計規定を引き続き適用する、または適用しない)

以下の図は、IFRS第9号を適用する際に利用できる様々な選択肢について説明している。

²⁰ この論点についての詳細な説明は、2013年12月に公表されたKPMGの刊行物「[IFRS最終基準書の初見分析:IFRS第9号\(2013年版\)ーヘッジ会計及び移行措置](#)」を参照のこと。



考察—旧バージョンのIFRS第9号の適用

IFRS 9.7.3.2

12月を期末とする企業は、2015年度の財務諸表において、いずれの旧バージョンのIFRS第9号でも当初適用することができる。これは、適用開始日（2015年の暦年の初日、すなわち2015年1月1日）が、2015年2月1日（これらの旧バージョンが当初適用される会計期間の期首のカットオフ日）より前となるためである。

15.2.4.2

IFRS第9号の順次適用

IFRS 9.7.2.27

企業が最初に旧バージョンを適用することなくIFRS第9号（2014年版）を適用する場合、IFRS第9号の適用開始日は1つとなる。企業がIFRS第9号の旧バージョンを早期適用し、その後にIFRS第9号（2014年版）を適用する場合は、適用したバージョンごとに異なる適用開始日を有することとなる。

後のバージョンのIFRS第9号の適用開始日は、通常、旧バージョンの適用に影響を及ぼすことはない。ただし、その適用開始日はその後に適用されるIFRS第9号の追加的移行措置及び例外規定の適用に際して用いられる。

設例－IFRS第9号の順次適用

企業Xは、最初に旧バージョンを適用しないでIFRS第9号最終版を適用する。企業YはIFRS第9号(2009年版)を最初に適用し、その後に最終版を適用する。X社及びY社は各バージョンの適用開始日を以下のように決定する。

	旧バージョン	最終版	適用開始日
X社	✗	✓	すべての規定に関して、最終版のIFRS第9号の適用開始日を用いる。
Y社	✓ IFRS第9号 (2009年版)	✓	IFRS第9号(2009年版)の規定に関して、IFRS第9号(2009年版)の適用開始日を用いる。 最終版のIFRS第9号の追加的移行措置及び例外規定に関して、最終版のIFRS第9号の適用開始日を用いる。

15.3 IFRS第9号の当初適用に関する開示

IAS 8.28, IFRS 7.42Q

IFRS第9号が当初適用される期間において、企業はIAS第8号で規定されている開示を行う。ただし、この期間に、以下の基準の分類及び測定に関する規定(償却原価及び減損に関する規定を含む)に基づいて報告されていたであろう表示科目の金額を開示することは要求されない。

- 過去の期間についてIFRS第9号を適用
- 当期についてIAS第39号を適用

15.3.1 分類及び測定

IFRS第9号(2014年版)の適用時の開示は、企業が以下のいずれに該当するかによって異なる。

- IAS第39号から移行しているか(すなわち、IFRS第9号の分類及び測定に関する規定を初めて適用するか)
- IFRS第9号の旧バージョンから移行しているか

IAS第39号から移行している場合は、より広範囲な開示が要求される。このセクションは、主要な開示に焦点を当てているが、最終基準書が要求しているすべての開示を網羅しているわけではない。

15.3.1.1 すべての移行に関連する開示

IFRS 7.42I–J

IFRS第9号の適用に際して、企業は適用開始日が含まれる報告期間に以下の開示を行う。

- IAS第39号または旧バージョンのIFRS第9号に基づいて決定された当初の測定区分及び帳簿価額
- 金融資産及び金融負債の各種類について、IFRS第9号に基づいて決定された新たな測定区分及び帳簿価額

企業は、IFRS第9号の分類に関する規定の適用方法及び金融資産及び金融負債のFVTPLへの指定または指定解除の理由についても説明する。また、以前にFVTPLに指定していたが、もはやそのような指定をしなくなった金融資産及び金融負債の金額について、強制的な指定解除と選択による指定解除を区別して開示する。

15.3.1.2**IAS第39号からの移行時の追加的な開示***IFRS 7.42L*

企業は適用開始日の金融資産及び金融負債の分類について、以下の変動を区分して開示する。

- IAS第39号における測定区分に基づく帳簿価額の変動
- IFRS第9号への移行時の測定属性の変更から生じる帳簿価額の変動

IFRS 7.42M-N

企業は分類変更による影響を以下のとおり開示する。

IFRS第9号への移行による分類変更の種類	開示
金融資産及び金融負債のFVTPLまたはFVOCIから償却原価への分類変更	報告日の金融資産または金融負債の公正価値
金融資産のFVTPLからFVOCIへの分類変更	金融資産または金融負債が分類変更されなかったとしたら、当期中に純損益またはOCIに認識されていたであろう公正価値による利得または損失。
金融資産及び金融負債のFVTPLから他の測定区分への分類変更	適用開始日の実効金利、及び企業が金融資産の分類及び測定に関するIFRS第9号の規定を初めて適用する報告期間に認識される利息収益または費用。一部のケースでは、この開示は金融資産の認識が中止されるまでの各期間について行わなければならない。

IFRS 7.42R-S

移行時に、実務上不可能な場合に関する特定の例外規定が用いられた場合には、追加的な開示を行わなければならない(15.2.2.2を参照)。

15.3.2**減損***IFRS 7.42P*

IFRS第9号の減損に関する規定の適用開始日に、以下の調整について開示する。

- IAS第39号に基づく減損引当金及びIAS第37号に基づく引当金の期末残高
- IFRS第9号に基づく損失引当金の期首残高

企業は、IAS第39号及びIFRS第9号に従って、金融資産の測定区分ごとにこの開示を行う。適用開始日における測定区分の変更による損失引当金への影響は別個に開示する。

15.4**IFRS初度適用企業***IFRS 1.B2,B3,B8-B9, D19-D19C*

最初のIFRS財務諸表においてIFRS第9号を適用するIFRS初度適用企業は、該当する場合に、15.2に記載されている移行措置と同様の移行措置を適用する。ただし、適用開始日への言及は通常、IFRS移行日への言及に置き換えられる。また、金融商品の契約開始時にSPPI要件の評価を求めるIFRS第9号の移行措置(15.2.2.2を参照)と異なり、IFRS第1号の移行措置は移行日に評価を行うことを求めている。

考察一適用開始日と移行日

IFRS 1.7 Appendix A, E1

IFRS第9号によって改訂されたIFRS第1号は適用開始日ではなく、移行日に言及している。

IFRS第9号において、適用開始日は企業がIFRS第9号を初めて適用する期間の期首である。IFRS第1号において、移行日は企業が最初のIFRS財務諸表においてIFRSによる完全な比較情報を表示する最初の期間の期首である。したがって、1年分のIFRSによる完全な比較情報を表示すると仮定した場合、初度適用企業の移行日は、既存のIFRS財務諸表作成者が当報告期間にIFRS第9号を初めて適用した場合の適用開始日より1年早くなる。通常、初度適用企業は、最初のIFRS報告期間及び比較期間の両方で同一の会計方針を適用しなければならないが、2019年1月1日より前に開始する会計年度にIFRSを初めて適用する企業については、比較期間におけるIFRS第9号の適用が免除される(以下を参照)。

また、初度適用企業は以下の例外規定も適用することができる。

IFRS 1.D33

IFRS第9号は、特定の非金融項目の売買契約を契約開始時にFVTPLで測定するものとして指定することを認めている(3章を参照)。初度適用企業は、自己使用の例外規定を満たす既存の契約をIFRS移行日にFVTPLに指定(撤回は不可)することができる。ただし、これは、すべての類似する契約をFVTPLに指定する場合に限定される。

IFRS 1.E1-E2

2019年1月1日より前に開始する会計年度にIFRSを初めて適用する企業は、最初のIFRS第9号に基づくIFRS財務諸表上で比較情報を修正再表示する必要はない。この例外規定は、IFRS第9号の範囲内の資産に関するIFRS第7号の開示も含んでいる。初度適用企業がこの例外規定を適用する場合には、以下の規定が適用される。

- IFRS第9号の適用目的上、「移行日」とは最初のIFRS報告期間の期首である。
- IFRS第9号の適用範囲に含まれる項目に関する比較情報には、従前の会計原則を適用する。
- 例外規定を適用した旨を、比較情報の作成の基礎とともに開示する。
- IFRS第9号の適用により生じた差異を会計方針の変更により生じたものとして扱い、IAS第8号が求める関連する開示を行う。ただし、比較期間の報告日現在の財政状態計算書の表示金額についてのみ、財務諸表の表示項目への影響を開示することが求められる。
- IFRSの具体的な要件に準拠するだけでは特定の取引及びその他の事象や状況が企業の財政状態や業績に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするのに不十分である場合には、追加的な開示を行う。

考察一旧バージョンのIFRS第9号の適用

IFRS 1.7-8

IFRS第1号の早期適用に関する一般規定は以下のとおりである。

- 初度適用企業は、IFRS開始財政状態計算書において、また最初のIFRS財務諸表で表示されるすべての期間を通じて、同一の会計方針を用いなければならない。それらの会計方針は最初のIFRS報告期間の期末日現在で有効な各基準に準拠しなければならない。
- 初度適用企業は、まだ強制適用となっていない新しいIFRSが早期適用を認めている場合は、当該基準を適用することができる。

2015年1月31日以前にIFRS第9号を適用する既存のIFRS財務諸表作成者は、旧バージョンのIFRS第9号を適用することができる(15.2.4を参照)。ただし、IFRS第9号(2014年版)またはIFRS第1号(IFRS第9号(2014年版)による改訂後)には、初度適用企業による旧バージョンのIFRS第9号の適用について説明する明確なガイダンスはない。

16 FASBの提案及びU.S. GAAPとのコンバージェンス

金融商品の会計処理を見直すプロジェクトは、IASBとFASBとの共同プロジェクトとして2008年から始まった。このプロジェクトの目的の1つは、IFRSの規定とU.S. GAAPの規定との主要な差異を削減することにあった。ただし、両ボードは最終的に、異なる方向で進み続けることを決定した。したがって、FASBの金融商品に関する改訂ガイダンスはIFRS第9号とは異なるものになる見込みであり、コンバージェンスは達成されない見込みである。本冊子の刊行時点では、FASBは、金融商品に関するプロジェクトについて引き続き審議中である。FASBの審議の経過は、以下のようにまとめることができる。

16.1 金融資産及び金融負債の分類及び測定

2013年2月、FASBは、IFRS第9号のモデルと類似した分類及び測定モデルを提案した公開草案を公表した。ただし、分類及び測定モデル案の再審議において、FASBは、現行のU.S. GAAPの金融資産及び金融負債の分類及び測定モデルの大部分を引き継ぎ、限定的に一部の改善を行うことで合意した。FASBの分類及び測定に関する最終基準書は、2015年前半に公表される見込みである。

16.2 減損

2012年12月、FASBは、IFRS第9号のモデルとは異なる減損モデルを提案した公開草案を公表した。FASBの提案する減損モデルも予想信用損失モデルではあるものの、残存期間にわたる予想信用損失に基づく単一の測定アプローチを規定したものであった。FASBは、現在もこの減損モデル案について審議中である。FASBの最終的な減損の規定は、2015年前半に公表される見込みである。

16.3 ヘッジ会計

FASBのヘッジ会計案は、2010年5月の公開草案で公表された。FASBの公開草案におけるヘッジ会計案とIFRS第9号のヘッジ規定との間には、著しい差異がある。2011年2月、FASBは、一部のヘッジ会計の論点についてコメントの募集を行い、IASBのヘッジ会計案について意見を募った。2011年8月、FASBは、このコメントの募集に寄せられたフィードバックについて協議したものの、意思決定には至らなかった。FASBは、寄せられたフィードバックについて調査及び検討を行い、ヘッジ会計の再審議計画を策定する予定である。再審議に関する具体的な日程は未定である。

本冊子について

本冊子は、KPMG International Standards Group (KPMG IFRG Limitedの一部。以下、ISG)が作成しました。

内容

KPMGの「IFRS最新基準書の初見分析 (First Impressions)」と題する刊行物は、新しい基準書、解釈指針、またはその他のIFRSの規定の重要な改訂の公表に伴い発行されるものです。新しい基準書等の重要な項目に関する検討を行い、実務の変更が行われる可能性のある分野を明確にしています。また、新基準書等の導入による影響を検討するのに役立つよう、設例を提示しています。

本冊子は、IFRS第9号「金融商品」の完成版(2014年版)の規定について、金融資産及び金融負債の分類及び測定、並びに金融資産の減損に焦点を当てて解説しています。このIFRS第9号の完成版の一部である一般ヘッジ会計モデルにつきましては、2013年11月に公表されており、2013年12月に刊行した「[IFRS最新基準書の初見分析:IFRS第9号\(2013年版\)ーヘッジ会計及び移行措置](#)」において解説を行っています。

本冊子の本文では、2014年8月30日現在公表されている基準書等を参照しています。左の欄には、関連するパラグラフが記載されています。

企業が自社の事実、状況及び個々の取引に、IFRSを適用するためには、多くの場合、詳細な分析と解釈が必要となります。さらに、本冊子の情報の一部は、ISGの当初の考察に基づいていますが、実務の進展に伴い、これらの考察は変更される可能性があります。

KPMGは、KPMGのIFRS実務ガイド「Insights into IFRS」に解釈ガイダンスを追加することにより、本冊子の解釈ガイダンス及び設例のアップデート及び補足を行う予定です。

情報提供

www.kpmg.com/ifrsを利用することにより、IFRSに関する最新の動向を把握することができるとともに、KPMGの刊行物のラインアップを閲覧することもできます。IFRSに初めて触れる方も現行のIFRS利用者も、最近の動向の概略、複雑な規定についての詳細なガイダンス、及び開示例やチェックリスト等の実務的なツールを入手可能です。地域別の観点からの情報については、世界中のKPMGメンバーファームが提供するIFRS情報へのリンクを利用して入手してください。

これらの刊行物はすべて、IFRS外部報告に関わる方々にとって有用なものです。「In the Headlines」シリーズ及び「Insights into IFRS: An overview」は、監査委員会及び取締役会クラス向けに要点をまとめた概要を提供しています。

利用者のニーズ	刊行物のシリーズ	目的
概略	In the Headlines	重要な会計上、監査上及びガバナンス上の変更点(それによる企業への影響を含む)について、要点をまとめた概要を提供しています。
	IFRS Newsletters	金融商品、保険契約及びリースに関するプロジェクトにおけるIASBとFASBの最近の議論を取り扱っており、その概要、決定の潜在的影響の分析、プロジェクトの現状及び完了までの予想されるスケジュールが含まれています。
	The Balancing Items	IFRSの限定的な範囲の改訂を取り扱っています。
	New on the Horizon	公開草案等のデュー・プロセス文書の規定について検討し、KPMGの考察を提供しています。特定の業種別の冊子も発行しています。
	First Impressions	新しい基準書等の規定を検討し、実務の変更が生じる分野を明確にしています。特定の業種向けの冊子も発行しています。

利用者のニーズ	刊行物のシリーズ	目的
適用上の論点	Insights into IFRS	IFRSの実務への適用についての論点を取り扱っており、多数の解釈上の問題についてKPMGが合意に達した結論を説明しています。要約版(The overview version)は、監査委員会及び取締役会クラス向けの概要を提供しています。
	IFRS Practice Issues	企業がIFRSの適用上直面する可能性のある実務上の論点を取り扱っています。特定の業種別の冊子も発行しています。
	IFRS Handbooks	基準書の実務への適用について詳細に説明するための広範な解釈指針及び例示が含まれています。
期中及び年次財務報告	Guide to financial statements – Illustrative disclosures	架空の多国籍企業を想定し、IFRSに準拠して作成された財務諸表の様式のひとつを例示しています。年次及び期中財務報告別の冊子、並びに業種別の冊子も発行しています。「我が社の事業報告を改善するにはどうすればよいか。」という疑問に対する答えを導き出す端緒として、 kpmg.com/betterbusinessreporting をご利用ください。
	Guide to financial statements – Disclosure checklist	年次及び期中報告期間において現行適用されている規定により要求されている開示項目を明らかにしています。
GAAP間比較	IFRS compared to US GAAP	IFRSとU.S. GAAPとの間の重要な基準差異を取り扱っています。要約版(The overview version)は、監査委員会及び取締役会クラス向けの概要を提供しています。
業種別の論点	IFRS Sector Newsletters	特定の業種に直接的な影響を及ぼす会計上及び規制上の動向についての最新情報を定期的に提供しています。
	Application of IFRS	業種別の論点の会計処理方法及び財務諸表上の開示方法について例示しています。
	Impact of IFRS	IFRSによる特定の業種の主要な会計上の論点について概要を提供しており、IFRSへの移行によりその特定の業種における企業の営業活動にどのような影響が及ぶかを解説しています。

広範にわたる会計、監査及び財務報告に関するガイダンスや文献については、KPMGの「Accounting Research Online」で参照可能です。現在の大きく変化する環境において最新情報に精通したい方にとって、このウェブベースの会員制サービスは価値あるツールとなります。aro.kpmg.comで、ぜひ15日間の無償トライアルをお試しください。

日本語資料のご案内

あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室は、国際財務報告基準に関する、日本語による解説書籍の出版、並びに解説資料及び音声解説付きスライドを作成しています。以下のウェブサイトをご参照ください。

書籍及び刊行物	目的
詳細解説IFRS実務適用ガイドブック	国際財務報告基準の理解に資する信頼できる情報に対するニーズに応える専門書として、国際財務報告基準を支える基本原則や規定の内容を簡潔かつ明瞭に示すことはもとより、実務で遭遇するであろう論点もできるだけ広く取り上げ、それらを豊富な設例を用いて具体的に解説しています。
IFRSの改訂ヘッジ会計 ～ケースで学ぶ新しいヘッジ会計～	国際会計基準審議会 (IASB) が2013年11月19日に公表したIFRS第9号 (2013年版) のヘッジ会計をケース・スタディ方式で解説するものです。日本基準利用者の視点から、IFRS第9号のヘッジ会計の仕組みを具体的に説明しています。
会計基準Digest	日本基準、修正国際基準、IFRS及び米国基準のすべてをカバーした最新動向を、簡潔に紹介しています (月刊)。
IFRSニュースフラッシュ	国際会計基準審議会 (IASB) が公表する新たな会計基準や公開草案に関する最新情報をタイムリーに紹介しています。
オンライン解説	音声解説付きのスライドにより、国際会計基準審議会 (IASB) が公表する新たな会計基準や公開草案等の概要を紹介します。
オンライン基礎講座	音声解説付きスライドにより、IFRSの主要な規定をトピックごとに、初心者にも分かりやすく解説しています。
KPMG会計・監査AtoZ (アプリ)	会計・監査の最新情報のチェック、及び概要をメールで送信することができます。また、動画による解説をアプリ内で視聴することができます。

日本語訳の発行にあたって

あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室は、国際財務報告基準の改訂や新基準書の公表に際して、適時に情報を提供することを目的として、ISGが公表する英文冊子のうち、日本に与える影響が大きいものについて日本語訳を作成し提供しています。

本冊子は、ISGが2014年9月に発行した「First Impressions: IFRS 9 Financial Instruments」の日本語訳です。2014年7月に公表されたIFRS第9号「金融商品」の完成版の適用に関してその概略を解説するとともに、現時点でKPMGが特定している実務的な適用上の論点について明確化することを目的としています。本冊子が今回の改訂の概略及び適用上の論点を明らかにし、分析しようと考えている方々に少しでもお役に立てれば幸いです。

本冊子の翻訳は、あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室のメンバーが中心となり行いました。

2014年11月

謝辞

本冊子の出版に携わった主な執筆者であるKPMG ISGのVarghese Anthony、Ewa Bialkowska、Tal Davidson、Terry Harding、Hiroaki Hori、Chris Spall及びArevhat Tsaturyanの努力に謝意を表します。

また、本冊子の出版に携わったKPMGグローバルの以下のIFRS金融商品トピック・チームのメンバーにも謝意を表します。

Charles Almeida	Brazil
Aram Asatryan	Russia
Ewa Bialkowska	UK
Jean-François Dandé	France
Terry Harding (Deputy leader)	UK
Caron Hughes	Hong Kong
Gale Kelly	Canada
Tara Smith	South Africa
Chris Spall (Leader)	UK
Patricia Stebbens	Australia
Enrique Tejerina (Deputy leader)	US
Venkataramanan Vishwanath	India
Danny Vitan	Israel
Andreas Wolsiffer	Germany

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

アカウンティングアドバイザリーサービス

東京事務所

TEL : 03-3548-5120

FAX: 03-3548-5113

大阪事務所

TEL : 06-7731-1300

FAX: 06-7731-1311

名古屋事務所

TEL : 052-589-0500

FAX: 052-589-0510

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/ifrs

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 14-1534

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.